

官報 號外

大正八年二月二十六日

水曜日

印刷局

第四十二回 衆議院議事速記録第十七號

大正八年二月二十五日(火曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第十六號 大正八年二月二十五日

午後一時開議

質問

- 一 國民思想問題ニ關スル質問(伊東知也君提出)
- 二 公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問(横山勝太郎君提出)
- 三 青年指導ニ關スル質問(田中萬逸君提出)
- 四 國民思想ノ善導ニ關スル質問(田中善立君提出)
- 五 食糧政策ニ關スル質問(小橋謙三衛君提出)
- 六 外交問題ニ關スル質問(押川方義君提出)
- 七 師範教育振興ニ關スル質問(高松正道君外一名提出)
- 八 吉野川改修工事ニ關スル質問(高島兵吉君提出)

- 第一 道路法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 大正六年法律第六號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 時局ノ影響ニ因ル地方税制擴張ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 高等諸學校創設及擴張費支辨ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 東方調查局設置ニ關スル建議案(伊東知也君提出) (委員長報告)
- 第六 朝鮮平元鐵道急設ニ關スル建議案(牧山耕藏君外五名提出) (委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般ノ報告ガアリマス

〔原田書記官朗讀〕

一去ル二十一日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

農工銀行法中改正法律案

提出者 天春 文衛君

秋本 喜七君

恆松 隆慶君

榊田清兵衛君

原田佐之治君

齋藤 安雄君

松本鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 高島 順作君

丸山嵯峨一郎君

漆 昌巖君

農務省新設ニ關スル建議案

提出者 中倉万次郎君

武藤 金吉君

井原 百介君

川崎安之助君

土井 權大君

小鹽八郎右衛門君

農工銀行補助法第七條實施ニ關スル建議案

提出者 中倉万次郎君

武藤 金吉君

井原 百介君

川崎安之助君

土井 權大君

小鹽八郎右衛門君

水産銀行設立ニ關スル建議案

提出者 鶴澤 宇八君

佐々木平次郎君

今二十五日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

地租條例中改正法律案

提出者 田中 隆三君

小山 溫君

耕地整理法中改正法律案

提出者 田中 隆三君

小山 溫君

延松鐵道速成ニ關スル建議案

提出者 長峰 與一君

陣 軍吉君

能代、五所川原間鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 長峰 與一君

井島 義雄君

原田 十衛君

提出者 工藤 卓爾君

鳴海文四郎君

今二十五日政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

衆議院議員選舉法中改正法律案

執達吏規則中改正法律案

執達吏ノ手数料及立替金増額ニ關スル法律案

大正五年度歳入歳出總決算

大正五年度各特別會計歳入歳出決算

大正五年度歳入歳出決算検査報告

一去二十二日議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

移民政策ニ關スル質問主意書

提出者 土井 權大君

東京市青山墓地移轉問題ノ件並墓地及埋葬取締規則第二條ニ關スル質問主意書

提出者 齋藤 紀一君

一 政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員伊東知也君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員高田耕平君提出小學校教員ニ給スル臨時手当ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員森本一郎君提出林原制限地開墾ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員兒玉右二君提出歳費増額ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員田中善立君提出國民思想ノ善導ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員高松正道君外一名提出師範教育振興ニ關スル質問ニ對スル答辯書

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員伊東知也君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員伊東知也君提出滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一商租ナル語ハ大正四年五月二十五日ノ南滿洲及東部内蒙古ニ關スル日支條約ニ於テ始メテ使用セラレタルモノナル處支那側ニテハ商租ヲ以テ單純ナル賃借權ト解釋シ居レルモノアルカ如ク現ニ後記ノ支那側制定商租規則ハ此解釋ヲ基礎トシテ制定セラレタルヤニ察セラル然レトモ商租中三十年以内ノ期限ヲ附シ且無條件ニテ幾度モ更新シ得ル永年ノ租借迄ヲ含ムハ滿蒙ニ關スル日支條約附屬公文ノ明記スル所ニシテ普通ノ賃借權ヨリモ範圍廣汎ナルハ疑ヲ容レズ事實問題トシテハ短期ノ租借ニ付テハ別ニ問題ナキモ永年ノ租借ニ付テハ支那側ニ於テハ右無條件更新ノ意義ヲ無視シ更新毎ニ一々地主ノ同意ヲ必要條件トスルカ如ク誤解スルモノアリト雖其ノ主張ノ根據ナキコト明瞭ナリ

二滿洲ニ於ケル土地商租權ハ大正四年五月二十五日ノ南滿洲及東部内蒙古ニ關スル日支條約第二條及同條約附屬公文ノ規定スル所ニシテ別ニ之ニ關スル附帶細則ヲ設クルカ如キ約定ヲ取結ヒタルコトナシ然ルニ同條約成立後支那政府ハ商租ノ細則トモ云フヘキ商租地畝須知ナルモノヲ制定シ之ヲ南滿各地ノ地方官ニ内達シタル模様ナリシカ間モナク奉天支那官憲ヨリ非公式ニ在奉天日本總領事ニ對シ該規則ヲ提示シ日本官憲ト協議決定ノ上實施スヘキ旨外交部ヨリ訓令アリタル趣ヲ以テ右協議ヲ求メ來レリ政府ハ便宜ノ問題トシテ支那官憲ノ希望ニ應ジ適當ノ規則ヲ制定スルコトハ差支ナシト認メ帝國總領事ヲシテ免モ角非公式ニ之ヲ受理セシメ篤ト調査ノ上何分ノ挨拶ヲナスヘキ旨一應答ヘシメ置キタリ仍テ同規則ヲ研究スルニ當リ規則其ノモノカ内容形式共ニ完備セサルノミナラス日支條約所定ノ商租ニ關スル根本觀念ト抵觸シ條約ノ本旨ニ戾レル事項尠カラズ殊ニ滿洲ニ於ケル土地制度及土地ニ關スル舊慣ノ複雜不統一ナルニ顧ミ且商租規則ハ本邦人ノ權利關係乃至事業ノ發展上重大ノ影響アルヲ以テ慎重調査ノ要アルヲ認メ一面在滿各領事ニ命シ實地ニ就キ詳細調査セシムルト共ニ外務省ニ於テモ各方面ヨリ係官ヲ設ケ篤ト審査セシメタル上大正六年ノ奉天ニ於ケル領事會議ニ付シ其議決案ニ對シ更ニ本省ニ於テ審査ヲ加ヘ一面拓殖局トモ協議ヲ重ネ漸ク成案ヲ得ルニ至リ遠カラズ他ノ滿蒙條約ニ關スル規則ト共

ニ支那側トノ間ニ交渉ニ著手ノ運ト成リ居レリ尤モ右商租規則ノ制定ノ有無ニ係ハラス本邦人カ南滿東蒙條約ノ規定上當然商租契約ヲ締結シ得ルコトハ勿論ニシテ支那官憲中帝國ト協議中ノ規則ヲ往々恣ニ勵行セムトスル向アルニ當リテハ隨時帝國官憲ヨリ支那官憲ノ反省ヲ求ムル措置ヲ講シ居レリ三滿洲ニ於テ商租權ノ設定ヲ得タルモノ現在ニ於テ三萬餘町歩金額約三百萬圓ニ上レルモ實際其土地ヲ利用セルモノハ多クハ撫順鞍山站地方ノ鐵道附屬地附近若ハ商埠地附近ニ於ケル住宅地等ノ小區域ニ限ラレ所謂農耕地ニ付テハ不幸ニテ圓滿ナル利用ヲナセルモノ多カラサルハ政府ニ於テモ亦甚ク遺憾トスル所ナリ元來南滿洲ニ於ケル土地ハ前清皇室ノ私產及王公府ノ旗產尠カラズ此等ハ通常世襲ノ小作人附隸シ地主ノ増租奪佃ヲ許サズ甚シキニ至テハ全然小作料ヲ納付スルコトナク事實小作人ニ於テ土地所有權ヲ有スルカ如キモノスラアリ共和政府ノ樹立ヲ見ルニ至リ清室優待條例ヲ發布セルモ右ノ慣行ハ全ク之ヲ破棄スル能ハスシテ地主小作人間ニハ今尙紛紜絶エス從テ此等地主ハ日支新條約ノ成立ヲ機トシ殆ント空權ニ近キ土地ノ權利ヲ舊慣ニ通セサル本邦人ニ讓渡シテ小作人トノ紛紜ヲ避ケムトシ又本邦人ハ商租權カ僅少ノ商租料ヲ以テ獲得シ得ヘキモノト速斷シタルカ爲當時一時ニ多數ノ商租契約成立ヲ見ルニ至リタルコトアルモ元來此等ノ土地ニ付テハ小作人ノ權利ハ平均地價ノ七八割ニテ轉讓セラルルカ如キ現狀ニシテ何等商租權設定ノ取引ニ參加セサル小作人等カ地主對本邦人間ノ商租契約ニ依リ右ノ如キ價格ヲ有スル世襲ノ小作權ヲ無條件ニテ本邦人ニ割奪セラレ若ハ小作料ヲ引上ケラル、危險アルヲ虞レテ支那官憲ノ保護ヲ求メ又支那官憲ニ於テモ種種ノ疑惑ヲ抱キ本邦人ノ商租ヲ妨害シタル形跡アリ茲ニ日支間ニ幾多ノ紛紜ヲ醸スニ至リタル次第ナリ要スルニ商租ニ關スル紛紜ハ其根底ニ遡レハ商租其物ニ關スル紛紜ヨリモ寧ろ其目的物タル土地自體ニ存スル紛紜ヲ多シトス此等ノ事情ハ次第ニ本邦人ノ間ニ明瞭トナリ來リテヨリ以來右ノ如キ土地ニ關スル商租ハ著シク減少スルト共ニ支那官憲ノ態度モ多少寛和セリ尙大正六年十二月奉天商務總會ハ商租禁止ノ決議ヲ爲シ之ニ基キテ張督軍ハ各縣知事ニ同様に訓令ヲ下セルコトアルモ當時帝國總領事ニ於テ嚴重抗議シ結局同督軍ハ該訓令ヲ取消シタリ從來商租ニ付紛紜アリタル場合ニハ關係領事ニ於テ一々

理非曲直ヲ明カニシ苟クモ善意且正當ノ取得者ニ對シテハ其ノ場合ニ適應スル機宜ノ保護方法ヲ講シ居レルカ今後ノ商租ニ付紛紜ノ生スルコトナカラシムカ爲目下立案ノ對案ニハ特ニ此ノ點ニ考量ヲ加ヘテリ尙商租問題ニ付テハ此上共日支兩國ノ間ニ十分了解ヲ達クルノ必要アルヲ認ムルモ根本問題トシテ政府ハ支那ニ對シ眞ニ兩國國民ノ諒解親善ヲ齎ラスヘキ公正共益ノ方針ヲ基幹トシテ諸般ノ施設ヲ行ハムトスル意嚮ナルヲ以テ商租問題ニ付テモ亦此ノ方針ノ下ニ適宜改善ノ方途ヲ講セムコトヲ期ス

大正八年二月十三日

外務大臣子爵內田康哉

大正八年二月二十日

內閣總理大臣原敬

衆議院議員高田松平君提出小學校教員ニ給スル臨時手當ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員高田松平君提出小學校教員ニ給スル臨時手當ニ關スル質問ニ對スル答辯書
法令ニ依リ市町村立小學校教員ニ對スル臨時手當ヲ普遍ナラシムル方法ヲ採ルハ現下市町村ノ財政狀態ニ於テ之ヲ許サハルモノアルニ依リ政府ハ大正七年九月地方長官ニ通牒ヲ發シ小學校教員ニ對スル臨時手當支給ノ途ヲ開カシメ爾來各市町村ニ於テハ事情ノ許ス限リ之ヲ支給シツ、アルノ實況ナリ本質問ニ於ケルカ如ク之ヲ放任シ居ルモノニアラス

大正八年二月二十日

文部大臣中橋德五郎

大正八年二月二十日

內閣總理大臣原敬

衆議院議員森本一郎君提出林原制限地開墾ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員森本一郎君提出林原制限地開墾ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一森林原野ノ開墾制限地ハ森林法ノ規定ニ依リ主トシテ治水上ノ必要ニ基キ之ヲ設ケタルモノニシテ之カ開墾ハ其ノ影響スル所重大ナルヲ以テ地方長官

大正八年二月二十五日 内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素質ヲ得シムルヲ以テ青年團體指導ノ方針トシテ而シテ之カ實施ノ方法ニ至リテハ地方ノ情況ニ應ジ其ノ宜シキヲ制セムコトヲ期シツ、アリ

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君提出國民思想ノ善導ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員田中善立君提出國民思想ノ善導ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ人心ノ嚮フ所ニ鑑ミ、各般ノ施設ヲ整備シ以テ健全ナル思想ノ誘導ニ努力セムトス

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高松正道君外一名提出師範教育振興ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員高松正道君外一名提出師範教育振興ニ關スル質問ニ對スル答辯書

師範教育ノ振興改善ヲ圖ルハ政府ノ深ク思フ致ス所ニシテ、其ノ内容ノ改善充實ヲ策スル共ニ優良ナル教員及生徒ヲ斯界ニ招致スルニ付適當ナル方法ヲ考慮シツ、アリ

大正八年二月二十五日

文部大臣中橋德五郎

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サレモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

一昨二十四日財政整理ニ關スル臨時調查機關設置ノ建議案委員奥田柳藏君辭任ニ付其補闕トシテ野村嘉六君ヲ、水産講習所内ニ淡水科特設ニ關スル建議案委員小西和君辭任ニ付其補闕トシテ唐端清太郎君ヲ、精神病院法案委員八木逸郎君辭任ニ付其補闕トシテ土谷全次君ヲ、辦理士法案外一件委員工藤吉次君、毛利保太郎君辭任ニ付其補闕トシテ鳴海文四郎君、長峰與一君ヲ、食糧政策及小作農保護ニ關スル建議案委員高橋嘉太郎君辭任ニ付其補闕トシテ工藤卓爾君ヲ就レモ議長ニ於テ選定セリ

一昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

精神病院法案委員

委員長 金杉英五郎君

理事

地方鐵道法案外四件委員

理事

委員長 戸水 寛人君

理事

染料工業保護ノ爲關稅改正ニ關スル建議案委員

委員長 中村啓次郎君

理事

木津川治水ニ關スル建議案委員

委員長 齋藤 珪次君

理事

一昨二十四日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第五部

請願委員 牧口 義矩君、川崎克君補闕

第七部

請願委員 井戸文四郎君、鈴木久次郎君補闕

第九部

決算委員 護得久朝惟君、井戸文四郎君補闕

〔左ノ質問主意書ハ政府ヨリ答辯書ヲ送付ヲ受ケタルニ付其主旨辯明ヲ略シ參照ノタメ茲ニ之ヲ掲載ス〕

小學校教員ニ給スル臨時手當ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

大正八年二月三日

提出者 高田 松平

賛成者 田中 萬逸

外二十九人

大正八年二月二十四日

農商務大臣山本達雄

衆議院議長大岡育造殿
衆議院議員兒玉右二君提出歲費増額ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員兒玉右二君提出歲費増額ニ關スル質問ニ關スル答辯書

歲費増額ノ件ニ關シテハ去ル一月二十二日衆議院本會議ニ於テ質問者ニ對シ本大臣ヨリ答辯シタル所ノ如シ

大正八年二月二十四日

内閣總理大臣原敬

大正八年二月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿
衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

政府ハ人心ノ嚮フ所ニ鑑ミ、各般ノ施設ヲ整備シ以テ健全ナル思想ノ誘導ニ勉メムコトヲ期ス

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

小學校教員ニ給スル臨時手當ニ關スル質問主意書
政府ハ小學校教員ニ對スル臨時手當ヲ普通ナラシムルノ方法ヲ採ルノ必要ヲ認ムルヤ若認ムルトセハ何故ニ今日迄放任シテ顧ミサルヤ
右及質問候也

林原制限地開墾ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年二月四日

提出者 森本一郎 賛成者 坂本 金彌
外二十九人

一 林原制限地開墾ニ關スル質問主意書

森林原野制限地ヲ開墾セムトスルニ其ノ手續繁雜ニシテ開墾上支障アリ之ヲ簡易ニシ開墾ヲ助成スルノ意思ナキカ

二 國有林野中間墾適地ノ調査上往々不正確ノ點アリト認ム改良ノ意思ナキカ

三 耕地接續地ノ山林官民有地蔭切りヲ爲シ光線採取ノ充實ヲ圖ラサレハ生産上障害アリ蔭切り獎勵ノ方法ヲ講シアルカ

右及質問候也
歳費増額ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年二月二十日

提出者 兒玉 右二 賛成者 土井 權大
外二十九人

歳費増額ニ關スル質問主意書

政府ハ今日時運ノ趨勢ニ鑑ミ議院政治ノ運用ヲ圓滿ナラシムル爲ニ議院法第十九條ヲ改正シテ議員歳費ノ増額ヲ爲スノ必要ヲ認メ居ルヤ
右及質問候也

國民思想問題ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年一月三十日

提出者 伊東 知也 賛成者 鈴木梅四郎
外三十一人

國民思想問題ニ關スル質問主意書

近時我カ國民思想ニ關シ論議スル者甚ク多ク一般國民ヲシテ疑惑ヲ抱カシムルコト少カラス政府ハ之ニ對シテ如何ナル處置ヲ爲サムトスル乎將タ全ク放任セムトスル乎政府ノ方針如何
右及質問候也

青年指導ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年二月四日

提出者 田中 萬逸 賛成者 武富 時敏
外三十人

青年指導ニ關スル質問主意書

青年ノ指導ハ統一の方針ニ由ルヲ可トスルカ將タ又統一スルノ必要ナシトスルカ政府ノ執ラムトスル指導方針ノ明示ヲ望ム
右及質問候也

國民思想ノ善導ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年二月四日

提出者 田中 善立 賛成者 武富 時敏
外三十三人

國民思想ノ善導ニ關スル質問主意書

今ヤ世界ノ思潮ハ急激ナル變化ヲ來シ我カ國民思想亦安定ヲ缺ケリ去レハ之カ指導宜シキヲ得サレハ復悔エトモ及フ能ハサル危險狀態ニ陥ルノ虞アリ政府ハ之カ善導ニ關シ如何ナル方針ヲ有セリヤ
右及質問候也

師範教育振興ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年二月十日

提出者 高松 正道 土井 權大
外三十一人

師範教育振興ニ關スル質問主意書

國民教育ノ發達ト戰役教育ノ振興トニ鑑ミ師範教育ノ大方針ヲ確立セザルヘカラス即チ師範學校ノ組織ヲ改メ一層其ノ程度ヲ高メ充分ニ専門的教育ヲ施スコトヲ得セシメ有力ナル教員ト優秀ナル生徒ヲ招來スル爲ニ師範教育者ノ待遇ヲ高メ公費生ノ制度ヲ充實セザルヘカラス然ルニ近時地方財政多端ナル結果師範教育ニ充分ノ施設ヲ行ヒ難キ狀態ニ在リ比年入學志望者ノ激減ヲ來シ延テ卒業業者ノ資質低下シツアリ實ニ國民教育上等關ニ附スヘカサル大問題ナリト信ス政府ハ之カ善後ノ良策ヲ考慮シ師範教育ニ一大改善ヲ加フルノ意ナキヤ如何
右及質問候也

○議長(大岡育造君) 本日ノ日程中一、三、四、七、此質問ニ對シテ答辯書ヲ受領シマシカラ 本日ノ日程ヨリ省

キマス、是ヨリ會議ヲ開キ御諮リ致スコトガアリマス、病氣ニ付昨二十四日ヨリ向フ二週間恆松隆慶君、病氣ニ付今二十五日ヨリ向フ二週間松島肇君、病氣ニ付昨二十四日ヨリ向フ二週間白井哲夫君、所勞ニ付昨二十四日ヨリ向フ二週間渡邊陳平君、病氣ニ付今二十五日ヨリ向フ二週間平山岩彦君、海外旅行ニ付今二十五日ヨリ三月二十六日マダ安達謙藏君、右何レモ請暇ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナクレバ之ヲ許可致シマス、尙ホ御諮リ致ス事ガアリマス、佛國ノ首相クレマンソー氏ノ容態ニ付キマシテ、其後ノ發表ニ依リマスレバ、傷ハ最初ノ想像ヨリモ重ク僅カナガラ吐血アリ銃丸ハ「エッキ」光線検査ノ結果兩肺ノ間ニ留マルコトヲ確メラル傷ノ重キニ比シ容態ハ極メテ満足シ得ベキ狀態ニテ今マデノ經過ハ良好ナリ、是ガ在佛蘭西ノ松井大使ヨリ、内田外務大臣ニ宛テ、參ッタ最近ノ電報アリマス、右ニ付本院ヨリ慰問ノ爲メ決議ヲスルコトニ致シテハ如何デアリマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 御賛成ナレバ、決議書ハ起草委員ヲ設ケテ之ヲ起草セシムルコト、シ、此委員ハ十八名議長指名ニ致シタイト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナクレバ直チニ委員ノ指名ヲ致シマス、決議案起草委員小川平吉君、小山溫君、井上角五郎君、政尾藤吉君、若尾幾造君、柳田清兵衛君、中倉方次郎君、中村啓次郎君、藤澤幾之輔君、岡崎運兵衛君、岡部次郎君、齋藤宇一郎君、横田孝史君、野添宗三君、藤井善助君、金杉英五郎君、花井卓藏君、山根正次君、以上ノ諸君ハ是ヨリ直チニ議長室ニ於テ起草ニ從事セラレントヲ望ミマス、是ヨリ日程ニ入リマス

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

○伊東知也君 議長

○小山松壽君 議長

提出者 横山勝太郎 賛成者 島田 三郎 外三十人

公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問主意書
第一 本員ハ去ル一月二十一日公娼制度ノ存廢ニ關スル質問主意書ヲ提出シ同二十八日ノ本會議場ニ於テ第一乃至第五ニ至ル質問主意書ヲ辯明シ床次内務大臣ノ答辯ヲ要求シタルニ去ル二十九日ニ至リ同大臣ハ「公娼制度ハ現下ノ情況ニ微シ尙之ヲ存續スルノ已ムヲ得サルモノト認ム而シテ之カ改善ニ付テハ政府ノ常ニ留意シテ忽ニセサル所ナリ」ト答辯シタルニ過キシテ質問主意書第一、第二、第四、第五ニ對シテハ何等答辯ヲ與ヘサルハ議員ノ發言權ヲ無視スルモノニシテ憲政ノ本義ニ反シ政治道德ヲ無視スルノ甚シキモノト信ス政府ハ何故ニ其ノ答辯ヲ爲ササルカ其ノ理由如何

第二 願フニ公娼制度ノ存廢ハ全國五万人ノ婦人ノ人權ニ關シ延テ國家ノ面目ニ關スル重大ナル事項ニシテ社會問題トシテモ國家問題トシテモ之ヲ解決スヘキ焦眉ノ急ニ迫レルハ上下ノ夙ニ認ムル所ナリ現政府力單ニ「常ニ留意シテ忽ニセサル所ナリ」ト云フカ如キハ現政府ノ標榜セル政黨内閣ノ實ニ適ハサルモノナリト思料ス政府ハ宜シク此ノ點ニ關シ其ノ抱懷スル所ノ政策ヲ示シ以テ國民ノ輿望ニ答フルノ必要アリト信ス政府ノ所見如何

右及再質問候也
○議長(大岡育造君) 横山勝太郎君
○林毅陸君 四國海岸循環鐵道建設ニ關スル建議案ノ委員會ヲ是ヨリ開キタウゴザイマス、御許可ヲ願ヒマス
○議長(大岡育造君) 四國海岸循環鐵道ノ委員會ヲ是ヨリ開キタイト云フ要求ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ
○議長(大岡育造君) 御異議ガナイヤウデアリマス、許可ヲ致シマス

〔横山勝太郎君登壇〕
〔拍手起ル〕
○横山勝太郎君 既ニ先日第一回ノ質問ニ於テ、其要領ノ在ル所ハ盡クシテ置キマシタカラ、本日ハ簡單ニ質問ヲ致シマス、第一ニ政府ニ御答辯ヲ願ヒタイノハ、前回ノ質問趣意書ノ第一點デアリマス、即チ現行ノ公娼制度ニ關スル規定ハ、我國ノ憲法ノ規定ニ反スルト云フ點ニ付テ、御意見ヲ承リタイデアリマス、其詳細ハ前回ニ之ヲ盡クシテ置キマシタ

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席ニ著ク〕

○横山勝太郎君 更ニ前回ノ質問ノ第一點ニ就テ、今日ノ所謂公娼ナルモノガ、決シテ當局ノ信ズル如キ自由ヲ有シテ居ラナイト云フ點ニ就テ、一應辯明ヲ補足シテ置キマス、其第一ハ公娼ト貸座敷業者トノ間ニ取交ハサル、辨文デアリマス、其證文ノ要點ヲ見マス、私ノ調査シタル一例ニ依レバ、娼妓稼ノ期間ハ六箇年トスル、其間ニ辨濟義務ヲ完了シ能ハザルトキハ、更ニ期間ヲ延長シテ辨濟義務ヲ果タサス、ソレカラ娼妓ノ廢業又ハ轉業シタルトキハ、直チニ債務ノ辨濟ヲスル、ソレカラ逃走又ハ疾病ニ罹ルトキハ其債務ヲ辨濟スル、ソレカラ娼妓ノ所有シテ居ル衣類及一切ノ物件ハ、借用金ニ對シ質權ヲ設定シ、債權者ノ占有ニ屬スルコト、ソレカラ今一ツノ例ニ依リマスレバ、辨濟ノ義務以前ニ、即チ年限中ニ逃走又ハ自由廢業ヲセシキハ、借用金ハ貴殿ノ精算ニ基キテ、各關係者ガ連帶ノ義務ヲ帶ビル、斯ウ云フ證文ガ入ッテ居ルデアリマス、是ハ單ニ一例ヲ述ベタニ過ギヌデアリマスガ、此各證書ノ内容ニ依リマシテモ、病氣デアレバ金ヲ拂ハナケレバナラス、自由廢業ヲシテモ金ヲ拂ハナケレバナラス、自由廢業若クハ逃亡ノ場合ハ、債務ノ辨濟ヲスルト云フコトハ、是ハ一應相當ノ理由アリト致シマシテモ、娼妓ガ病氣ニ罹ラタ際ニ、尙且ツ借入金ノ債務ノ期限ヲ早メテ、辨濟ヲセネバナラスト云フ事柄ハ、如何ニモ不當ナ事柄デアリマス、之ガ爲メ自由廢業ヲ法令ノ上デハ自由ナリト致シテ居リマスレドモ、廢業スレバ辨濟期限ノ如何ニ拘ラズ督促セラレシ、病氣ニナレバ辨濟期限ノ如何ニ拘ラズ督促セラレシ、病氣ニナレバ、殆ド此當事者間ニ取交ハシテ居リマス借用證書ナルモノニ依ッテ、絶對ニ娼妓ノ自由ナルモノガ拘束サレテ居ルト云フコトヲ御耳ニ達シテ置キタイデアリマス、尙ホソレカラ前回ニ娼妓ノ收入ニ依ッテ、其債務ノ辨濟ヲ爲スコトハ甚ダ困難デアルト云フ事情ヲ一應述ベテ置キマシタガ、更ニ一例ヲ舉ゲテ申上デマス、是ハ救世軍ノ山室君ノ談話デアリマスガ、極メテ簡單デアリマスカラ申上デ置キマス、自由廢業ノ娼妓七十名ノ平均統計ヲ取テ見ル所ガ、一人ノ平均ノ勤ガ二年八箇月デ、前借金ノ平均ガ三百二十七圓、表面ハ六年ト云フ期限ニナッテ居リマスガ、實ハ全ク是ト反シテ、實ニ其三十倍ニ當ル百八十年掛ラネバ完済ノ期限ニ達シナイ、七十名ノ娼妓ガ二年八箇月間ニ元金ニ繰入レタ金ハ、平均四圓二十一錢ニシカ當ラナイ、即チ一日ニ四厘何モト云フ極メテ微細ナ金デ、玉代ニ對スル何十分ノ一カ分ヲモノヲ彼等ノ所得ニシテ、生キテ居ルデアルハ、恰モ生キナガラ監獄ニ居ルモ同様デアル、母タルノ義務ヲ完ウ

働ノ自由平等門戸開放ト云フヤウナコトニ對シテ、對外法規ノ改正ニ付キマシテ、目下考慮若クハ審議中デアルト云フコトヲ傳ヘラレテ居リマス、若シ斯ノ如クンバ、本員ノ質問致シタル趣旨ノ其實行方法ニ付テ、政府ニ致シマシタ陳述ニ當ルノデアリマス、是ガ本員質問ノ第一問デアッタノデアリマス、更ニ若シ果シテサウデアルト致シマシタラバ、其結果トシテ對内法規ノ一國内ニ於ケル對内法規ニ、當然生ズベキ矛盾ガ起ラウト云フコトヲ私ハ思フノデアリマス、仍テ此關係上治安法ノ改正、若クハ其補則、或ハ一般法規ノ制定ヲスルノ必要アリト思フノデアリマスガ、是ガドウデアルト云フコトノ意味ヲ陳述致シマシタノガ、第二問デアリマス、然ルニ政府ヨリ今日マデ答辯ニ接シマセヌデアリマスガ、私ハ議院法ニ依リマシテ茲ニ政府ノ答辯ヲ求メマス、幸ニ床次内務大臣著席デアリマス、若シ答辯無シトスルナラバ、議院法ニ依リマシテ、其答辯セザル理由ノ明示ヲ願ヒマス、更ニ又前例ニ依リマシテ、質問日ニ於テ答辯セラレ、ト云フコトノ例ガアリマスカラ、特ニ茲ニ答辯ノ督促ヲ致シマス

○伊東知也君 議長
○議長(大岡育造君) 伊東知也君

○伊東知也君 我ノ今日ノ日程第一ニ上ッテ居リマス質問ニ對シマシテ、マダ私ノ質問ノ趣意モ述ベマセヌニ、政府ヨリ答辯書ガアタト云フコトデアリマス、前例ニ依リマスレバ、質問者ノ趣意ノ在ル所ヲ十分ニ聽取シ上、書面ナリ或ハ口頭ニ於テ答辯スルノガ相當デアリマス、然ルニ質問ノ趣意理由ト云フモノハ、本院ノ慣例デ、簡單ナ事ヲ以テ記載シテ居ルノガ前例ニナッテ居リマス、然ルニ何ノ理由モ聽カズ、何ノドウ云フ質問デアルカ、ドウ云フ請求デアルカト云フコトモ聽カズニ、直チニ答辯ヲ爲サル、ト云フコトハ、甚ダ不都合極マル事デアラウカト私ハ思フノデアリマス、内務大臣デモ總理大臣デモ、免ニモ角ニモ斯ノ如キ行動ヲセラル、ト云フコトハ、如何ナル譯デアリマスガ、一應趣意ノ在ル所ヲ御聽ニナッテ上、書面ナリ口頭ナリデ答辯セラレ、ガ相當デアルト思ヒマス、然ラズンバ又私ハ之ニ對シ、再質問再々質問ヲ爲シテ、徒ラニ手數ヲ掛ケテ、議事ノ滯留ヲ來スコトハ免カレヌコトニナルノデアリマス、之ニ對スル政府ノ御答辯ヲ求メマス

○議長(大岡育造君) 公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問
三 公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問(横山勝太郎君提出)

公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
大正八年一月三十一日

スルコトハ出來ナイ、斯ク云フ話ガ出テ居リマスガ、是ハ私
ノ調査シタル所ト大體ニ於テ同ジデアリマス、即チ現行ノ法
令ニ基ク公娼制度ノ下ニ於キマシテハ、僅ニ二百圓カ三百
圓ノ金ヲ拂フニ、百八十年ヲ要スルコト云フコトデアリマス、
百八十年ノ期間ヲ要スルコト云フ事柄ハ、取りモ直サズ辨濟
不能ト云フコトデアリマス、辨濟不能ノ條件ヲ以テ人權ヲ
束縛スルコト云フ事柄ハ、前回ノ質問ニ於キマシテモ申上デ
マシタ如ク、取りモ直サズ奴隸制度デアリマス、之ヲ
第一點ノ質問ニ加ヘテ政府ニ申上デテ、御説明ヲ願ヒタイ
ノデアリマス、ソレカラ前回ノ質問ノ第二、第三、第四、是ハ
前回ニ詳シク申上デテ置キマシタカラ、之ニ基イテ御答辯
ヲ願ヒタイノデアリマス、ソレカラ本日ノ此私ノ質問ト、ソレカ
ラ前回ノ第四第五兩關聯シテ更ニ質問ヲ致シテ置キタイト
考ヘテ居リマス事ハ、要スルニ此公娼制度ノ存廢ニ依リテ、
五萬人ノ婦女ガ牢獄ニ等シキ貸座敷ニ拘束セラレテ、奴
隸ニ等シキ生活ヲ致シテ居ルト云フ事柄ハ、前回ニ詳シク
之ヲ述ベテ置キマシタ、未ダ之ヲ覆スニ足ルベキノ事實ト議
論ト云フモノヲ承ラヌノデアリマス、申上ゲルマデモナク、所
謂憲法政治ナルモノ、究極ノ目的ハ、人權ノ維持ニ在ルト
考ヘマス、個人ノ人權、個人財產權ヲ擁護セザル憲法政治
ハ、何等ノ價值無キモノデアリマス、現ニ我國ニ於キマシテ
ハ、憲法ヲ布カレテ三十年ニ相成ル、議會ヲ開クコト實ニ
四十一回、現內閣ハ所謂多數ノ國民ノ上ニ立脚スル政黨
內閣デアデ、憲政運用ノ上ニ於テ、盛名ヲ擅シ致シテ居ル
所ノ內閣デアリマス、其內閣ノ下ニ於テ、今尙ホ五萬人ノ
奴隸ヲ我國ノ制度ノ上ニ、又實際ノ上ニ存續セシムルト云
フ事柄ハ、如何ニシテモハ忍ブベカラザル點デアリマス、吾
吾男子ノ側ノ者ハ、女子ニ對シテ多大ナル不滿ヲ持テ居
リマスガ、女子ノ方デハ男子ニ對シテ、ソレ以上ノ不滿ヲ持
テ居ルト考ヘマス、其不滿ノ一ハ公娼制度ノ如キモノデア
ルト私ハ考ヘマス、此頃ハ普通選舉ナルモノガ提唱サレテ居
リマスガ、私ノ見ル所ニ依レバ、今日ノ所謂普通選舉ナルモ
ノハ、屢、申上ゲル如ク、男子普通選舉論デア、私ノ信ズ
ル所ニ依レバ、男子女子ヲ通ジテ、男子女子ヲ一貫シタル
普通選舉論ト云フモノデナレバ、普通選舉論ト云フモノ
ハ貫徹シナイモノデアリマス、男子ガ女子ヲ埒外ニ置イテ、
勝手放題ニ普通選舉ヲ唱ヘルト云フコトハ、少クモ理論ノ
上ニ於テ徹底セヌ所ガアルコトハ、申サデモナイ事デアリマ
ス、私ハ今日此女子ニ參政權ヲ與ヘヨトマデ絶叫スル者デ
ハアリマセヌガ、少クモ奴隸ノ境遇ニ在ル此救済タケハ、ヤ
テ置カナレバナラヌト考ヘマス、普通選舉ハ固ヨリ急務デ
アリマスガ、奴隸ノ如キ境遇ニ在ル婦人ノ救済ト云フコトハ
ソレ以上ノ急務デアルト私ハ考ヘマス、殊ニ此頃ハ所謂人

種差別撤廢論ナルモノガ唱ヘラレデアリマス、巴里ニ於ケル
講和會議ニ於テ、我國ノ使節ガ人種差別撤廢ノ提唱ヲセ
ラレタト云フ話デアリマス、洵ニ其趣旨ニ於テ間然スル所ナ
ク、國民悉ク之ニ賛成スルモノデアリマス、私モ其提唱ノ貫
徹スルコトヲ希望スル者デアリマス、併ナガラ願ミテ我國
ノ現狀如何ト考ヘマシタナラバ、人種差別撤廢論ノ如キハ、
多少躊躇スル所ガアリハセヌカト考ヘマス、即チ我國ノ現行
ノ制度ヲ調ベテ見マス、皆サシモ御承知ノ如ク約千人ニ
近イ華族ト稱スル者ガアル、法令ノ上ニ於テモ事實ノ上ニ
於テモ、非常ナル優遇ヲ受ケテ居ル、其一面ニハ特殊部落
ナルモノガアル、約百萬人ノ非常ナル逆境ニ沈淪シテ居ル
人ミガアル、約千人ノ華族ヲ有シ、約一百万人ノ特殊部落
ヲ有スルコト云フ事柄ハ、何ガ是ガ平等デアルト云フコトガ言
ヘマセウカ、不平等モ亦甚シイノデアリマス、殊ニ公娼ト稱
スル五萬人ノ奴隸ガ、日本内地ニ居ルト云フコトデア、斯
ノ如キ事實ヲ看過シテ、世界ノ舞臺タル此講和會議ニ於テ
差別撤廢論ヲ致シマシテモ、其論ハ私ハ餘リ好キ響ヲ與ヘ
ヌト考ヘマス、差別撤廢論ハ洵ニ結構デアリマスルケレドモ
ガ、其以前二國內ノ不平等、國內ノ差別ヲ整理シ撤廢スル
必要ガアルト私ハ考ヘマス、(女子ノ參政權ヲ絶叫シ給ヘ)
ト呼フ者アリ、斯ノ如キ次第デゴザイマスカラ、此時此際五
萬人ノ奴隸ニ等シキ境遇ニ在ル所ノ公娼ヲ解放スルト云
フ事柄ハ、講和會議ニ對スル關係カラ申シマシテモ、取敢ズ
斷行シナレバナラヌ事デアリマス、(生意氣ナ事ヲ言フナ)
「クダラナイ事ヲ言フナ」ト呼フ者アリ笑聲起ル、御承知ノ如
ク既ニ千八百六十三年ノ交ニ於テ、亞米利加ニ於テハ奴
隸ノ廢止令ト云フモノヲ斷行シテ居ルデアリマス、(簡單
簡單)ト呼フ者アリ、(リンコン)ノ名ニ依リテ四百万ノ奴
隸ノ解放ヲシテ居ルデアリマス、恰モ其時代ハ德川幕府
十四代ノ頃デアリマス、(馬鹿言ヘ)「巴里ヘ往テ見ロ」ト呼
フ者アリ、今日此際ニ於テデス、我が日本國ニ於テ五萬人
ノ公娼ヲ解放ガ出來ヌト云フ事柄ハ、外國ニ對シテモ恥辱
デハナイカト私ハ考ヘマス、(ソナナ事ハナイ)ト呼フ者アリ、
而シテ一面ニ於テデス、新聞紙ノ傳フル所ニ依レバ、貸座敷
業者ガ全國大會ヲ開イテ、此公娼廢止ノ問題ニ反對スルト
云フコトデアリマスガ、此反對ハ彼等ガ自己防衛ノ上ニ於テ
已ムヲ得ヌ事デアリマセウガ、併ナガラデス、既ニ二十世紀ノ
世ノ中ニ在ルベカラザル公娼制度ノ擁護ヲスルト云フ事柄
ハ、所謂封建制度ノ遺習ヲ辯護セントスル者デアデ、身分
ヲ知ラナイニモ程ガアルト考ヘマス、(誰ガ知ラナイノダ)ト呼
フ者アリ笑聲起ル、此公娼廢止論ナルモノハ、吾等ガ此壇
上ニ於テ唱ヘテ居リマスガ、何ゾ知ランデス、貸座敷業者間
ニ於テ其例ガ澤山アル、洲崎ノ某貸座敷業者ノ語ル所ニ

依レバ(巫山戯タ事ヲ言フナ)ト呼フ者アリ、君ハ何故ニ貸
座敷ヲ廢メタカト云フ質問ニ對シテ(貸座敷業者ハ僕ト言
フカ)ト呼フ者アリ、其樓主ガ私ニ對シテ言フノニ、吾等ハ一
面ニ於テ子供ヲ學校ニ送テ居ルガ、學校ニ送テ居ル子供
ノ月謝費用ト云フモノハ、何處カル出ルカト云フコトヲ考ヘ
テ見タナラバ、到底此業ヲ營ムコトハ出來ヌト云フコトデ、
此貸座敷業者ヲ抛テ廢業致シタノデアリマス、(感心々々)ト
呼フ者アリ、ソレカラ明治四十四年ニ、吉原ノ大火ガアッ
際ニ、中米樓ト稱スル貸座敷ノ主人ガ、四十二人ノ娼妓ノ
解放ヲ斷行シテ居ルデアリマス、澤鴻樓ノ主人モ同様娼
妓ノ解放ヲ斷行シテ居ルデアリマス、既ニ吾等ガ此論ヲ提
唱スルマデモナクデス、公娼制度ノ惡シキ事柄ハ、貸座敷業
者ガ自ラ之ヲ知デ居ルデア、現ニ娼妓ノ解放ヲ斷行シ
テ居ルデア、而シテ今日マデ百五十八人ノ自由廢業者
ヲ出シテ居ルト云フ事柄、今日マデ娼妓ノ逃亡ガ陸續トシ
テ相踵イデ居ルト云フ事柄、是等ノ大勢ニ考ヘテ見マシタ
ナラバデス、此制度ヲ何時マデモ存續セシムルト云フコトハ、
到底大勢ノ許サヌ所デアリマス、斯ノ如キ次第デアリマスガ
ラシテ、吾等ハデス、既ニ貸座敷業者ガ斯ノ如キ事ヲ考ヘテ
居ル今日、當局ハ如何ナル考ヲ持テ居ラル、カト云フコト
ヲ聽カントスルノデアリマス、或人ノ說ニ依レバ、今回吉原ノ
貸座敷業者ガ、莫大ノ金ヲ釀金シテ托兒所ト云フモノヲ設
ケテ、社會ノ爲メニ救済事業ヲヤルト云フコトデアリマス、洵
ニ結構、其行爲ニハ贊成ヲ致シテ居ル一人デアリマスル
ガ、併ナガラデス、斯ノ如キ醜業ヲ營ンテ、其醜業ノ利益
ニ依リテデス、貧民ノ孤兒ヲ養育シテ吳レト云フ事柄ハ吾
吾ノ階級ノ者カラ見マスレバ實ハ難有迷惑デア、(ソナナ
ラ君ハ何故感心シタカト呼フ者アリ)趣意ハ結構デア、
遺失事柄ハ贊成スルコトガ出來マセヌ、恰モ世ノ中ノ義賊
ト稱スル者ガ、富豪ノ手ヨリ財物ヲ掠メ來テ、之ヲ貧乏人
ニ頒ツト云フ行爲ト同ジデアリマス、托兒所其モノハ寔ニ結
構デア、ソレヲスルタケノ餘裕ガ有タナラバ、其金ヲ以
テ娼妓ヲ解放スルト云フ方ガ私ハ急務デアルト考ヘマス、デ
要スルニ私ノ問ハントスル所ハ(簡單ニシカリヤレ)ト呼フ
者アリ、前回及今回ノ質問主意書ニ於テ盡シテ居リマス、
此際御臨席ニ相成デ居ル內務大臣ニ質問ヲ致シマスル、
殊ニ此重厚謹嚴ノ評アル床次內務大臣ニ向テ質問ヲ致
スノデアリマス、全國一萬有餘ノ貸座敷業者ノ權利ガ重イ
カ、全國一萬一千人ノ貸座敷業者ノ利益ガ重イカ、五萬
人ノ子女ノ人權ガ重大デア、貸座敷業者ノ利益ガ重大
デア、國家ノ面目ガ重大デア、(分タ)ト呼フ
者アリ是等ノ點ヲ聽カントスルノデアリマス、諸君ノ色ミ
御批評ガアリマスガ(君ハ振ラレタノダ)ト呼フ者アリ、併

ナガラ私自身ハ是ハ眞面目ナ問題デアルト考ヘテ居リマス、詰マリ吾々ハ貸座敷業者ニ對シテ何等ノ恩怨ヲ有シテ居ル者デアリマセヌ、アリマセヌガ吾々同胞五万人ノ者ガ、奴隸ノ如キ境遇ニ在ルコトヲ看過スルト云フ事柄ハ、少クトモ此立法府ノ不名譽デアルト私ハ考ヘマス、此故ニ今回質問主意書ヲ提出シ、詳細ニ其根據ノ在ル所ヲ辯明致シタノデアリマスルガ、内務大臣ハ何等ノ答辯ヲモ與ヘマセヌ(ソノナモノニ答辯スル者ガアルカト呼フ者アリ)是ハ少クトモ議員ガ憲法ノ規定ニ依テ有スル所ノ發言權ヲ、無視スルノ甚ダシキモノデアルト考ヘマス、此故ニ前回ノ質問並ニ今回ノ質問ニ對シテ、詳細ナル御答辯アラント云フ要求致シマス

○小林源藏君 議長

○岩崎勳君 議長

○副議長(濱田國松君) 横山勝太郎君ノ唯今ノ再質問ニ對シテ、政府ヨリ唯今答辯書ノ提出ガアリマシタ、之ヲ朗讀セシマス

〔原田書記官朗讀〕

大正八年二月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度存廢ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度ノ存廢ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

去ル一月二十一日質問第一現下ノ公娼制度並其ノ實狀ハ國法ニ抵觸スルモノト認メス第二及第四前回ノ答辯ニ依リ其ノ要ヲ盡セリト認ム第五賣笑行爲ニ付テハ法令ニ依リ相當取締ヲ實行シツ、アリ右及答辯候也

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎

〔拍手起ル〕

○岩崎勳君 議長

○横山勝太郎君 議長

○副議長(濱田國松君) 岩崎勳君

〔小林源藏君〕是ヨリ羽越横斷鐵道建設ノ委員會ヲ「……」ト呼フ

○副議長(濱田國松君) 岩崎君ニ發言ヲ許シマシタ

○岩崎勳君 緊急事件上程ノ都合上、爾餘ノ質問全部ニ對シ、延會ノ動議ヲ提出致シマシタ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○副議長(濱田國松君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○副議長(濱田國松君) 御異議ガナケレバ、質問全部ハ延會ニ決定致シマシタ

○小林源藏君 議長

○副議長(濱田國松君) 岩崎君

○小林源藏君 岩崎デハアリマセヌ

〔笑聲起ル〕

○副議長(濱田國松君) 間違ヒマシタ、小林君

○小林源藏君 羽越横斷鐵道建設ニ關スル建議案外一件ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ、御許シテ願ヒマス

○副議長(濱田國松君) 許可致シマス

○小林源藏君 委員諸君ハ第六委員會室ニ御參集ヲ願ヒマス

〔副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○議長(大岡育造君) 日程第一デス、道路法案委員長廣岡宇一郎君、報告ヲ求メマス

第一 道路法案(政府提出) 第二 讀會ノ續(委員長報告)

〔廣岡宇一郎君登壇〕

〔拍手起ル〕

○廣岡宇一郎君

道路法案ノ委員會ノ終始頗末ヲ御報告致シマス、本案ハ道路ニ關スル從來ノ法規ガ、散漫且ツ不備デアリマスルガ爲メニ、之ヲ補足シ整理シ統一シタモノデアリマス、隨テ本法ニ於テハ道路ノ種類、等級及ビ路線ノ認定、並ニ指定及ビ道路ノ管理、之ニ對スル費用、並ニ義務ノ負擔等ヲ規定致シマシタ、合計六十八箇條ニ互ニ相當詳細極メタル法案デアリマス、委員會ハ前後七回ニ互リマシテ開會ヲ致シマシタ、委員ノ質問、政府ノ答辯ガアリマシタ結果、三四ノ修正ヲ致シマシタ、原案ヲ可決致シタノデアリマス、質問應答ノ内容ノ詳細ハ、委員會ノ速記録ニ譲リマシタ、修正ニ關スル概略ヲ茲ニ御紹介ヲ致シタイト思フノデアリマス、其第一ハ第十一條並二十二條ニ於キマシタ、府縣道並ニ郡道ノ認定ニ付テノ標準ヲ掲ケテアリマスルガ、未開ノ土地ニシテ將來産業發展ノ爲メニ、新ニ道路ノ新設ヲ要スル場合ノ規定ガ缺ケテ居ルト思フノデアリマス、併ナガラ單ニ此地方若クハ産業開發ノ爲メ必要ナリト致シマシタ、路線ノ認定スルコトニナリマスレバ、際限ガアリマセヌカラシテ、是ニハ相當ナル制限ヲ置クノ必要アルト認メマシタ、斯ノ如キ路線ニシテ將來各號ノ一ニ該當スベキ路線、即チ最初ノ草案ニ記載サレテ掲ゲ

テアルガ如キ條項ニ該當スベキ見込アル路線ニ限リテ、新ナル道路ノ設置ヲ認定スルコトガ出來ル、斯ウ云フ意味ヲ加ヘンガ爲メニ「第七」ノ次ヘ「八」ヲ置キマシタ「地方開發ノ爲必要ニシテ將來各號ノ一ニ該當スベキ路線」ト云フ一項ヲ加ヘタノデアリマス、第二ハ第三十三條デアリマシテ、國道ノ中主務大臣ノ指定シタモノハ、其新設並ニ改築ヲ要スル經費ハ國庫ノ負擔トスト云フ指定メニテ居リマス、即チ國庫ノ負擔ニ屬スベキ國道ノ指定ハ、一ニ主務大臣ノ自由ナル裁量ニ任シテアルノデアリマスケレドモ、本法第十條ニ規定致シテアリマスル、主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線、是等ノ路線ハ主務大臣ノ指定ヲ俟ツマデモナク、其新設並ニ改築ニ關スル費用ハ、國庫ノ負擔トナスベキガ當然デアルト云フ見地カラ致シマシタ、本條ニ「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道」ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスト云フコトニ本條ヲ修正致シマシタ、ソレカラ四十七條ニアリマスル所ノ四十五條及四十六條ニ依リテ、沿道ノ土地ニ立入り、及ビ物權ヲ使用シ、及ビ其附近ニ住居スル人ヲ使役致シタル場合ニ、之ニ因テ生ジタル損害ニ付テハ、當然之ヲ賠償スルノガ相當デアラウト思ハレルノデアリマス、然ルニ原案ノ如ク是等ノ損害ヲ受ケタル者カラ請求ヲ爲シテ、始メテ是ガ賠償ヲ爲ス云フコトニナリマスレバ、僅カノ金額ニ對シテ非常ニ面倒ナル手續ヲ要スルガ爲メニ、却テ其權利ヲ抛棄スルガ如キ結果ヲ生ズル虞ガアルノデアリマス、ソコデ進ンデ管理者ガ是ガ賠償ヲ爲スベシト云フ規定ヲ置クノ相當ナルヲ認メマシタ「前二條ノ規定ニ依リ立入使用使役又ハ收用ニ因リ現ニ生ジタル損害ハ立入使用使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者之ヲ補償スヘシ」即チ管理者カラ働キ掛ケニ之ヲ補償スルコト云フ規定ニ改メタノデアリマス、此第四十七條ヲ修正致シマシタル結果トシテ、第五十條ニ多少ノ修正ヲ加ヘタノデアリマスルガ、是ハ第四十七條ヲ修正ノ結果ガ現レタノニ外ナラヌノデアリマス、更ニ第五十四條、五十五條、五十六條此三箇條ニ「私人」ト云フ文字ヲ使デアリマス、此文字ハ從來ノ立法例ニ於テ、餘リ多クヲ見ザル文字ナルノミナラズ、此文字ヲ使ヒマシタルガ爲メニ、解釋上往々疑義ヲ生ズルノ虞ガアルノデアリマス、寧ろ之ヲ削除スル方ガ當然デアラウト信ジマシタ、此三箇條ニ互ニ「私人」ト云フ文字ヲ全部削除致シマシタ、其結果トシマシテ第五十六條ニ「トキハ」トアルモノヲ、全部「者」ハト改メルコトニ致シマシタ、尙ホ一ツハ第五十六條ニ掲ゲタル各行爲ニ對スル制裁ヲ致シマシタ、草案ニハ一年以下ノ懲役ニ處スルノ規定ガアリマスルガ、是等ノ各號ヲ點檢致シマスルニ、何レモ體刑ヲ以テ俟ツベキダケノ重大ナル所爲ト

見ル事が出来ヌデアリマス、故ニ體刑ニ關スル規定ハ全部之ヲ削除致シマシテ、單ニ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルヲ云フコトノ規定ニ改メテノデアリマス、以上ハ本法中修正ヲ加ヘマシタル點デアリマシテ、此點ニ付テハ政府ハ全然之ニ同意ヲ表シテノデアリマス、法文ノ上ニ別ニ修正ハ加ヘマセヌガ、尙ホ御報告ヲセナレバナラヌコトハ、第二章ノ道路ノ認定若クハ指定ニ關スル事柄デアリマス、第八條ノ國道以下町村道ニ至ルマデ、是ガ認定ハ總テ政府ニ於テ致スコトニ相成テ居リマス、認定管理ハ政府之ヲ致シマスルガ、改築若クハ新設ニ關スル費用ハドウスルカト云ヘバ、或ル少數ノモノヲ除クノ外ハ、總テ地方公共團體ノ負擔ニ相成テ居ルノデアリマス、費用ノミヲ地方公共團體ノ負擔ニ歸セシメテ、而モ是ガ認定及管理ハ地方公共團體ト全ク沒交渉ニ終ルト云フ事柄ハ、地方公共團體ノ意思ヲ尊重セザルノミナラズ、後日若クハ費用ヲ決スベキ場合ニ於テハ、總テ公共團體ノ決議ニ俟ツベキモノデアリマス、カ、最初ニ地方公共團體ノ意思ヲ十分ニ斟酌セザル時ニハ、費用負擔ノ時ニ於テ、一大障礙ヲ來スノ虞ガアルノデアリマス、故ニ此後日費用負擔ノ際ニ起ルベキ障礙ヲ除却スベキ方法ト致シマシテモ、亦地方公共團體ノ意思ヲ尊重スル上カラ見マシテモ、此認定ヲナス場合ニ、豫メ公共團體ノ意見ヲ尋ネルト云フ事柄ガ、最も穩當ナル方法デアラウト云フ、斯ウ云フコトカラ致シマシテ、府縣道以下ノ路線ノ認定ヲナスニ當テハ、此公共團體ニ諮詢スルト云フコトニ定メタイト云フ意見デアリマス、若夫レ國道ニ至リマシテハ、一國道路ノ主幹デアリマシテ、運輸交通ハ言フニ及バズ、一般文明ノ進歩ニ於キマシテモ、最も重大ナル關係ヲ有シテ居ルノデアリマス、殊ニ國道ノ或ル部分ニ於テハ、其經費ハ國庫ノ負擔ニ歸スルノデアラ、其認定若クハ指定ノ如何ニ依リマシテハ、一國財政上ニモ重大ナル關係ヲ有スルノデアリマス、之ヲ單ニ主務大臣ノ自由ナル裁量ニ一任スルト云フコトハ、道路ノ政策ヲ輕視スル虞アルノミナラズ、大臣ノ交代毎ニ其方針ガ變ルト云フコトガアリマシテハ、種々ノ障害ヲ其間ニ來ス虞ガアルコトヲ信ジマシテ、茲ニ同ジク一ノ機關ヲ設ケテ、認定並ニ指定ヲナスニ付テ圓滿ナル處置ヲ執ルノガ相當デアラウ、其機關ハ現在ノ鐵道會議ニ準ジマシテ、道路會議ト云フモノヲ設ケ、之ニ諮詢ヲ致シマシテ、以テ國道ノ新設並ニ修繕ニ關シテ主務大臣ノ認定ヲ助ケルト云フコトニシテ宜カラウ、併シ是等ノ事柄ヲ本法ニ規定スルコトハ却テ錯雜ヲ來シマスノデ、政府ニシテ若シ之ニ同意スルナラバ、之ヲ命令ニ讓ジテ、別ノ規定ヲ以テ是等ノ希望ヲ達シタイト云フ、斯ウ云フ委員會ノ希望デアリマシテ、政府ノ意思ヲ確メマシタトコロ、政府

ハ之ニ對シテモ全然同意ヲ表シマシテ、必ズ別ノ法令ヲ以テ是等ノ規定ヲナスベキコトヲ言明サレマシタノデ、委員會ハ政府ノ言明ヲ諒ト致シマシテ、本法ニ對シテハ修正ヲ施サズ、別ニ法令ヲ以テ之ヲ定ムベキコトヲ確信致シマシテ、本法ハ此儘可決致シマシタ次第デアリマス、以上修正ヲ致シタル箇條並ニ特別ノ規定ヲ求メタル箇條ニ付キマシテハ、委員會ハ全會一致ヲ以テ可決致シタルノデアリマス、唯、茲ニ最終ニ於テ、委員會ニ於ケル異ナル意見ノ現レタルコトヲ、御報告スルノ已ムヲ得ザルコトアルヲ遺憾ト致スノデゴザイマス、即チ第十二條ニ關スル郡道ニ付キマシテ、從來我國ニ於キマシテハ、郡道ノ有ラザル府縣ガ多數アリマス、是等ノ府縣ニ於キマシテハ、本法ニ於テ郡道ニ該當スベキ路線ハ、其一部ハ府縣道トナリ、其一部ハ市町村道トナリ、郡道トナリマシテ、是等ノ市町村道ノ經費ハ、特ニ府縣費ヲ以テ之ヲ支辨致シテ居タルノデアリマス、斯ノ如キ從來ノ慣例ガアルニ拘ラズ、俄ニ本法ヲ實施シテ新ニ郡道ナル膨脹ヲ來シ、其郡ノ財政上ニ困難ヲ來スカラシテ、寧ロ郡道ト云フモノヲ廢スルコトガ出來ヌカ、若シ廢スルコトガ出來ヌトスレバ、何等カ之ニ對シテ緩和スル方法ハナイカト云フ、斯ウ云フ委員ノ一部カラ希望ガアリマシテ、政府ノ意見ヲ聽キマシテモ、既ニ國道縣道市町村道ト云フ如ク、之ヲ系統ニ規定シテ居ル、本法ニ於キマシテ特ニ郡道ト云フモノヲ廢スルコトハ出來ナイ、唯、本法施行ニ付テ斯ノ如キ舊慣アル土地ニ付テハ、十分之ヲ斟酌シテ、急激ナル變化ヲ來サマルコトニ、政府當局トシテ十分ノ配慮ヲ拂フト云フコトノ言明ガアッタノデアリマス、併ナガラ憲政會ノ高田君ナドハ、尙ホ此言明ニ嫌ラズト致シマシテ、茲ニ新タナル修正ノ意見ガ提出サレタルノデアリマス、即チ第六十四條ノ次ニ、新ニ六十五條ヲ設ケ「本法ニ依リ郡道ニ該當スル路線ニシテ從來府縣費ヲ以テ其費用ヲ負擔シタルモノハ本法施行後ト雖モ府縣知事之ヲ管理シ其ノ費用ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得」ト云フ、斯ウ云フ修正意見ガ出タルノデアリマスガ、採決ノ結果少數ニテ消滅ヲ致シマシテ、結局御手許ニ配布シテアリマス如キ修正案ガ、全部可決サレタ次第デアリマス、此段御報告致シマス

〔拍手起ル〕

○議長(大岡有造君) 本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス

〔一讀會ヲ開クニ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ガ無ケレバ二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○岩崎勳君 直チニ本案ノ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 直チニ本案ノ二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ二讀會ヲ開キマス、修正ノ提出ガアリマス、高田耘平君

道路法案(政府提出)

〔高田耘平君登壇〕

○高田耘平君 私ノ修正說ハ唯今委員長ヨリ概要御報告ニナッテ居リマス、即チ委員會ニ於テ提出致シマシテ、否決サレタ其モノヲ、更ニ本會ニ於テ修正說トシテ提出シタ次第デアリマス、即チ大體ノ意味ハ郡道ノ管理及費用ノ支辨ニ付テ、本法中或ル取除ケヲ設ケントスルノ案デアリマス、即チ附則第六十四條ノ次ニ一條ヲ加ヘマス、第六十五條本法ニ依リ郡道ニ該當スル路線ニシテ從來府縣費ヲ以テ其費用ヲ負擔シタルモノハ、本法施行後ト雖モ府縣知事之ヲ管理シ其ノ費用ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得」ト云フ原案ノ第六十五條ヲ六十六條トナシ、以下順次繰下ゲテゴザイマス、修正ノ點ハ是ダケデアリマス、其他ハ委員長ノ報告ニ異議ナク、尙ホ原案ニモ異議ノナイコトヲ表明シテ置キマス、私ノ修正ノ理由ハ其一部ハ唯今委員長ヨリ御報告ニナッテ居リマスケレドモ、尙ホ其他ニ相當ノ理由ガゴザイマスカラ、一應申上ゲヤウト思ヒマス、第一ハ郡制ノ存廢如何ト郡道設置ノ關係デゴザイマス、郡制ノ廢止ト云フコトハ、現内閣ノ原首相ガ從來長ク唱道シ來リタル所デゴザイマス、併ナガラ本法ノ郡道ヲ認ムルコトニ致シマシテ郡費負擔ノ増額ヲ來シマスレバ、郡制廢止ノ意見ヲ徹底スルニ不都合ニナルガ故ニ、本法ニ於テ郡制ヲ認ムルコト同時ニ、郡制廢止ノ意見ヲ打切ツタムデアラウ、斯ウ云フ考ヲ私ハ持チマシテ、去ル二十一日ニ床次内務大臣ニ向ッテ、委員會ニ於テ政府ハ郡制廢止ノ見込如何ト云フコトヲ質問致シマシテ、所ガ床次内務大臣ハ、郡制ノ廢止ハ尙ホ宜シキ事ト考ヘテ居ルト、斯ウ云フコトヲ御明言ニナッテ居リマス、サウスレバ政府ハ近キ將來ニ、郡制廢止ノ提案ヲ爲サルベキモノト想像スルノガ當然デアラウト信ジマス、(ノウ)ト呼フ者アリ、ンコデ本法ヲ施行セバ、全國ノ有ラユル郡ニ郡道ガ認定セラレマシテ、郡經營ノ事業ハ益、膨大スルコトハ明カデアリマ

ス、即チ郡制廢止ハ益、困難トナルノデアリマス、既ニ郡制廢止ト云フコトヲ、現内閣ハ前提トシテ置キナガラ、郡ノ事業ヲシテ益、繁多ナラシメントスルガ如キ政策ヲ執ルト云フコトハ、遺憾ナガラ矛盾アルト云フ誹ハ免レマイト私ハ思フノデアリマス、若シ郡制廢止ノ意嚮ガ近キ將來ニ在ルモノトスレバ、本員ノ修正説、即チ本法ニ依テ郡制トナルベキ道路ノ費用ヲ、府縣ガ支出シタル慣例ノ有ル地方ニ於テハ其儘ニ置イテ、サウシテ本法ヲ施行スル方ガ、詰マリ郡制廢止ト云フコトヲ徹底スベキ政策ニナルコトデアラウト思ヒマス、即チ郡制廢止ト云フコトノ意見ヲ持シテ、少クトモ之ヲ仄メカシテ居ル所ノ現内閣ノ意見ヨリ致シマスレバ、私ノ修正説ハ當然起ルベキ歸著ニナルノデアリマス、尙又是ハ床次内務大臣デハゴザイマセヌ、堀田土木局長ニ向テ郡制ヲ廢止シタル場合ニ、其郡道ヲドウスルカト云フコトヲ質問致シマス、土木局長ハ其場合ニハ町村組合ノ事業ニ移スベキモノナリトモ言明セラレタ、然レドモ是ハ餘程困難ナコトデアラウト思ヒマス、尤モ從來長ク町村組合ニ於テ、郡道ノ經營ヲ爲シタル地方デハ、實行シ得ルカ知レマセヌガ、從來縣費ヲ支辨セシモノヲ、一旦此法律ニ依テ郡費ノ負擔ニ移シテ、尙又更ニ郡制廢止ニ依テ之ヲ町村組合ニ移スト云フコトハ、到底私ハ不可能ト思フノデアリマス、又町村組合ト云フガ如キ極メテ不完全ナル團體ニ、道路ノ管理修繕ヲ爲サシメルト云フコトハ、餘リ適當ノ處置テ無カラウト私ハ思ヒマス、即チ郡制廢止ノ場合ニハ、再び縣費ヲ支辨ニ移スノガ、道路ノ經營上最モ有利デアルト私ハ思フノデアリマス、若シ果シテ然ラバ、今年本法ヲ發布シ、明年ヨリ本法ヲ施行シテ、從來郡道ノ無イ郡ニ郡道ヲ設ケシメテ、更ニ近キ將來ニ郡制ヲ廢止シテ、郡道ヲ府縣費ニ移スト云フ如キコトハ、所謂朝令暮改ノ甚ダシキモノデアラウト私ハ思フノデアリマス、此意味ヨリ申シマス、或ハ取除ヲ設ケルコトハ必要ト信ズルノデアリマス、以上ハ修正説提出ノ第一ノ理由デアリマス、第二ノ理由ハ、本法施行ノ結果ハ、府縣郡ノ負擔ニ大變革ヲ來スコトハ甚ダ宜シクナイカラ、修正説ヲ以テ此取除ヲ規定シテ置ク必要ガアルト云フコトデアリマス、今日ノ狀態ニ於テ郡制ヲ施行セシ郡ニ於テ、郡費ヲ以テ道路ノ費用ヲ負擔セシメタル郡ト、負擔セシメザル郡トノ比較ヲ調査シテ見ルト、内務省ノ調査ニ依レバ、郡制施行ノ郡ガ總數五百三十六郡デゴザイマス、内郡費支辨ノ道路ヲ有スルモノガ二百三十七郡デ、郡費支辨ノ道路ヲ有セザルモノガ二百九十九郡デゴザイマス、即チ郡費支辨ノ道路ヲ有シナイ郡ガ、全國ニ於テハ尙ホ非常ニ多イノデアリマス、ソレデ更ニ又郡費支辨ノ道路ノ無イ縣ガ、東京、大阪外十六縣アルト云フ狀況デゴザイマス、即チ大體ヲ

通ジマシテ、郡費負擔ノ道路ヲ有シナイ郡ガ、我國中ニ多イト云フ現狀デアルト云フコトヲ御承知ヲ願ヒタイ、又内務省ノ調査致シマシタル最近三箇年間ニ於ケル、郡道ノ爲メニ郡ガ支出致シマシタル最近三箇年平均ノ費用ヲ調べテ見ルト、僅カ百餘萬圓ノ金デゴザイマス、而シテ最モ僅少ナノハドウ云フ所デゴザイマス、調ベテ見マスルト、群馬縣ガ十九圓、宮城縣ガ二百二十一圓、コンナ風デ、郡道ノ名ハアリマシテモ甚ダ僅少ナ支出ヲシテ居ル郡ガ多イノデアリマス、又岡山縣、大分縣、宮城縣等ノ此三縣ニ於テハ、一縣ガ殆ド千圓二千圓ノ郡費デゴザイマス、斯ウ云フ狀態デハ成程郡費ヲ以テ道路ノ費用ヲ負擔シテ居ル郡ハ多々ゴザイマスケレドモ、今日マデ支出シテ居ル所ノ郡ノ數ハ、支出シナイ郡ヨリモ少ナクシテ、尙ホ費用モ極ク僅タルモノデゴザイマス、然ルニ若シ此法律ヲ施行致シマシテ、各縣ヲ通ジテ此郡道ヲ設クルト云フコトニナリマスレバ、今日マデ支出シテ居リマス所ノ百萬圓許リノ金ハ、忽チ二五萬乃至千萬圓ノ多キニ達スルト云フコトハ、明カナ事デアラウト私ハ思フノデアリマス、更ニ又從來少シモ郡費負擔ノ道路ガ無カリシ所ノ東京、大阪外十六縣、ソレト其郡ガ郡道ヲ新ニ設ケマスレバ、郡費ノ増加ヲ來スト云フコトハ、是亦明カデゴザイマス、然ルニ郡費ノ徵收方法ニ付テ此場合考慮シナケレバナラヌト思フ事ハ、郡費ノ徵收ハドウナテ居ルカト申シマスレバ、諸君モ御承知ノ通りニ、其郡内ノ各町村ニ、其町村ノ國縣稅ノ比例ヲ以テ分賦スル方法ニナテ居リマス、是ハ甚ダ租稅ノ徵收法トシテハ、私共不完全ナモノデアルト思フノデアリマス、併ナガラ今日ノ如ク郡費ノ負擔ハ、極ク少額デアル場合ハ、差支ゴザイマセヌケレドモ、之ヲ若シ今日ノ負擔ニ五倍十倍致シマシテ、各町村ニ分賦スル金額ガ増加シタル場合ニ於キマシテハ、其郡ノ狀況ニ依リマシテハ、非常ニ不公平ナル所ノ負擔トナルノデアリマス、是ハ必ズサウナルトハ申上ゲマセヌケレドモ、郡ノ狀況ニ依リマシテハ、非常ニ不公平ナル結果ヲ見ルトハ明カデゴザイマス、ソレガ爲メニ郡ノ經濟ニ非常ナル變更ヲ來スト同時ニ、或ハ郡自治ノ紛擾ヲ起スヤウナ事モ必ズ私ハ起ルト思フノデアリマス、更ニ又此法律施行ニ依テ郡費タルベキモノヲ、從來縣費ノ支辨ニ依テ改築修繕シタル府縣ノ財政狀態ハドウナルカト申シマス、成程府縣費ノ負擔ハ幾分確カニ減少致シマス、併ナガラソレガ各郡平均ニ負擔ガ殖エマスレバ、宜シウゴザイマスケレドモ、然ラズシテ或郡ハ非常ニ郡費ノ尠大ヲ來シ、或郡ハ極ク僅少ナル郡費ノ負擔デ澤山デアアル、斯ウ云フ現象ニ相成ル事モ、地方々々ニ依ッテアル事ハ明カデゴザイマス、サウ云フ事ニナルト結果ハドウナ

ルカト云ヘバ、郡費ノ非常ニ尠大ヲ來シタル郡ニ於テハ、郡ノ經濟ガ其郡内ニ於ケル郡道ヲ改築修繕スベキ費用ノ負擔ニ堪ヘズシテ、其修繕等ヲ等閑ニスル事モ、是モ實際上出來得ベキ事デアラウト私ハ信ズルノデアリマス、即チ從來深山大澤ノ間ニアリマシタル所ノ村落ノ如キモノハ、府縣費ノ大キナ經濟ノ力ニ依ッテコソ、ドウニカ橋梁モ満足ニ架ケ、道路ヲシ道路モ出來タケレドモ、小サナ經濟ノ郡費ニ移シタ結果ハ、是等ニ向テドウシテモ改築修繕等ヲ加フルノ力ナクシテ、此深山大澤ノ間ニ在ル土地ハ、或ハ原始時代ノ狀態ニ立戻ッテ、交通不能ニ陥ル所モ出來ルト云フコトヲ、私ハ深ク憂フルノデアリマス、此點ニ付テ私ハ堀田土木局長ニ質問ヲ致シマス、斯ウ云フ御答辯デアリマシテ、サウ云フ場合ニハ縣費ヨリ相當ノ補助ヲ爲サシメテ之ヲ救済スル、斯ウ云フ御答辯デアアル、是モ一應御尤デゴザイマス、併ナガラ此縣ヨリ郡、或ハ町村ニ補助ラスルト云フコトニ付テハ、例ノ三訓令ト云フヤウナモノガアリマシテ、大分其補助額ニ付テ政府ガ八釜數シイ事ヲ言ヒマシテ、中モ大ナル補助ヲ出サセマセヌ、其金額ハ極ク僅カデゴザイマス、左様ナ僅カナ金額ヲ以テハ到底深山大澤ニ在ル所ノ村落ノ交通機關ヲ具備セシムルコトハ、私ハ不可能デアルト信ズルノデアリマス、尙ホ私ノ修正説ニ對シマシテハ、過日政府委員ハ今廣圖委員長モ申サレマシタ通り、成ルベク、急激ナル變化ヲ避ケテ、本法ノ施行ニ依ッテ郡道ヲ設置スル事ヲ望ム所ハ宜イケレドモ、望マナイ所ニハ敢テ郡道ノ認定ヲ強イナイ、斯ウ云フコトヲ以テ答辯シテ居リマス、併ナガラ是ハ私ハ實行出來ナイ事デアラウト思フノデアリマス、若シソレガ實行出來ニ而シテ政府ガ之ヲ實行セントスル意思アルナラバ、私ノ修正説ニ同意シテ置ク方ガ寧ロ穩當デアラウト思フ、然ルニ政府委員ハ私ガ委員會ニ於テ此修正意見ヲ述ベマシタ時ニ、強キ意味ヲ以テ反對サレマシテ、撤回マデモ要求スルト云フコトヲ言ハレタデアアル、ソレヲ以テ見レバ政府ガ急激ナル變革ヲ避ケルト云フコトハ、全然出來得ベカラザル事デアリマシテ、而シテ或ハ從來府縣費ヲ以テ本法ニ依リ郡道タルベキ道路ノ負擔ヲ郡ニ移シテ、縣費ヲ減ラサシメルト云フコトガ、本法制定ノ骨子ニナテ居ルニ非ズヤト思フ點ガアルノデアリマス、第三ニハ、此法律案ハ明治二十年頃ヨリノ懸案デアリマシテ、二、三回議會ニ提出サレマシテ、否決或ハ擱置シノ運命ニ遭遇シタ案デアリマス、隨テ此法律案ノ關係スル所ハ餘程多イノデアリマス、デスカ、場合ニ於テハ急激ナル變化ノ來ルヲ避ケンガ爲メニ、私ノ修正説ノ如ク、從來縣費ヲ以テ――本法ニ依リ郡道トナルベキモノヲ、管理或ハ費用ノ負擔ヲ爲シ來ツ所ハ、其儘保存シテ置クト云フコトガ、極ク穩健ナル遺方デアラ

ウト信ジマス、以上ヲ以テ本員ノ修正説ノ理由ト致シマス、
デ此修正案ニ付テハ敢テ黨派の考ナドノ必要ハ無クシテ、
政友會ノ諸君ノ中ニモ、無所屬ノ諸君ノ中ニモ、私ハ略、同
意見ノ方モ在ル事ハ、委員會ニ於ケル質問應當ニ依テ明カ
デゴザイマス、ドウノ是等ノ法律ニ付キマシテハ、餘リ政府黨
ニ偏シナイヤウニシテ、各地方ノ狀況及事情ヲ斟酌下サイ
マシテ、成ベク私ノ説ニ御賛成アラシコトヲ希望スル次第
ゴザイマス

○議長(大岡有造君) 磯部尚君

〔磯部尚君登壇〕

○磯部尚君 明治二十一年來ノ懸案デゴザイマシテ、色
色政治上ノ歴史ニモ色彩ヲラレタル道路法案ガ、此度殆ド
吾々ノ望ミマスル完全サノ程度ヲ以テマシテ通過スル事ニ
ナリマシタ事ハ、誠ニ御同慶ニ堪ヘザル所デゴザイマス、申上
ゲルマデモナク、道路法制定ノ精神ハ、道路ノ種類、資格ヲ
確定致シマシテ、其ノ費用ノ負擔ヲ公平ナラシメ、其管理
方法ヲ改善セシムルト云フコトガ、根柢ノ主義精神ニナッテ
居ルノデゴザイマス、即チ本法ハ道路ノ種類ヲ五ツニ分タレ
マシテ、國道以下ノレ、其資格ヲ確定致シテ居ルノデアリマ
ス、成程唯今高田君ヨリ御議論モゴザイマシテ通り、郡道ト
申シマスノハ在來法律上認めテ居タモノハゴザイマス、テ
レドモ今日ハ明ニ府縣、郡、市町村ト云フ階級ト云フモノガ
認めラレテ居リマシテ、又之ニ伴フテ道路モソレノ種類、資
格ハ一定サレテ居ルノデアリマス、現ニ今日我國ニ於キ
マシテ、郡道ト云フ制度コソハ認めラレテ居リマセヌケレド
モ、郡道ヲ以テ目スベキ郡費支辨里道ト申シマスモノハ、全
國ヲ通ジマシテ六千有餘里ニナッテ居ルノデゴザイマス、即チ
郡道ヲ以テ目スベキ郡道ト云フ一ノ種類資格ノ道路
ヲ造ラナケレバナラヌ必要ノ迫ラテ居ルト云フコトハ、此事實
ノミヲ以テ致シマシテモ、洵ニ明確疑ヲ容レヌノデゴザイマ
ス、既ニ郡道ト云フモノヲ認めマスル以上ハ、茲ニ高田君ノ
御希望ニナリマスルガ如キ、一ノ變例ヲ認めベキヤ否ヤト云
フコトガ、問題ニナッテ來ルノデゴザイマス、郡道ハ郡ガ其費
用ヲ支辨シナケレバナラヌト云フ茲ニ精神モ確乎トシテ立
テ居ルシ、道理モ備ハテ居ル然レニ偶々從來府縣ノ費用
ヲ以テ其管理ヲ爲シ來リタルノ故ヲ以テ、永ヘニ之ヲ矢張
府縣ノ管理ニ屬セシメ、府縣ノ費用ニ負擔セシムルト云フ
コトハ、法ノ根本ノ精神ヲ破壞スル事ニナリハセヌカト云フ
コトヲ、私共ハ憂フルノデゴザイマス、床次竹二郎君ガ、内務
大臣トシテデハナク、床次竹二郎トシテ、郡制ナルモノ、理
否曲直ニ付テハ考慮中ニ屬スル、稍、郡制廢止ノ方ガ理窟ニ
適フカノ如キ口吻ヲ漏ラサレマシタコトハ、事實デゴザイマ
ス、私不肖モ亦郡制ハ廢止スル方ガ至當デアルト云フガ如

キ意見モ持ッテ居リマス、併ナガラ政治家ト致シマシテハ、政
治家ノ立場ニ於キマシテ、今日郡制ト云フモノヲ廢止スベ
キヤ否ヤト云フコトハ、慎重ニ考慮シナケレバナラヌ問題
デアルト思ヒマス、ノミナラズ假ニ政治家ノ經綸トシテ嘗テ
一度口ニモシタ事デアルカラ、郡制ハ廢止シナケレバナラヌ
ト致シマシタ所ガ、今日郡制廢止案ヲ提出スルト云フ意思
ハ毛頭無イト云フコトモ、亦内務大臣トシテ床次君ノ言明
セラレタ所デゴザイマス、然ラバ今日既ニ府縣郡市町村ト
云フ階級ガ劃然、儼然トシテ存シテ居リマス以上ハ、之ニ
則ッテ道路法モ制定スルノガ至當デゴザイマシテ、何年先キ
ニナルノカ、百年先キニナルノカ、或ハ永久ニ現出セザル
ベキ郡制廢止ト云フモノヲ、理窟ノ上ニ正シト致シマシタ
所ガ、其法律ノ出マス曉ト云フモノヲ今日カラ豫想ヲシテ、
郡道ト云フモノヲ今日廢止シテ本法ヲ制定スルト云フ理
由ハ、毫末モ存シテ居ラヌト私ハ考ヘルノデゴザイマス、ヒ
ヤ、ト呼フ者アリ、一應費用負擔ノ點ニ付キマシテ、高
田君ノ御心配ニナリマス事ハ、洵ニ御尤デアルト私共モ御
同情ヲ致ス所ガゴザイマス事ハ、洵ニ御尤デアルト私共モ御
マシテ、總テ諮問機關ニ諮問ヲ致シ、慎重ナル考慮ヲ重ネ、
ソレト上級ノ監督機關ニ依ッテ監督ノ實ヲ舉ゲルコトヲ言
明致シテ居リマス、此政府委員ノ意思ト云フモノガ、明カ
ニナリマシタ以上ハ、姑ク此政府委員ノ言明ニ御信頼ヲナ
サイマシテ、本法ノ折角出來上リマシタル白璧ニ對シ、微瑕
ヲ造ルガ如キ御異議ノ出デザラシコトヲ私ハ希望スルノデゴ
ザイマス、此意味ニ於キマシテ、本法ハ委員長報告通り御
可決アラシコトヲ希望致シマス(拍手起ル)

○議長(大岡有造君) 別ニ發言ノ通告モアリマセヌカラ、
唯今ノ修正ニ關シテハ討論ガ終結シテ居ルト見マス、仍
テ先ヅ其修正案ニ對スル決ヲ採リマス、高田耕平君ノ修正
案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
起立者 少數
○議長(大岡有造君) 少數デアリマス——否決——他ハ
委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡有造君) 御異議ナシト認めマス、仍テ本案
第二讀會ハ可決致シマシタ
○岩崎勳君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、第二讀會ニ
於テ修正議決ノ通り、可決確定セラレシコトヲ望ミマス
〔賛成賛成ト呼フ者アリ〕
○議長(大岡有造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(大岡有造君) 御異議ナケレバ直チニ第三讀會ヲ開
キマス

道路法案(政府提出)

第三讀會

○議長(大岡有造君) 御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナケレバ第二讀會決定ノ
通り可決確定シタル事ヲ宣告致シマス

○岩崎勳君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致
シマス、即チ茲ニ小川平吉君外十七名ノ委員ニ付託シタ
ル佛國首相遭難慰問ニ關スル決議案ヲ繼續議題トナシ、委
員長ノ報告ヲ求メ、且ツ其審議ヲ進メラシコトヲ望ミマス

○議長(大岡有造君) 御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ナケレバ、日程ハ變更セラレ
マシタ——委員長小川平吉君

決議案

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起ル〕

○小川平吉君 諸君、巴里ニ於ケル講和會議議長「クレ
マンソー」閣下ガ兇漢ノ爲メニ負傷セラレマシタノハ、洵ニ
痛嘆ニ堪ヘザル次第デゴザイマス、講和會議ハ其關係セル
國家並ニ民族ノ範圍頗ル廣汎ニ亙リ、又其協議スベキ事
項ノ頗ル多岐ニ亙ルガ爲メニ、恰モ世界ヲ改造スルガ如キ
觀ガゴザイマス、歴史有シテ以來未ダ曾テ見ルコト能ハザル
所ノ最モ廣大ナル、又最モ重要ナル事件デアリマス、殊ニ其
正義人道ヲ維持シ、宇内ニ於ケル恒久ノ平和ノ基礎ヲ確
立セント欲スル所ノ崇高ナル目的ヲ有スル點ニ於キマシテ、
全世界人類ノ讚歎ヲ博シ、吾々ノ將來ノ歴史ニ向ッテ、永ク
燦爛タル光輝ヲ放ツベキ所ノ最モ偉大ナル事業ト謂ハナク
テハナリマセヌ「クレマンソー」閣下ハ此會議ニ於テ議長ノ要
職ヲ占メラレマシテ、老齡ノ身ナルニモ拘ラズ、驚クベキ精力
ヲ發揮セラレ、其卓越セル智力ト、非凡ナル所ノ才能トニ
依リマシテ、能ク此大ナル會議ヲ主宰セラレ、會議ハ豫定ノ
徑路ヲ辿リツ、最モ圓滿ニ且ツ最モ迅速ニ其ノ目的ニ向
テ進シツ、アルコトハ、世界人類ノ尊敬且ツ推賞シテ措
カザル所デゴザイマス、吾々ハ閣下ノ手腕ト其熱誠トニ信頼
致シマシテ、此世界ニ於ケル偉大ナル事業ノ速ニ完全ニ成
就センコトヲ希望シテ止マザル者デゴザイマス、然ルニ此
際閣下ガ兇漢ノ爲メニ負傷セラレマシタルノハ、洵ニ驚
愕ニ堪ヘズ、且ツ憂慮措ク能ハザル次第デゴザイマス、聞ク
所ニ依リマスレバ、幸ニシテ負傷後ノ經過ハ極メテ良好デア
ルト云フコトデゴザイマスカラ、吾々ハ聊カ慰ムル所ハアルノ
デゴザイマス、吾々ハ一日モ早く閣下ノ負傷ガ平癒セラレマ
シテ、倍舊ノ勢力ヲ以テ再び議長ノ椅子ニ著カレ、會議ヲ

主宰セラレマシテ、此偉大ナル事業ノ速ニ完全ニ成就スルコトヲ希望シテ已マナイノデゴザイマス、茲ニ委員會ノ結果ヲ御報告申上ゲマスガ、吾々委員ハ御付託ニ依リマシテ直ニ會議ヲ開キ、不肖私委員長ニ、金杉英五郎君理事ニ當選致シ、慎重ナル協議ノ結果成案ヲ得マシタノデゴザイマス、茲ニ之ヲ朗讀致シマス

日本帝國衆議院ハ講和會議々々長佛國首相クレマンソー閣下カ兇漢ノ爲負傷セラレタル報ニ接シ憂慮ニ堪ヘス特ニ院議ヲ以テ深甚ナル同情ヲ表シ併テ平癒ノ速ナラムコトヲ祈ル

以上ノ通りデゴザイマス、ドウゾ滿場ノ御賛成ヲ願ヒマス

〔拍手起ル〕

○議長(大岡有造君) 委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 總理

○議長(大岡有造君) 滿場一致一可決

〔拍手起ル〕

○議長(大岡有造君) 日程第二、大正六年法律第六號中改正法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長漆昌巖君

第二 大正六年法律第六號中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

〔漆昌巖君登壇〕

○漆昌巖君 大正六年法律第六號中改正法律案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、此大正六年法律第六號ハ、其内容ハ諸君ノ御承知ノ如ク軍人ノ恩給ニ關係シテ居ルモノデアリマス、此軍人ノ恩給ハ四十四年四月一日前ト一日後ト、此恩給ニ差ガアルノデアリマス、其差ガ即チ四十四年四月一日後ニ武官ノ増俸ガアツタガ爲メニ恩給ニ差ガアル、其恩給ノ差ヲ均霑シテ貰ヒタイト云フコトガ、恩給者ノ請願デゴザイマス、是ガ爲メ、本院ノ請願ニ上ツテ、終ニ此大正六年法律第六號ヲ以テ、法律デハ均霑サレタノデアリマス、然ルニ實際ノ給與ニ於テハ漸次繰上ゲルヤウナ法ニナツテ居デ、一時ニ此給與ニ付テ均霑ガ出來テ居ラス、ソレヲ今回又モ請願モアリ、政府モ今回ハ四月一日ヨリ全ク給與ノ均霑ヲスルコトノ方針ヲ定メ、云フコトデゴザイマス、然ルニ委員ハ昨年非常ニ物價ノ暴騰ニ鑑ミテ、之ヲ本年一月カラ給與シテ欲シタイト云フコトガ、委員一般ノ希望デゴザイマシテ、此事ハ當局ノ大藏大臣ニモ折衝致シマシタガ、政府ハ此ノ年度、即チ四月以後ニ是非シテ貰ハナケレバ、今更其遺線ニモ差支ヘルト云フコトデアツタノデアリマス、ソコデ委員ハ斯ウ云フ希望ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、其希望ト申シ

マスノハ、何レ近キ將來ニ於テ、是非此文武官共ニ恩給者ニ向テハ、此給與方ノ改正ノアル時機ガアルデアラウ、其時ニハ此軍人ノ廢兵ハ國家ノ爲メニ戰務ニ從事シテ、足ガ無クナタリ、手が無クナタリシタト云フ不幸ナル者デアル、之ニ對シテ今日マデノ恩給ノ給與方ガ少イノデ、之ヲ直スコト、ソレガ遺族ノ扶助料及ビ進級者ト云フ者ガ、其階級ダケノ恩給ヲ取テ居ラナイ、是ハ唯ニ階級ダケ上ツテ、恩給ハ其前ニ取テ居タ方ニナテ居ルノデ、之ヲ矢張進級ヲシタ者デアルナラバ、即チ進級相當ノ階級ダケノ恩給ヲ與ヘラレルヤウニ、改正ニナル時ニ於テハ御考慮アラシコトヲ希望スル、此希望ヲ以テ委員會ハ原案ヲ可決致シマシタ、此段御報告致シマス

○岩崎勳君 本案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定アラシコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 御異議ガナケレバ、本案ハ讀會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス、日程第三及第四ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナシ報告ヲ受ケ、決議ハ別々ニ採リタイト思ヒマス、御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡有造君) 一括議題ト致シマス——三土君

第三 時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

第四 高等諸學校創設及擴張費支辨ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)(確定議)

〔三土忠造君登壇〕

○三土忠造君 日程ノ順序ニ從ヒマシテ、先ヅ時局ノ影響ニ依ル地方稅擴張ニ關スル法律案ノ方ヨリ御報告致シマス、本案ノ最も重要ナル點ハ、現行法附加稅率ニ對シ、北海道及府縣ノ附加稅額ヲ百分ノ八十ト云フコト、致シ、ソレカラ市區町村ノ附加稅額ヲ百分ノ六十ト致シマシタ、計算ノ基礎第二ニ之ニ依テ增加スベキ歲入ノ用途、第三ニハ增收ノ結果戶別割、戶數割等ニ如何ナル影響ガ及ブカ、第四ニ此附加稅ハ內務、大藏兩大臣ノ許可ヲ經テ附加スルコトニナテ居リマスルガ、其許可ノ條件及標準如何、尙ホ法文中ニアリマスル「當分ノ内」ト云フ意義如何、是ダケガ最も重要ナル點デアリマスカラ、ソレニ付テ大體申上ゲ

マス、先ヅ道及府縣ノ方ノ附加稅增加額ヲ百分ノ八十ト致シテ、市町村ノ附加稅額ヲ百分ノ六十ト致シマシタ計算ノ基礎ヲ申上ゲマスガ、政府ノ説明スル所ニ依リマスルト云フト、大正三年度、即チ時局ノ影響ノ起リマシタル直グ前ノ年、其年ノ決算額ト今年ノ即チ大正八年度ノ豫算額ト比較致シマシテ、道及府縣ノ附加稅額ヲ見マスルト云フト、大正三年度ノ決算額ハ一億二千六百萬圓ニナテ居ル、而シテ大正八年度ノ豫算額ハ一億四千六百萬圓ニナテ居リマシタ、差引四千四百萬圓ダケ道及府縣ノ地方費ガ増加シタ居ル、其四千四百萬圓ノ中デ約一割ダケハ自然ノ經費ノ膨脹ト看做シマシテ、之ヲ控除致シマシタ、残り四千萬圓ガ時局ノ影響ニ依テ膨脹シタル經費ト見ル、即チ此四千萬圓ノ金ヲ、今マデ或ハ戶數割、戶別割ニ依テ色々工夫ヲ致シテ居リマシタガ、其爲メニ非常ニ市町村ガ——府縣ガ困テ居リマスカラシテ、之ヲ救済スル爲メデアリマスカラシテ、此四千萬圓ノ中デ附加稅ニ何處マデ制限ヲ緩メタラ宜イカト云フコトヲ見マスルト云フト、矢張大正三年度以前ノ三箇年ノ平均ノ道及府縣ノ稅收入ノ總額ニ對シテ、地租所得稅、營業稅ノ附加稅ノ割合ヲ見マスルト云フト、五割一分八厘ニ當テ居ル、サウシマスルト云フト、右四千萬圓ノ五割一分八厘ハ二千七百二十二萬圓ニナル、此金額即チ二千七百二十二萬圓ヲ附加稅ノ擴張ニ依テ取ルト致シマスレバ、其割合ハ七割五分二厘ニ當ル、即チ百分ノ七十五餘リニ當ルノデアリマスガ、之ヲ其大數カラ見マシテ百分ノ八十一致シタ次第デアリマス、百分ノ八十マデノ制限額ヲ擴張致シマスルト云フト、之ニ依テ最高額マデ課シタ場合、即チ全國ノ道府縣ノ全部ガ最高額マデ附加致シマシタ場合ニ於テ、總額約二千二百萬圓ノ增收ヲ生ズル次第デアリマス、ソレカラ市町村ノ方モ矢張同様ノ計算デアリマスガ、唯、比較ガ市町村ノ大正八年度ノ豫算ハマダ能ク分ツテ居リマセヌガ故ニ、大正三年度ノ決算ト大正七年度ノ豫算トヲ比較シテ割出シテ居ルノデアリマス、大正三年度ノ決算ハ二億七千八百八十萬圓デアリマシタ、大正七年度ノ豫算ハ二億八千九百八十萬圓デアリマシタ、其差額ガ八千二百萬圓ノ増加ニナテ居リマス、其中デ矢張前同様ニ一割ダケガ自然ノ膨脹ト致シマスルト、之ヲ控除シタル殘額七千四百萬圓ダケガ、時局ノ影響ニ依テ増加シタルモノト看做シ、而シテ市町村ニ於キマシテハ、大正三年以前三箇年間ノ平均ヲ見マスルト云フト、地租、營業稅、所得稅ノ三稅ノ附加稅ガ、稅ノ總收入ニ對スル割合ハ二割四分七厘ニナテ居リマスカラ、此割合ヲ以テ七千四百萬圓ノ中ノ附加稅ニ當リマスルモノヲ割出シテ見マスルト、千七百八十萬圓デアル、千七百八十萬圓ハ即チ現行附加稅ノ五割三分九厘ニ當リマスル

が故ニ、之ヲ繰上ゲテ六割、即チ百分ノ六十ト致シテノデア
リマス、是が即チ計算ノ基礎デアリマシテ、之ニ依リテ市町村
ノ是モ全國ノ各市町村ガ何レモ最高ノ率マデ徵收ヲ致シ
マシ場合ニ、千九百八十八萬圓ト云フ増收ヲ生ズル譯デ
アリマス、約二千萬圓ノ増收ヲ生ズル結果ニナルノデアリマ
ス、故ニ此法律案ガ通過シテ、實際ニ適用シ、然モ道府縣
各市町村全部ガ最高マデ課稅致シマシ場合ニ、兩方併
セテ四千二百萬圓ニナルノデアリマス、ソコデ此増加致シマ
シタル歳入ヲ如何ナル用途ニ充テルカト申シマスルニ云フ
此法律案ノ理由書ニテアリマスル通り「時局ノ影響ニ因リテ
増加シタル地方公共團體ノ經費ノ財源ニ充テル爲メ」云フ
目的デアリマス、時局ノ影響以外ノモノハ、使ハナイ、
即チ主トシテ官吏及吏員ノ俸給、臨時手當、旅費ノ増額、
ソレカラ物價騰貴ニ依ル廳費及雜費ノ増額、物價騰貴ニ
依ル是等自然團體ノ既定事業費ノ増額、是ダケニ充テル
爲メニ、此制限ノ緩和ヲ致スノデアリマス、ソコデ大部分ハ
地方費ヲ以テ支辨スル、官吏及公吏ノ俸給、臨時手當増
額ニ充テラレ、ノデアリマス、其俸給ノ金額ヲ見マスル
ト云フト八千萬圓デアアル、中央ノ官吏ノ俸給及臨時手當ヲ
合シマスルト云フト、御承知ノ通り本年度カラハ五割増ニ
ナデ居リマス、此割合マデ地方ノ官吏及吏員ノ俸給手
當ヲ引上ゲマスルト云フト、四千萬圓ニ當ルノデアリマス、四
千萬圓取テ四千萬圓ヲ俸給ニ使ハレ、後ニ殘ルモノ
ハ無イ、又二見エマスルケレドモ、既ニ府縣市町村等ニ於キ
マシテ、是マデニ相當ノ手當ヲ給シ、或ハ増俸ヲ行テ居リ
マス、殊ニ二町村ニ於キマシテハ、昨午本院ニ於テ協賛ヲ與
ヘマシタル一千万圓ノ教育費ノ六割程ハ割宛ニナデ居リマ
スカラ、是等ヲ控除致シマスルト云フト、四千萬圓全部ガ俸
給ニ要ル譯デアリマセ、斯ノ如クニシテ第三ニ增收ノ結
果、戶數割、戶別割等ニ如何ナル影響ガ及ブカト申シマス
ト、既ニ府縣ニ於キマシテ相當ナル支出ヲ致シテ居リマス、
市町村ニ於テモ相當ノ支出ヲ致シテ居リマス、假ニ四
千万圓全部ガ增收セラルト致シマスル場合ニハ、ソレ
程要ラナイカラ、戶數割、戶別割等ハ幾分減額サレル
ト云フ結果ニナルト云フコトデアリマス、右申スヤウナ次第
デアリマス、隨テ第四ノ問題タル内務、大藏兩大臣ガ許
可ヲ與ヘマスル所ノ標準ハ、全ク時局ノ影響ニ因ル費用ノ
外ニ充テル爲メニハ、増徴ハサセナイ、斯ウ云フコトニ割
ト區別ヲシテ許可ヲ與ヘルコトニナデ居ルサデアリマス、
ソレカラ當分ノ内ト書イテアリマス、申スマデモナク時局ノ
影響ノ續ク間ト云フコトデアリマス、之ニ對シマシテハ委員
會ニ於キマシテ、何故ニ當分ノ内ト限リタカ、附加稅ノ制限
ノ餘リ嚴密ナル爲メ、低額ナル爲メニ、地方自治團體ガ困
窮シテ居ルコトハ、モウ既ニ明瞭ナ事實デアリカシテ、今
日此法律案ヲ出ス場合ニ於テ、何故ニ永久法トシテ出サ
カ、タカト云フ意見モアリマシタガ、政府當局ニ於キマシ
テモ、勿論時局ノ影響ノミナラズ、相當地方稅ノ附加稅ノ制
限ヲ緩和スル必要ヲ認メテ居ルケレドモ、今日ハ時局ノ場

合デゴザイマスガ故ニ、地方ノ稅制ヲ整理スルニ付キマシ
モ、本稅ノミナラズ總テ一括シテ整理ヲ致シタイ、又地方
ノミナラズ、中央ノ國庫ノ收入ニ關スル稅ノ整理モ致サ
ヌケレバナリマセヌカラ、其場合ニ一括シテ致スノデア
アルカラ、其義ヲ御諒承願ヒタイ、斯ウ云フコトデアリマ
シテ、之ニ對シテハ格別意見モ無カヤウデアリマス、デ本
案ニ付キマシテハ隨分慎重ニ審議ヲ致シマス、遺憾ナク質
問應答ヲ續キマシテ、案ノ性質及ビ其適否等ハ極メテ明瞭
ニナタト思ヒマス、隨テ本案ニ對シテハ何等ノ修正モ
無ク、反對モ無クシテ、滿場一致ヲ以テ通過致シマシ、
但シ此賛成ノ意見ヲ述ベラレマスル場合ニ於キマシテ、憲
政會ノ川崎安之助君、ソレカラ無所屬ノ武市彰一君等カ
ラシテ、希望トモ付カズ、或ハ非難トモ付カズト云フヤウ
御意見ガアリマシタガ、ソレカラ極大略申上ゲマス、川崎
君ノ言ハレマス、ソレハ、此場合ニ於テ此稅法ノ實施ト共
ニ戶數割ノ制限ヲ加ヘ、ソレカラ地方稅制ノ根本的整
理ヲセラレ、ソレカラ既定計畫ノ事業ノミナラズ、新事業
ノ爲メニモ附加稅ヲ課スルコトヲ許サレ、ソレカラ市町村
教育費國庫負擔額ヲ同時ニ増加スベシ、ソレカラ市町村
君ノハ、市町村ニ於ケル負擔ノ均衡ヲ得セシメルニ、深甚
ノ注意ヲ拂ハレ、ソレカラ望ム、斯ノ如キ希望ヲ述ベテ本案
ニ賛成セラレ、ソレカラデアリマス、ソレカラ政友會ノ井上敬之助
君ヨリ「ソノ希望ノ提案ガアリマシタ、是ハ委員會ニ於テ、
斯ノ如キ希望ハ寧ろ必要ハ無イデハナイカラ、委員會ニ於
テ御議論モアリマシタガ、ソレハ斯ウ云フ事デアリマス、此法律
案ニ依リマスルト、全國ノ府縣ハ勿論、一万有餘ノ市町村カ
ラシテ、同時ニ附加稅擴張ノ許可ヲ求メニ來ル、之ヲ是マ
デノヤウ手續ニ依リマスルト、非常ニ延滞ヲ來シテ、市町村
會ニ於テ既ニ決議ヲシテ居テ、數箇月モ豫算ガ遂行出來
ヌト云フヤウナ不便ヲ感ズル場合ガアルカラ、サウ云フ不
便ノ無イヤウニ致シマス爲メニ、本法ニ依ル附加稅ノ許可
ヲ關シテハ、努メテ其手續ヲ簡易且ツ敏捷ナラシムルノ方
法ヲ執ラレ、コトヲ望ム、斯ウ云フ希望ノ提案ガアリマシタガ、
之ニ對シテ矢張憲政會ノ川崎君カラシテ、此事ニ付キマ
シテハ委員會ニ於キマシテ、床次内務大臣ハ政黨内閣ノ政
府デアリマス、カシラシテ、努メテ繁文縟禮ハ避ケル、此
實施ニ付キマシタラシテ、出來ルタケ簡易迅速ニスルコト
ニ取計
フト云フコトヲ言明サレタカラ、床次内務大臣ヲ信任スル
意味ニ於テ、最早斯ノ如キ希望ヲ述ベ、必要ハ無イデハ
ナイコト云フ、洵ニ内務大臣ニ同情サレマシタル御意見
デアリマス、私共至極同感デアリマシタガ、唯、委員會ニ於
キマシテノ内務大臣ノ言明ハ、國民ヲシテ周知セシムル
便デアリマスガ故ニ、寧ろ同様に意味ナラバ、本會ニ於テ
希望ヲ述ベテ、滿場諸君ノ御同意ヲ得テ決議ヲシテ、國
民ヲシテ周知セシメタガ、宜カラウ、故ニ其意味ニ於テ
御賛成下サヌカト云フヤウナ交渉ガアリマシタ、然ラバ同
ジ意味デアルカラシテ、賛成シヤウト云フコトデ、川崎君モ

賛成セラレマシテ、而シテ其結果トシテ委員會ハ滿場一致
ヲ以テ此希望案モ通過致シタルデアリマス、次ニ高等諸學
校創設及擴張ニ關スル法律案ノ報告ヲ致シマス、是ハ御
承知ノ通り條文トシテハ洵ニ簡單ナ案デアリマシテ、既ニ追
加豫算ヲ以テ政府ガ請求サレテ居リマスル所ノ高等諸學
校創設及擴張ニ要スル經費、總金額四千四百五十五萬圓
ニナテ居リマス、其中一千萬圓ハ畏多クモ御下賜金
ノ御下付ガアリマシタ、其残り三千四百五十五萬圓ヲ
限リ、公債又ハ借入金ニ依ルコトヲ得ル、而シテ此公債及
借入金ニ依リマシタ經費ヲ帝國大學特別會計ニ繰入レテ使
用スベキデアリマス、同様に手續ヲ致サズシテ、文部
大臣ニ於テ直接ニ之ヲ使用スルコトヲ得ルト云フ權能ヲ得
ヤウト云フ法律案デアリマス、デ案ハ極メテ簡單デアリマス、
レドモ、其中ニ含ミマスル所ノ内容ニ至リマシテハ、各地方
ノ人々ガ熱心聽カンコトヲ欲スルモノデアリマス、デ本案
ニ付キマシテモ、委員會ニ於キマシテモ、本案ノ委員會ニ
問題ニ就テ、ヨリ熱心ナル質問ガアタヤデアリマス、學校
増設ノ計畫ニ關スル數字上ノ問題デアリマスガ故ニ、寧ろ
豫算委員長ノ御報告ニ讓リタガ、宜カラウト考ヘマシタ
レドモ、豫算ノ方ガ御廻シニナデ、法律案ノ方ガ先ニ日程
ニ上リマシタ、誰ガ報告致シマシテモ、時間ノ高ハ
同ジデアリマス、故ニ便宜上此場合ニ於テ私ヨリ大體御報
告申上ゲマス、此四千四百五十五萬圓ノ金ヲ以テ、六箇
年間ニ完成シヤウト云フ學校ハ、全ク創設ニ屬スルモノト、
既設學校ノ擴張ニ屬スルモノト、二種アルノデアリマス、其
中デ高等學校及專門諸學校ノ創設致シマスモノガ二十九
校デアリマス、内譯ヲ申シマスルナラバ、高等學校ガ十校、
商業學校ガ七校、農學校ガ四校、工業學校ガ六校、藥
學校ガ一校、外國語學校ガ一校、是デ二十九校ニナルノ
デアリマス、ソレカラ帝國大學ニ新設致シマスモノガ四
ツ、專門學校ノ中デ東京高等商業學校ト、ソレカラ全國ニ
アリマス五ツノ官立醫學專門學校ト、各單科大學ニ昇
格致シマス、是ガ合セテ六ツ、專門學校ト大學ノ學部トヲ合
セマスルト、總體デ三十九デアリマス、ソレカラ既設學校ノ擴
張サレマスモノガ實業專門學校ガ二校、帝國大學ノ學部
ガ六ツ、之ヲ合セテ八ッデアリマス、是ダケヲ創設若ハ擴張
致シマス爲メニ、四千四百五十五萬圓ヲ要スルノデアリマ
ス、尙ホ其經費ノ制當ヲ大別致シマス、前申上ゲマ
シタ全ク創設ニ屬スル高等學校、及專門學校、二十九校ノ
創立費ガ二千五百萬圓デアリマス、ソレカラ大學學部ノ
創設、專門學校ノ昇格、大學專門學校ノ擴張、是ガ合計
一千五百萬圓、右創設擴張ニ付テ教育ヲ養成シナケレ
バナリマセヌガ、其教官ノ養成費ガ約四百五十萬圓、斯
ウナルノデアリマス、而シテ此法律案ニ依リマシテハ、寄附金
ハ一文モ無イ場合ヲ見テアルノデアリマス、即チ政府ハ公
債若ハ借入金ヲ爲シ得ル、最高限度ヲ規定シタルノゴザイ

マシテ、其中ニ寄附金アリマスレバ、ソレダケ此公債若クハ借入金ノ額ガ減少サレル譯デアリマス、寄附金ニ對シテハ、最も各地方ノ人トガ聽カント欲スル問題デアリマス、寄附金ニ對シテハ、政府ハ寄附ハ希望スル、且ツ勸誘モスル、併ナガヲ強要ハシナイト云フコトガ政府ノ言明デアリマス、ソレカラ次ニハ寄附ハ主トシテ個人、殊ニ富豪ノ寄附ヲ歡迎スル、併シ學校ノ寄附ノ爲メニ縣債ヲ募集スルコトハ許サナイ、即チ縣債ニ依テ得タ所ノ寄附ハ受付ケナイ、然ラバ市債若クハ町債ハ如何ナサルコト云フコトノ質問ガアリマシタガ、其方モ成ベク御斷リヲシタリ、少シ緩ンデ居ルノデアリマス、縣債ノ方ハ絶對ニ受ケヌト云フコトデアリマス、殘リマス問題ハ、然ラバ寄附金ガ無カ場合ニハドウナサルカ、斯ウ云フ問題ガ起リタノデアリマス、寄附金ガ無クテモ、政府ハ右計畫致シテ居リマス學校ノ數、並ニソレヲ設置スベキ地方ハ大體定メテ居リマス、其計畫ニ依テ遂行シテ行ク、即チ寄附ガ一文モ無カ場合ニハ、此法律ノ與ヘマシテ權能ニ依テ公債若クハ借入金ニ依テ財源ヲ得テ、遂行シテ行クノデアリ、斯ウ云フ言明デアリマス、茲ニ御下賜金ニ就キマシテ、先般來此委員會ノミナラズ、豫算委員會ニ於キマシテモ、色々ナ質問ガアツタヤデアリマス、此點ハ明瞭ニ致シテ置キタイト思フノデアリマス、吾々ノ委員會ニ於キマシテ質問サレマシタ重要ノ問題ハ、御下賜金ヲ高等教育機關ノ創設擴張ノミニ使フ、他ノ普通教育ノ方ニ使フ譯ニハ行カヌカ、恰モ政府ガ高等教育機關ニ重キヲ置キ、普通教育ノ方ヲ輕視スルノ嫌ガアルノデハナカト云フヤウナ質問モアリマシタ、是ハ先般文部大臣ガ本議場ニ於テ、御沙汰書ヲ朗讀サレマシタ通りノ趣旨デアリマシテ、政府ガ高等教育機關ノ擴張ノ計畫ヲ計畫シテ居ルト云フコトガ出來ヌモノデアリ、下賜デアリマスガ故ニ、他ニハ用井ルコトガ出來ヌモノデアリ、私立學校ノ方ヘ、御下賜金ヲ分配スル譯ニハ行カヌト云フ御質問ガアリマシタ、是モ別問題デアリマス、即チ政府ノ計畫ニ對シテ御下賜金デアリマス故ニ、他ニ用井ル譯ニハ行カナイ、斯ウ云フコトデアリマス、本案ニ對シマシテモ、此學校増設ノ必要ナコトハ各委員共認メマシテ、ソレニ就キマシテハ、全員一致ヲ以テ贊成シタノデアリマス、矢張贊成ノ場合ニ於キマシテ、色々御意見ノ陳述ガアリマシタ、是ハ或者ハ希望デアリ、或者ハ非難ノヤウニモ聞エマス、免モ角之ヲ御紹介スル義務ガアルト考ヘマス、憲政會ノ横田孝史君ハ、此擴張ハ洵ニ結構デアルガ、官立學校ノ爲メニ非常ニ寄附ヲ漁テ歩キマス、私立學校ニ對スル寄附金ガ減殺セラル、虞ガアル、第二ニハ普通教育ヲ輕視スル嫌ガアル、第三ニハ理化學研究發明等ニ必要ナル施設ノ見ルベキモノ、無イコトヲ遺憾トスル、故ニ政府ニ於キマシテハ、此計畫ヲ遂行スルト同時ニ、是等ノ諸點ニ就テ十分ニ注意ヲ用井ラレコトヲ望ムト、斯ウ云フコトデアリマシタ、天津淳一郎君ハ向ホ之ニ附加ヘマシテ、學校増設計畫ハ刻下ノ必要ト云フヨリモ、入學志望者ノ數ニ重キヲ置イ

タト云フ嫌ガアル、ソレカラ高等教育機關ノ増設ト共ニ、中等以下ノ國民ノ教育ニモ、十分ノ力ヲ用井ラレコトヲ望ムト云フヤウナ希望デアリマス、ソレカラ河野徹志君ハ、此計畫ノ爲メニ私立學校ヲ壓迫スル虞ガ無キニ非ズデアルガ、之ヲ保護獎勵スベシト云フ、文部大臣ノ言明ニ信賴シテ、本案ニ贊成ヲ致ス、斯ウ云フヤウナ御意見ノ陳述デアリマシタ、尙ホ附加ヘテ申シテ置キマス、政府ハ高等諸學校ニ是程金ヲ用井ララバ、何故普通教育ニモ少シカヲ用井ヌカト云フヤウナ、段々質問ガアリマシタケドモ、政府ノ說明セラル、所チハ、段々高等教育ノ普通教育トノ間ニ、何等輕重未ト別ヲ持テ居ラス、同様ニ之ヲ尊重シテ居ル、隨テ普通教育ニ對シテモ、是マデ既ニ色々考慮シテ居ルノミナラズ、是カラ將來ニ於キマシテモ、十分盡ス所ガアル、唯、此高等諸學校ノ擴張ヲ急務ナリト致シマシタノハ、是マデ毎年數萬ノ子弟ガ學校ノ門ニ集テ、激烈ナル競爭試驗ヲ通過スルコトガ出來ズシテ路傍ニ呻吟シテ居ル、此狀態ヲ救済スル爲メニ之ヲ急務トシタノデアリ、尙ホ教育ノ一般ノ改善振興等ニ付キマシテハ、現内閣ノ政策ノ最も重要ナルモノ、一デアリマスガ故ニ、十分力ヲ用井ルト云フ政府ノ言明デアリマス、以上ノヤウナ次第デアリマシテ、右兩案トモ委員會ハ滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報告致シマス(拍手起)

○議長(大岡有造君) 日程ノ第三ニ就テハ、通告ガアリマス、第四ニ就テハ通告ガアリマス、通告ノ順ニ依テ發言ヲ許シマス、(大津淳一郎君登壇)

(拍手起)

○大津淳一郎君 本員ハ唯今委員長ノ報告セラレタ中、時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案、此案ニ對シテ贊成ト共ニ、政府ノ意思ノ在ル所ヲ警告致シテ置キタイト云フノデアリマス、此案ハ委員長ガ細カニ報告ヲ致シタルガ如ク、地方稅、所謂道縣附加稅ノ制限ヲ引上ゲテ、約四千萬圓ノ増徴ヲ計ラウト云フ案デアリマス、而シテ其四千萬圓ノ金ハ、如何ニ支出スルコト云フコトヲ質問致シテ見マス、時局ノ影響ニ係ル官吏等ノ増俸ニ充テルノデアリ、其内譯ヲ質問致シテ見マス、四千萬圓許リノ増收ノ金額ノ中、二千五百五十萬圓ハ中等、初等ノ教員ノ俸給ニ充テタイト云フノデアリマス、要スルニ時局ノ影響ニ因リ、官吏一般ノ増俸ニ充テルト云フ趣意デアリ、其骨子タルベキモノハ、中等初等ノ教員ノ増俸ニ充テタイト云フノガ、此案ノ骨子ニナデ居ルト云フコトヲ想像スルニ難クナイノデアリマス、教員ヲ除イタ所ノ官吏ノ増俸ト云フニ對シテハ、別ニ意見ヲ申シマセヌ、教師ノ増俸ト云フ一中等及初等教育ノ教師ノ俸給ト云フ方ニ至リマス、同ジ委員長ガ說明ヲシタル、次ノ日程ニアル所ノ高等教育機關ノ擴張ノ法案ト對照シテ見マスレバ、頗ル疑ガ起ルノデアリマス、一體現内閣ハ、教育ニ對シテハ從來ノ方

針ヲ一變スルノデアアル、時宜ニ依テ一變スルノモ洵ニ宜シイ改善ハ必要デアリマス、善ナル途ニ向テ教育ノ方針ヲ一變セラレコトハ、一般ノ希望スル所デアリマス、今計畫シテ、現來タ所ノ中ニ考慮考案ナル御答辯ハアリマス、如何ナル考慮考案カ、吾々ハ敢テ推察ハ致シマセヌ、現來タ所ニ依テ見マスレバ、悉ク改惡、世ノ時運ニ伴ハサル、世界ノ大勢ニ伴ハザル所ノ方針ヲ執リ來テ居ルノデアリマス、(「ヒヤ」「ヒヤ」)「反對スレバ宜イデアリナカ」改惡ト何ダ「ヤリ直セ」靜肅ニト呼フ者アリ、諸君、昨午第四十議會ニ於テ政府ガ提出セラレタル、小學教員俸給ノ國庫負擔法ト云フモノハ、如何ナル規定ニナデ居ルカハ、諸君ハ御承知ノ答デアリマス、此規定ニ依テ見マス、第一條ハ、小學教員ノ費用一部ハ國庫之ヲ負擔ス、第一條ニ於テ、小學教員ノ俸給一部ハ、國庫之ヲ負擔ス、第二條ニ至テハ、毎年一千万圓ヲ下ラサルノデアリマス、政府ノ支出額ハ、毎年一千万圓ヲ下ラサルモノト云フコトニ決定シテ居リマス、是ガ即チ國民教育基礎教育ト云フモノニ對シテハ、國家ガ最も力ヲ盡スベシト云フ方針ニ定メテ居ルノデアリマス、又此案ヲ提出スル時、前文部大臣ノ說明ハ如何ニ說明サレテ居ルカト云ヘバ「國民教育ヲ全然市町村ノ負擔ニ委ヌルコト云フコトハ本旨ニ違ヒマス」デ明治五年ノ學制頒布ノ當時ニ於テ、既ニ國庫カラ相當ノ支出ヲ致スト云フ趣旨ハ定メテ居リマス、續イテ其趣旨ニ依テ國庫モ支出シテ居タノデアリマス、明治十年西南戰爭ノ役ヨリシテ、國庫支出ト云フコトハ、財政ノ已ムヲ得ザルガ爲メニ中止シテ居タノデアリ、愈々今回復活シテ國庫ト地方費トニ依テ基礎教育ヲ完全ニ行フノデアリ、ト云フ說明ヲ致シテ居ル、是ハ單リ前内閣ガ其方針ヲ執ツバカリデナク、國民全體ガ其希望ヲ持テ居タコトハ、一昨年ノ全國教育會議ニ於テモ、小學教員ノ俸給ハ是ハ全部國庫ノ負擔ヲラシムヘシト云フ決議ヲシテ、文部省ニ提出シタノデアリマス、又昨年此法案ヲ提出スル以前、改善ヲ諮問ニナタ、其答申ノ第一トシテハ「小學教員ノ俸給ハ全部國庫マデ國庫ガ支辨スヘシ」ト云フ答申ヲ致シテ居ルノデアリマス、加之政友會ノ諸君ハ向ホソレヨリ以前、一昨午第三十九議會ニ於テハ、諸君ハ建議案ヲ提出シテ居ルノデアリ、其建議案ノ文句ニハ「町村費ハ益々多キヲ加フルノ勢ナリ是ガ爲メニ地方ノ衰微ヲ招キ自治團體ノ發達ヲ妨クルノ徵候歷々見ルヘシ」翻テ世界列國ノ實例ヲ見ルニ小學教育費ハ國庫ニ於テ其半ヲ支辨スルモノ多ク我國ノ如ク其全部ヲ町村ニ負擔セシムルモノ一モアルコトナシ」是ハ政友會ノ第三十九議會ニ於ケル建議案中ニ、歷々掲ゲテ居ル建議案ノ趣意デアリマス、(其通りタト呼フ者アリ)而シテ此說明ハ提出者ノ一人元田肇君ガ說明シテ、唯一言政府ニ向テ申述ヘテ置キタイ事ガアリマス、本案ヲ提出シタル所以ハ、決シテ一朝一夕ノ考慮ヨリ出タノデハナイノデア

トハ、吾もモ同じ事デアリマス、町村費ニ於テモ、府縣費ニ於テモ中等初等ノ教育ニ向シテ費用ノ支出ヲシナケレバナラスト云フコトハ、吾もモ感ズテ居リマス（ソナナラ宜イザバナイカ）ト呼フ者アリ）併ナガラ今日ノ我國ノ初等教育ノ如キハ頗ル不完全ヲ免レナイノデアル（苦シイ反對ダネ御氣ノ毒）ト呼フ者アリ）吾もハ當ニ主張シテ居ル如ク、世界各國我國ノ如ク初等教育ニ六箇年ノ義務年限ト云フ國ハ、何レノ國ニモ無イノデアル、我國モ早晚義務年限ヲ擴張シテ、八箇年トスルト云フコトハ、是ハ當然ノ趨勢ニ屬シテ居ルノデアル、唯、是ハ政府モ既ニ之ニ同意ハシタガ、前内閣ノ如キハシタガ、唯、地方費ヲ増加セシムルト云フコトヲ憂ヘテ居ンタノデアリマス、併ナガラ政府ガ今回ノ如キ計畫ヲ教育ノ上ニ立テヤウト云フノデアラバ、此制限擴張ヨリ生ズル一千一百萬圓ノ金ヲ、義務教育ノ擴張費ニ充テルト云フガ如キコトニ至リマシタナラバ、是ハ容易ニ出來ヌノデアリマス、又國庫ガ一千万圓ノ支出ヲ敢テスルト云フノ如クナレバ、假令是ハ一箇年ヲ限ル臨時費ト雖モ、學校ノ増設ノ如キハ容易ニ出來ヌノデゴザイマス、況ヤ御内帑金ノ御下賜ガ多少アリトスレバ、輒スクハ箇年ノ義務教育ノ如キハ出來ルノデアリマス、然ルニ斯様ニ不完全ナ義務教育ノ改良ヲシテ行カウト云フ點ニ向テハ、更ニ現内閣ハ力カヲ盡サズシテ、少數ナル國民機關タル所ノ高等教育ニ力カヲ盡シテ、基礎教育タルモノヲ閉却スルト云フガ如キハ、教育ノ方針ヲ頗ル誤シテ居ルモノデアル（何ガ誤シテ居ル）ト呼フ者アリ）世界ノ大勢ニ順應シナイ遣方デアルト云フコトヲ、愛ニ忠告ヲシテ置カナケレバナリマセヌ（ソレデ賛成スレバ變節デス）ト呼フ者アリ）更ニ世界ノ大勢ヲ見マシタナラバ（世界ノ大勢ナド聽カヌデ宜シイ）ト呼フ者アリ）國家ノ行政ナモノハ、多數國民ニ利益ヲ及ボスト云フノガ、即チ國家行政ノ本旨トシテ之ヲ民本主義トスル、而シテ如何ナル國モ多數國民ノ利益スル、多數國民ノ利益ヲ享受スベキ政策ヲ執テ居ルニモ拘ラズ、是ト反對ナル政策ヲ行フト云フガ如キハ、全ク民本主義ヲ没却シ、社會政策ト云フモノヲ顯ニナイ遣方デアル、斯ノ如クシテ斯様ナ政策ヲ續ケテ行カウト云フコトニシタナラバ、勞働者細民ノ反感嫉視ト云フモノハ、當然來ルベキコトハ免レザルコトデアルト私共ハ思フノデアリマス

〔反對カイ〕、〔無恥〕ト呼フ者アリ）

○議長（大國育造君） 靜肅ニ願ヒマス、尙ホ演說者ニ重ネテ申シマス、議場整理ノ爲ノニ賛成ノ演說ハ賛成、反對ハ反對ノ例ガアリマス、仕方ガアリマス、老練ナル大津君、警告ハ別ニ警告ノ法モアリマスカラ、混雜シナイヤウニ願ヒマス

〔正當デス〕、〔レールヲ走ル〕ト呼フ者アリ）

○大津淳一郎君 政友會ノ諸君ハ、豫テ建議案ノ前ニ述ベタルガ如ク、假令今日ハ時局ノ影響ニ因テ、多少地方ノ經濟ハ餘裕ヲ生ジタトシマシテモ、是ハ一時的ノ事柄デ時局ハ將ニ完結セントスルノデアリマス、而シテ諸君ガ此建議案ヲ提出シクノハ、一昨年ノ七月、米價ガ一石二十

三國シテ居ル時代ノ事アリマス、一昨年ヨリ昨年ニ掛ケテ、諸君ガ地方費ノ爲メニ町村ガ極メテ困難ニ陥リテ居ルカラ、地方費ノ輕減ヲ絶叫シテ居ラレタ諸君ガ、今日直チニ此時ノ影響ニ名ヲ藉リテ、而シテ四千萬圓ノ増徴ヲ地方人民ニ強要スルコト云フガ如キハ何事デアル、吾ニハ決シテ地方ノ人民ガ、此四千萬圓ノ負擔ニ苦ムトハ信ジテ居ラスケレドモ、政友會ノ諸君ハ、地方ノ人民ハ負擔ニ苦シデ居ルカラ、輕減ヲシテコトフコトヲ絶叫シテ居アリマスセカ「ヒヤ」ト呼フ者アリ、吾ニハ負擔ニ苦シデ居ルハ見ナシテ、國家ガ相當ノ經費ヲ基礎教育ニ負擔スルコト云フコトハ當然デアル、既ニ一億圓ノ負擔ヲシテ居ル者ニ向テ、國家ハ何等ノ支出ノ無イト云フコトハ、不道理デアルト云フ故ヲ以テ、一億圓ニ對シテ、本年度ハ僅ニ一千万圓ノ支出ガタダケデアリマス、是ハ國民全體ノ被ルベキ利益ノ教育ニ向テハ、國家ハ一千万圓、而シテ少數ナル國民ノ受クベキ利益ノ高等教育機關ニ向テハ、前後ヲ通ジテ殆ド毎年二千万圓ノ金ヲ支出スルニ至ルノデアリマス、臨時經費ヲ除キテ、斯ノ如キ狀態ニナシテ居ルノ、政友會ノ諸君ハ、昨年ハ國民ノ負擔ニ苦シム、地方費ノ負擔ニ苦シムト云フコトヲ絶叫シテ置キナガラ、今日ハ政友會内閣ガ、地方費ノ負擔ヲ増徴シヤウト云フ案ヲ提出スルガ如キハ、(拍手起ル)頗ル矛盾極メタ所ノ行動ト云ハナケレバナラスデアリマス、(論旨支離滅裂ナリ)ト呼フ者アリ、昨年四十議會ニ於テ提出シタル場合ニ當テ「何ヲ言フデ居ル」ト呼フ者アリ、今ノ文部大臣中橋君ハ、昨年ノ教育案ノ時ノ委員長デアリマス、如何ナル事ノ報告ヲ致シテ居タカト申セバ、斯様ナ事ヲ申シテ居ル「分テ居ル」ト呼フ者アリ「二三點ニ於テ政府當局ノ言明ヲ得マシタ、當局ノ同意ヲ得タノデアリマス、其言明ヲ得マシタハ、一千万圓ノ支出金額ヲ、速ニ二千万圓近クシテ貰ヒタイト云フコトノ希望ヲ述ベタノデアリマス、當局者ハ之ニ對シマシテ、出來ルダケ速ニ其希望ノ達スルヤウ努メマスト云フ、言明ヲ得マシタノデアリマス、斯様ニ文部大臣ハ、速ニ一千万圓ヲ二千万圓ニサセルト云フコトノ言明ヲ得タリ言フデ、欣シデ議會ニ報告ヲシテ居ルノデアリマス、何ヲ言フデ居ル」ト呼フ者アリ、而シテ自己ガ文部大臣ニナレバ、之ヲ忘レタルガ如ク「ヒヤ」ト呼フ者アリ、少シモ此點ハ顧ミナイデ、假令個人ノ負擔ガ當然デアルト、自分個人トシテ考ヘテ居ル者デゴザイマス、言フニ至テハ何等ノ信念ヲ持ツテ此職ニ立タレバヤト云フコトヲ、頗ル疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、(拍手起ル)ソレカラ政友會ノ諸君ハ又此委員會ニ於テ、一千万圓中百万圓ヲ貧弱ナル町村ニ割振ルコトノ金額ヲ除キ、九百万圓中、町村ノ負擔輕減ニ大部分ヲ用キラレコトヲ望ミマス、希望ヲ提出シテ、是亦文部大臣ノ許諾ヲ受ケタノデアルト云フ報告ヲ、中橋文部大臣ガ致シテ居ルノデアリマス、昨年ノ三月マデハ米價ガ何程シテ居タカ、如何ニモ今日ト違フコトハ違ヒマス、併ナガラ當

時ト雖モ、米價ハ一石二十五圓シテ居タノデアリマス、二十五圓シテ居タ當時ニ、町村ノ負擔ガ實ニ苦シイカラ之ヲ輕減シテ、成ベク町村ノ負擔輕減ニ此一千万圓ヲ用キロ「言」置キナガラ、今年ノ今日ニ至テハ、地方費ニ餘裕ガ存ラレタシテ、乃チ此四千万圓ヲ地方費ヨリ増徴シテ之ヲ教育費ニ充テロト云フガ如キニ至テハ、實ニ其變説改論モ、此ニ至テ甚シト私ハ言ハナケレバナラスノデアリマス(拍手起ル)何所ニ方針ガ在ルカヲ疑フノデアリマス「反對カ何ダ」君ノ演説ト同ジダ「反對ナラ反對シロ」君ガ賛成スレバ變説改論「ト呼フ者アリ」文部大臣ノ説明ハ深ク私ハ追窮ハ變説改論「ト呼フ者アリ」時ハ質問ニ依テ言葉ヲ變ヘルノデアル「ソレハ君ガ」ト呼フ者アリ、私學ヲ何故盛ニセヌカト問ヘバ、希望ハゴザイマス、亞米利加ノ如ク致シタイガ、日本ハ貧乏デ困リマス、師範學校ニ入學者ガ少クテ困ルト云ヘバ、米價ドンドン今日入テ來マシテ、米價モ下ルノデアラウ、今ニ不景氣モ一段々景氣モ惡クナルノデアラウカラ、師範學校入學ノ志願者ガ、續々殖エテ來ルデアラウト述ベテ置キナガラ、其言葉ノ末カラ、ソレナラバ此時局ノ影響ニ關シテ、地方稅ノ制限ヲ擴張シテ増徴ヲスルト云フコトハ、甚シキ間違デナイカト云ヘバ、大藏大臣ガ昨日貴族院ニ於テ述べタガ、昨年中會社ノ拂込ヲシタ金額ハ何億何千万圓、今年ハ何億何千万圓、日本ハ、成金ニナリマシタノデゴザルト、斯様ニ答辯シテゴザルノデアリマス、質問ニ依テ説明ヲ異ニシテ居ルト云フガ如キ、中橋文相ノ答辯ニハ深ク重キ位置キマセヌケレドモ、唯、政友會ノ諸君ガデス、斯様ニ三分ノ一以上ヲ世界ノ各國ガ基礎教育ニ支出シテ居ル、町村費ニ許リ依テ居ル國ト云フモノハ、世界各國何レニモ無イノデアルカラ、國家ハ多額ノ金ヲ支出セヨト云フ議論ヲ致シテ置キナガラ、今年ハ却テ地方稅ヲ増徴シテ、國家ガ支出スベキ金ヲ郡村費ニ轉嫁シテ、而シテ漫然トシテ之ヲ歎シテ居ルト云フモノハ、何等ノ變説改論ダ、(拍手起ル)斯様ナ事ヲシテ居ルト云フコトハ、現内閣即チ教育ニ對スル方針ハ、基礎教育カラ大學ノ教育マデヲ通ジテ、如何ナル方針ヲ以テ教育ヲ振興サセルコト云フコトノ方針ガ一定マラス「默」ト呼フ者アリ、原首相ハ各處ノ演説ニ於テ、吾ニハ從來執リ來タ方針ニ依テ教育ノ擴張ヲ圖ルノデアルト説明シテ居ル、之ヲ四大政綱ノ一ツトシテ居ルト云フコトデアリマス、從來執リ來タ方針ハ如何ナルモノダ、唯、高等教育機關ダケヲ拵ヘテ其他ノ中等教育初等教育ノ事ヲ質問シテ説明ヲ求ムレバ、唯、考慮中ト云フ考慮中ト云フハ即チ政綱ノ一策デアルトハ是亦奇妙ナ政綱ノ一ツト云ハナケレバナラスノデアル「ヒヤヒヤ」ト呼フ者アリ、併ナガラ唯、言葉——教育ノ擴張ト云フ何人モ反對セザル言葉ヲ藉リテ吾ニ、方針トスル、政綱トスルト云フノデアル、何等一點教育ニ對スル方針ノ定メタルモノガ無イト云フコトヲ、白狀致シテ居ルモノト申シテ

差支ナイト思ヒマス(拍手起ル)「贊成カ反對カ」ト呼フ者アリ、本員等ハ已ムヲ得ズ一時的「已ムヲ得ズトハ何ダ」ト呼フ者アリ、一時的ノ事柄トシテ「何ヲ言フデ居ルノデ」反對ナラ反對デ堂々トヤレ「何ガ何ダカ薩張分ヲス」ト呼フ者アリ

○議長(大國育造君) 靜肅ニ願ヒマス

○大津淳一郎君 贊成致ス者デアリマス、實ハ吾ニハ此本案ハ否決致シタイト云フ希望ヲ持ツテ居リマシタ、併ナガラ早ヤ既ニ豫算案ヲ通過シタル今日「早ヤ既ニドウシタ」ト呼フ者アリ、豫算案ヲ通過シタル今日此案ヲ否決シテ、而シテ政府ニ此案ニ代ルベキ國庫ノ支出ヲ要求スルコト云フガ如キハ、餘リ苛酷ニ失スルモノデアルガ故ニ、全ク一時的ノモノトシテ、已ムヲ得ズ本案ニ贊成スル者デアル「已ムヲ得ズトハ何ダ」ト呼フ者アリ、政府ハ速ニ此一時的増徴ト云フコトヲ御止メニシテ、當然國家ガ支出スベキ世界ノ大勢ニ依リ、我國ノ輿論ニ依テ、而シテ基礎教育ニ向テ、二千万圓ハ勿論ノコト、是ハ既定ノ金額デアル、其以上ノ支出ヲ並ニ併セテ中等教育ニ向テモ、亦國家ガ要求スル所ノ教育デアルガ故ニ、之ニ向テモ、亦國家ガ要求スル所ノ教育當然ノ事トシテ、政府ハ此方針ニ依リ、高等教育機關ハ、早ヤ既ニ今度ノ計畫ニ依テ、是以上私學ヲ壓迫セズ成ベク私學ニ依テ而シテ高等ノ教育ハ課スベキモノ、國費ヲ以テ而シテ高等ノ教育ハ、總テ官學ノ方針ニ依ルコト云フコトハ、以前獨逸ノ教育ヲ真似タルモノデアル、今日世界何レノ國ニシテモ、左様ナ計畫ヲ立テ、居ルモノイ無イノデアル、吾ニハ本案ニ對シテハ、否決シタイ無論精神デアルガ、之ヲ否決シテ、其代リニ國庫ノ支出ヲセヨト云フ言ヒマシタナラバ、既ニ豫算案ヲ通過シタル今日、財政計畫ノ上ニ於テ、難キヲ現内閣ニ責ムルモノデアル、一面之ヲ止メルト云フコトモ、亦實際地方ノ狀況ニ於テ苦シキ事情ガアルガ故ニ、已ムヲ得ザル所ヨリシテ之ヲ一時贊成ヲ致シテ、後年度ニ於テ確ナル教育ノ方針ヲ立テ、議會ニ臨マレンコトヲ警告致シテ置クモノデアリマス

○岩崎勳君 議長

○議長(大國育造君) 岩崎勳君

○岩崎勳君 本案、即チ日程第三ニ對シテハ、議會ノ順序ヲ省略シテ、委員長報告ニ對シ、贊否ノ採決ヲセラレコトヲ望ミマス

○議長(大國育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大國育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(大國育造君) 御異議ガナケレバ議會ノ順序ヲ省略致シマス委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立全員

○議長(大國育造君) 滿場一致——可決

○高見之通君 議長

○議長(大國育造君) 高見君何デスカ

○高見之通君 議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メマス
○議長(大岡有造君) 許可致シマス

〔高見之通君登壇〕

○高見之通君 諸君、私ハ議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メ
マシタガ、總て議會ノ議事ノ討論ノ精神ト云フモノハ、ハキ
リ明確デナク、レバナラナイト云フコトヲ確信致シマス、總て
討論ガ賛否何レノ間ニ在ルカ不明デアルト云フコトハ、議
會政治ノ墮落ヲ招クモノデハナイカト私ハ考ヘマス、今日立
憲政體ガ非常ナル勢力ヲ以テ、專制政治ト云フモノヲ排斥
スルノハ何デアルト云フコト、專制政治ハ闇黒政治デア
ル、不得要領ノ政治デア
ル、公ノ前デハキリ賛否ヲ論ジテ、サウ
シテ多數ニ依テ決スルト云フコトデ、公明正大ナルモノガ
立憲政治ニ特徴デア
リマス、是ガ議事ノ上ニ於テ、其賛否
ガ分ラヌ議論ヲ弄ブト云フコトハ、言ヒ換ヘレバ立憲政治ヲ
墮落サセルモノデア
ルト思ヒマス、私ハ今後斯ノ如キ事ノナ
イヤウニ特ニ御告シテ置キマス——警告シテ置キマス、ソレカ
ラ私ハ向ホモウ一ツ誠ニ残念ニ堪ヘザル事ガアリマス、ソレ
ハ其處ニ御在デニナル三木君ト議長トノ間ニ、過般大藏大
臣ニ對スル誹毀トカ色々ノ問題ニナッテ取消ニナリマシタ
去リナガラ、其時ニ誰ガデアラフ問題知ナリケレドモ、吾等
僚三百八十有餘名ノ面前デ、傍聴ガ二千人モ居ル、ソコデ
何人ガ此問題ニ就テ、自分ガ斯ノ如キコトヲ言ウタ言ウタ
者ハ我デア
ルト云フコトガソコニ現レズシテ、其儘ニ幸ヒ二
三ノ人ノ誤解取消ノ蔭ニ隱レテ、自己ノ行動ヲ其儘澤滅サ
セテ喜ンデ居ル、斯ノ如キ行動ハ如何ニモ男子ヲシクナイ女
々シイ、故ニ私ハ二月十一日ノ青山ニ於ケル其時ノ宴會ノ
席上デ、原總理大臣及貴衆兩院ノ議長ガ、今日マデ何等
ノ爭ナク、立憲政體ガ三十年間行ハレタノハ誠ニ芽出度イ、
海ヲ越エテ彼方ニハ悲風慘澹タル事ガアルニモ拘ラズ、此和
氣霽々タル三十年ノ憲法記念ト云フコトノ此席上ハ、誠ニ喜
バシイト言ハレタガ、私ハ衷心之ヲ祝福致シマシタ、ソレハ何
デア
ルト云ヘバ(ソレガ議事ノ進事カ)ト呼フ者アリ、御互
ニ國民ガ敵ニナラズモ味方ニナラズモ嘘ハ吐カナイ、御互ニ
解ヲシテ居ルト云フ、日本人ノ特性ノ然ラシムルモノデア
リマス、ソレガ數千ノ眼ノ前ニ公然ト隱レテ喜ブト云フヤウ
ナ卑劣ノ行動ヲシテ、ソレデ得タスルト云フヤウナ事デハ、
今後幾年ノ後ニ於テ、過般祝福シタヤウナ憲法ノ祝宴ト云
フモノガ、出来ナイコトニナルカモ知レズ思ヒマス、ソレ故
ニ願クハ過去ノ事ハ申シメセウガ、今後御互ニ明ニナル、公
明正大ニナルト云フ事ニシテ貫ヒタイ、是ガ議事ノ進行ノ間
題デア
ル、斯ノ如ク惡イ方法ニ依テ取扱ハレ、及不得要領
ニ取扱ハレ、隱レテヤルト云フヤウナ暗黒ニ取扱ハレタナラ
バ議事精神ガ滅却スルノデハナイカ、其滅却スルガ爲メニ眞
ニ議事ヲシテ立派ニヤラセルコトガ、即チ議會政治ノ根本デ
アリマスカラ、特ニ之ヲ警告スルノデア
リマス

〔拍手起ル〕

○議長(大岡有造君) 日程第四ニ移リマス、決ヲ採ル前ニ
尙ホ通告ガアリマス、賛成ノ通告デア
リマス——樋口秀雄君

〔樋口秀雄君登壇〕

○樋口秀雄君 私ハ此法律案ニハ賛成ヲ表シテ居ル者デ
アリマス、殊ニ其目的カラ申シマシテ、事高等教育機關ノ
増設ヲシテ、多數ノ入學ヲ希望シテ居リマスル學生ノ要求
ニ應ズルト云フコト、並ニ時勢ノ進運ニ伴フテ最高學府ヲ
多ク致シマシテ、科學並ニ其他ノ文化ニ於テ、貢獻スル所
ノ多カラントスル目的ニ對シテ、賛成ヲ表シテ居リマス、併
ナガラ此案ニ對シテ、全然鵝呑の贊成ヲ表シテ居リマス、併
ナイ、先刻三土委員長カラモ報告ガアリマシタ、其際多少
ノ希望條件等ヲ附シタデハアリマス、希望ノ意味ノ御
陳述ガ各派カラ出タコトハ、既ニ御報告ニナッテ居リマス、然
レニ其御報告ノ中ニ少シク落チテ居ル點ガアリハナイカ、
委員長ハ餘リ重要ナル意味ヲ以テ、希望ニ非ズトシテ、御
閉却ニナッタルカモ知レマセウガ、獨リ本員ノミナラズ、各派
ノ諸君カラ出マシタ希望中ニ、此法律案ヲ實行シ、其實行
ノ結果高等教育機關ノ増設サレマスルニ付テ、政府ニ飽ク
マデモ御注意ヲ望ム所ガアリ、又政府ノ此案ニ對スル質問
應答ノ中ニ言明セラレマシタ言旨ヲ國民ノ前ニ述ベテ、サウ
シテ其實行ニ付テ十分吾等ノ趣旨ヲ徹底シテ戴キタイ思
フデア
ル、第一ノ點ハ既ニ大津君ガ論及致シマシタカラ、
餘リ詳シクハ述ベマセウ、即チ此教育機關ノ増設ト云フ事
ハ甚ダ結構ナル事デ、私共ハ明ニ贊成致シマスルガ、是ト同
時ニ其基礎タルベキ中等教育、並ニ初等教育ノ完成ト云
フ事ニ向テモ、政府ハ少クモ、此案ニ努力セラル、同
様ノ熱心ヲ以テ御經營ヲ願ヒタイ、斯ウ云フ希望ヲ申述ベ
タ所ガ當時文相ノ答辯ノ中ニモ、政府ニ於テモ此點ニ就
ハ考慮シツ、アルト云フ一言ガアツタ、近頃ハ政府ノ閣員諸
君ハ、頻リニ考慮中ト云フコトデ御答辯ニナリマスルガ、此
御考慮中ハ必ズ實現サセテ戴キタイモノデア
ルト云フコト
モ、希望ノ一ツトシテ述ベテ置キタイデア
ル、又學校ノ増
設設備ダケヲ致シマスルハ、是ハ外形上ノ振興デア
リマシ
テ、内面ノ教育内容ノ改善ニハ、餘リ影響ハ無イ、ソコデ高
等教育ハ勿論、中等教育並ニ普通教育ニ對シマシテモ現
在ノ制度ノ上ニ於テ、多大ノ改善ヲ要スベキモノガアル、即
チ單リ形式ノミナラズシテ、内容ニ就テノ改善ヲ願ヒタイト
云フ希望ヲ述ベマシタ所ガ、是モ考慮中デア
ルサウデア
ル、
此責任アル國務大臣ノ考慮中ト云フ言質ニ依ッテ、吾等ハ
飽マデ現政府ガ此點ニ對シテ更ニ歩ヲ進メテ、著々實行セ
ラレント云フ希望スルノデア
リマス、第二ハ此高等教育機關
ノ増設ニ要シマスル財源ニ付テ、少シク遺憾ノ點ガアル、即
チ本案ニ依リマスレバ、是ハ借入金デア
リマス、借入金ヲシ
テ教育ヲサセルト云フ斯ウ云フ案デア
リマス、此財源ニ付テハ
他ニ政府ハ——考慮好キナル政府ハ、他ニ名案ヲ御持ニナ
ラヌコトカト云フ事ヲ反問致シマシタ所ガ、今ノ財政ノ狀況
ニ於テハ他ニ仕方ガナイカラ、此借金——借入金等ノ形式
ヲ執ツデア
ルト云フ御答辯デア
ル、左スレバ政府ニ於テ
モ、此借入金政策ヲ以テ學校ノ經營ヲスル、高等教育機
關ノ完成ヲスルト云フ事ハ、本來ノ趣旨デハナイヤウデア
ル、

已ムヲ得ヌカラ一時此形式ヲ執ラレタモノト思フ、誰方デア
リマシタカ委員中ノ——或派ノ委員ノ諸君ノ中ニハ、此學
校ノ經營、教育機關ノ經營——新設ト云フガ如キ事ニハ、
何故ニ此借入金ノ方法ヲ執ラズシテ、例ヘバ減債基金ノ一
部ヲ割リテ之ニ充テスコトヲスレバ、強テ新ニ此教育機關ノ
爲メニ借入金ヲスル必要ハナイデア
ルハナイカ、何故此方法ヲ
執ラナカ、タカト云フ御質問ガ出タ、之ニ對スル當局ノ御答
辯ハ、ソレモ一法デア
リマセウケレドモ、政府ノ意見ハ、此減
債基金ニ及ブノハ、今ニ於テ最上ノ法デア
リト考ヘル、時機
ニ於キマシテ最良デナイト考ヘタガ故ニ、暫ク此法ヲ執
ツコトデア
ル、已ムヲ得ザル事ト致シマスレバ、此借入金
ヲ以テ經營ヲ進メルモノ、一時ハ吾等ハ敢テ異議ハ申シマセ
ウガ、政府ニ於テ更ニ財政ノ餘裕ヲ生ジ、若クハ他ニ名案
ガ出タ時ニハ、此借入金ヲ成ベク少クシテ、斯ノ如キ爲メニ
借入金ヲスル事ノナイヤウニ、此完成ノ上マデ——尙ホ他ノ
方面カラ財源ニ付テモ、一段ノ御考慮アラントヲ希望シ
マシマス、置クモ今一回一千萬圓ノ御手許金ヲ高等教育機關ノ
擴張ト云フ事ニ付テ下シ賜フタト云フ事ハ、吾等國民ガ深ク
聖慮ニ對シテ肝銘措ク能ハザル所デア
リマス、然ルニ御下
賜金ノ如キ重大ナル意味ヲ持チ畏クモ、上御一人ノ聖意
ヲ以テ賜ハリマシタ所ノ御下賜金ハ、吾等ノ考ヲ以テシマス
レバ、明ニ是ハ御下賜金ニ依ッテ所ノ經營デア
ル、或ハ其金
ノ一部ヲ積立テ、永遠ノ事業ニ供スベキガ如キ方法ヲ以テ、
何時マデモ御下賜金ノ難有サラ後ノ人ニ傳ヘルノガ、最良
ノ方法デア
ルハナイカト私共ハ思フ、所ガ今回此御下賜金ハ、
總計四千四百五十五萬圓ト云フ總額ノ中ニ打込シマシ
マデ、ドノ部分ガ御下賜金ニナツタカ更ニ分ラナイ、新ニ増
設サレマシタ所ノ高等教育機關ニ於テモ、吾等ハ學校ガ増
設ノ爲メニ御下賜金ヲ賜フタト云フ事ハ、御下賜金ノアツ
タ事ニ依ッテ知ッテハ居リマスガ、其御下賜金ノ——難有キ御
下賜金ヲ飽マデ後マデ——後ノ學生ヲシテ同ジク之ニ對ス
ル、肝銘ノ念ヲ深カラシムルヤウナ設備、無イヲ私共ハ遺
憾トスル、併シ此御下賜金ノ事ハ、敢テ深く言及スルコトヲ
好ミマセウガ、是ト同時ニ此政府ノ今回ノ計畫ヲ見マスル
ト云フト、四千四百五十五萬圓ハ借入金デア
ルト申スト
金、他ノ三千四百五十五萬圓ハ借入金デア
ルト申スト
云フト、形ハ借入金デア
ルデ——万一時ニハ借入レルノデア
ルケレドモ、政府ノ期待サレラガ、如クンバ是ハ恐クハ其
三分ノ一位ニ過ギザル借入金ニ過ギナイカト云フヤウナコ
トヲ、文相ノ御口カラ發表サレタ、乃チ私カラ文部大臣ニ對
シテ質問致シマシタ所ガ、文部大臣ノ御答辯ニハ、先ヅ寄
附ノ今回ハ強制スルノデハナイ、全部ノ寄附ヲ取ルノデハナ
イ、前内閣ガ試ミタルガ如ク全部ノ教育機關設置ニ對スル
費用ヲ地方カラ寄附ヲ迫ルノデハナイガ、若シ富豪等ノ寄
附ガアレバ喜ンデ受ケルノデア
ル、然ラバ其寄附額ハ、總計
ドノ位ノ御見込デア
ルト云フコトヲ申シマシタ所ガ、今ノ
所分明カナル算當ハ付カヌガ、一千萬圓位ノ寄附金ハアル

カト思フト云フ、斯ウ云フ御話デアツタ、其一千萬圓ノ寄附金ト言ハレタ言葉ニ依リマシテ、其他ノ質問ニ答ヘラレタル所ト綜合シテ見マスルニ云フト、從前ノ如ク全部ヲ取ラズシテ、例ヘバ七十萬圓ノ設備費ナラバ、四十萬圓ヲ取ル、百萬圓ノ設備費ナラバ七十萬圓ヲ取ル、ト云フ風ニシテ、一部ダケ寄附金ニ仰ガユニ御答辯ガアリマスルヲ、若シ果シテ其位ニシテ尙且一千萬圓デアリマスルヲ致シマスル、其支相ノ言明カ確カデアルト致シマスル、既ニ二三決定シマシタ或ル地方等ニ於テハ、全部ノ寄附金ヲ受ケラレテ居ル、三分ノ二若クハ二分ノ一位ノ寄附金ヲ豫算サレテ、一千萬圓アルベキモノナラバ、二三略、決定サレシメシタ地方ニ於テ全部ノ寄附金ヲ取ラレバ、此勢ヲ以テマシメシタ地方ニ於テ五十萬圓ノ中、殆ド二千五百萬圓位ノ寄附金ガ出來ルカ知ラヌト私共思フ、シマスル御下賜金、一千萬圓ニ二千五百萬圓ノ寄附金ガアツタトシマスレバ、跡ハ僅ニ一千萬圓内外ノ金デ、此大擴張ノ教育機關ノ大擴張ガ出來ルト云フ政府カラ言ハシムレバ、濡手デ粟ノ功名デアリマスルガ、斯ノ如キ事ヲ果シテ寄附金ノミニ依テヤルト云フ案ガ教育擴張ノ方法トシテ、最良ノモノデアルカ否カト云フ事ニ付テ疑ハシ(最良々々ト呼フ者アリ)ノミナラズ、此寄附金ニ付テ特ニ政府ノ御注意ヲ望ミタイ事ガアル、政府ハ成程寄附金ヲセヨト言テ強請ハサレヌデアリマセウ、併ナガラ先年モ司法當局ガ、控訴院ヲ賣物ニシテ、三地方カラ寄附金高ノ競争ヲサシタヤナ例ガ無キニシモアラズ、政府ハ強テ之ヲ強要セズト雖モ、此學校ノ設立ヲ大早ノ雲霓ノ如ク希望シテ居リマスル地方民カラ申シマスレバ、勢ヒ競争シテ、成ベク多クノ寄附金ヲ出シタイト云フ爲メニ、無理算段ヲ致シ、假令縣ノ租稅ニ依ル寄附金受ケズト雖モ、文相御答辯ノ中ノ一ツニハ、縣ノ財產ノ寄附金受ケタ例ガアルト云フヤウナ一言モアツタ、左スレバ斯クシテ新ニ租稅ヲ賦課シテ縣稅ヲ募リ、之ニ依テ寄附金致スガ如キ弊害ハ無イト致シマスシテモ、勢ヒ此設置場所ノ競争ヨリシテ、各府縣ヲシテ、過大ノ負擔ニ苦シマスル虞ガナキニアラズヤと思ハレマス、此點ニ就テ政府ハ委員會其他ニ於テ御答辯アツタ事ヲ、飽マデモ固ク守ラレテ、地方ヲシテ斯ノ如キ迷惑ヲ受ケザラシムルヤウニ十分ノ御注意アラシコトヲ希望スル譯デアル、第四ニハ私立學校ニ對スル態度デアリマス、此案ニ依リマスルニ云フト、成程二十九校ノ新設其他多大ノ擴張ガアリマスルガ、其擴張ヲナサル時ニ、政府ハ昨年マデノ私立學校ノ入學者ノ數ト云フモノ依然七千人ト積ツテ、更ニ擴張ノアルモノト看做シテ居ラナイ、看做シテ居ラナイハ宜シイガ、假令是ダケノ擴張ヲ致シマスシテモ、尙ホ此完成致シマスマデニ、事實七八年ノ年月ヲ要スル、其時ニテ年々歳々ニ増加スル中學生、其中カラ高等學校ヘノ入學ヲ志望シマスル者ガ次第ニ多クナタ時ニハ、是ダケノ設備デハマダ足ラヌノデアル、政府自身デモ是十分デアルト言ハヌガ、先ヅ是デ宜シイ、七八年ヤデ今後ノ形勢ヲ見ル、更ニ考ヘヤウト云フ御答辯ガアル、然ラバ是ダケノ擴張ヲシマスシテモ、七八年

後ノ形勢ニ應ゼラル、ヤドウカハ疑ガアル、面已ナラズ五萬ノ希望者ニ對シテ二萬ヲ收容スルニ云フ案ヲ以テ、此日進歩教育界ノ進歩ノ狀態、及進歩ニ伴ヒマスル高等教育ヲ受ケントスル志望者ノ數ノ増加、是等ノ事ヲ合セマスルト、到底官設高等學校ノ擴張ノミヲ以テ之ヲ補フニハ、私立學校ノ需要ニ應ズルコトガ出來ナイ、然ラバ之ヲ補フニハ、分民間學校ヲ補助シ、完成セシメ、之ニ依テ官私兩校相俟テ進ムコトガ、高等教育機關擴張ノ方法トシテ最善ノ方法ト信ジテ居ル、是ハ中橋文相ハ屢、米國ノ例ヲ引カレマシタ、米國ノ如キ私人ノ寄附金ニ成リマスル私立大學ノ増加ヲ望ムレドモ、日本在來ノ慣習、財界ノ狀況ヲ以テシテハ、希望ハ出來ナイガ、其他ノ方法ヲ執テ私立學校ノ發達ヲ圖リタイ、斯ウ云フコト此私立學校ノ補助完成ト云フ事、私學ノ振興ト云フ事ニ御同情ノアル點ハ見受ケラレマシタガ、是モ例ノ考慮中カ知レマセヌガ、未ダ何等具體的ニ私立學校ヲシテ、國家ノ恩典ニ浴スベキ設備ガ實行サレテ居ナイ、願クバ文相ガ議員ノ質問ニ答ヘテ、私學獎勵ト云フコトガ唯、ノ空理空言デナク、成ベク速ニ所謂考慮中ナル考慮病ヲ成ベク早く快復サレマシテ、一日モ早く私學獎勵ノ途ニ就カレシコトヲ私ハ深く希望スル者デアリマス、此案ニ對シテ贊成スルト同時ニ、政府ニ希望スル所ハ以上ノ四點デアリマスガ、是等ノ事ヲ綜合シテ見マスル、必ズシモ政府當局ヲ責メルデアリマセヌガ、率直ナル床内務大臣ガ、二十二日ノ委員會ニ於キマシテ、實ノ所自分ノ方デ提出シタ案即チ地方稅制限擴張ノ案ハ、姑息ノ案ニ相違ナイガ、極ク是デヤルヨリ仕方ガナイト云フ、極ク正直ナル告白ガアツタ、其姑息ナル案ハ地方稅制限擴張ノミデアリ、此高等諸學校ノ増設ニ關ル實行方法ニ至テモ、以上申述ベキ如キ幾多ノ缺點ガアツテ、謂ハハ姑息ノ案デアアルガ、姑息タリトモ此案無キニ如カズ、必要ニ迫テ居リマスカラ、高等教育機關増設ノ爲メニハ、吾々ハ其方法ハ執レモ滿腔ノ同意ヲ表シテ贊成致スノデアリマスガ、是ト同時ニ如上述ベキ種々ノ希望ヲ政府ガ容ラレテ、一日モ早く此事ノ實現ニ努メラシムコトヲ深く希望シテ置キマス(拍手起ル)

○岩崎勳君 本案、即チ日程ノ第四ハ、議會ノ順序ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、本案ハ議會ノ順序ヲ省略シテ、可決確定シタルコトヲ宣告致シマス

○岩崎勳君 此時議事日程ノ變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ茲ニ第二號、大正八年度歳入歳出總豫算追加案ヲ議題ト爲シ委員長ノ報告ヲ求メ、且ツ之ヲ審議シ、次ニ政府提出衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、政府ノ説明ヲ求メ、且ツ之ヲ審議シ、引續キ其議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ行ハレン

コトヲ望ミマス

〔異議ナシ異議トシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ——御異議ナシト認メマス、豫算委員長齋藤珪次君

第二號 大正八年度歳入歳出總豫算追加案

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起ル〕

○齋藤珪次君 第二號、大正八年度歳入歳出總豫算追加案ヲ豫算委員會ニ於キマシテ議了致シマスル點ヲ御報告致シマス、本案ハ唯今議決ニナリマスル第四ノ日程、即チ高等諸學校ノ設備ニ關スル法律案ト關聯ヲ致シテ居ルノデアリマス、即チ彼ノ案ハ此追加豫算ノ財源ヲ作ルベク、公債若クハ借入金ヲ爲スコトノ權能ヲ與ヘラル、法律案デアリマシテ、加フルニ一面御下賜金、一千萬圓ヲ加ヘテ、此追加豫算ノ財源ト致シテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ本案ハ大正八年度ニ於テ要求スル所ノモノハ、二百九十八萬餘圓デゴザイマスルガ、續イテ大正十三年度マデ六年間ノ繼續事業ト致シテ、合シタル總額ハ四百五十三萬四千六百二十圓デアリマシテ、其項目等ハ之ヲ略シマスルガ、之ヲ四年間ニ支出ヲサレルノデアリマス、而シテ金額ハ斯ノ如クデゴザイマシテ、本案ニ對シマシテハ、總理大臣、大藏大臣、文部大臣ニ對シテ、都合三日間ノ質問モゴザイマシタ、併シナガラ歸スル所ノモノハ、先刻三土忠造君委員長長トシテ、前ノ案ニ付テノ説明ヲ致サレタ時ニ陳述致サレタル事ト大體ニ於テ變リガナイノデアリマス、之ヲ私今更ニ繰返シ、必要ハナカラウト存ジマス、唯一言以テ之ヲ蔽フ爲メスト云フコトハ、借入金ヲ爲シ、公債ヲ以テ此學校ノ設備ヲ爲スニ云フコトハ、甚ダ不都合デアルト云フ質問ニ對シテ、是ハ一時的ノモノデアル、即チ學校將來ノ恆久的ノ經費デアレバ、是ハ公債借入金デ出來ヌケレドモ、今ノハ全ク設備デアリマスカラ、設備デアルガ故ニ、六年間ニ唯一時ニ使フダケノモノデアルカラ、是ハ公債借入金ヲ以テ爲スモ何等差支ガナイト云フコトハ、政府ノ明言シテ居ル事デゴザイマシタ、是ハ一言附加ヘテ置クノデアリマス、而シテ之ヲ議シマスルニ當リマシテ討論ニ移リマスル、各派共少シモ異存ハゴザイマセヌ大體ニ於テ皆ナシ之ヲ贊成致シタデアリマス、尙ホ之ニ對シマシテ林毅毅君ヨリ、希望トシテ附帶決議ヲ提出致サレテ居リマス、其決議ノ要旨ハ、高等學校ノ教官養成トシテハ、大學ノ學生ヲ以テ之ニ充ツルニ云フコトガ骨子デアアルガ併ナガラ此多數ノ教官ヲ養成シヌ幾多ノ教師ヲ養成スルニ當テハ、單リ大學ノミニ依賴セズ、彼ノ高等師範ノ如キ、若クハ高等商業ノ如キ、或ハ高等工業ノ如キ、是等ノ設備ニ對シテ相當ノ事ヲ致シテ、是等ヨリ補足スルモ宜カラウ、又各私立大學其他ノ私立ノ學校ニ於ケル秀才ハ之ヲ用キテ此高等學校ノ教員ニ充當スルモ可ナリデアラウ、故ニ斯ノ如キ者ヲ用井ラル、コトヲ望ムト云フコトノ趣旨ヨリ、其

文案ニ依テ現レマシタル所ノモノハ高等學校ノ増設擴張ニ伴フ教育ノ養成ニ關シテハ帝國大學ノ外尙他ノ適當ナル機關ヲ利用セラレシコトヲ望ム。斯様ナ附帶決議ヲ決シマシタ、ニ對シテハ文部大臣モ至極御同意デアラ、決シテ大學ノミニ依ラズ、他ノ高等ナル機關ニ依テ、即チ唯今申シタ如キ機關ニ對シテモ、總テ之ニ依ルコトニ致サウト云フコトヲ言明致サレテ、サウシテ是ガ通過致シマシタ、故ニ本案ニ對シマシテ、尙ホ一寸落チマシタガ、其他二三、個人トシテ希望條件ガゴザイマシタガ、併シ是ハ三土君カラモ申サレタ如ク、官立ノ爲メニ私立ヲ害セザルヤ、此高等教育ガ出來タカラト云テ、一方中等教育ヲ忽セシテハナラナイ、中等教育ノ内容ヲ改善シ、又私立ヲ壓迫セザルト云フ。壓迫セザルノミナラズ、益、發達ニ資スル途ヲ講ジテ欲シト云フコトノ希望デアリマス、總テ此趣旨ニ於テ、原案ハ全會一致ヲ以テ之ヲ認メ、尙ホ此附帶決議モ、全會一致ヲ以テ決議致シタ次第デアリマス、右ノ趣旨ニ依リ原案全部全會一致ヲ以テ決定致シマシタ、此段御報告致シマス〔拍手起ル〕

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り可決確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 委員長報告通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 委員長報告通り可決確定シタルコトヲ宣告致シマス、次ニ衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ議題ト致シマス。床次内務大臣

衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案

第三條中「町村ノ事務ノ全部」ノ下ニ「又ハ役場事務」ヲ加フ

第五條 削除

第六條 郡市長ハ選舉長トナリ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

一 選舉區數郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ關係郡市長ノ一人ヲシテ選舉長タラシムヘシ

第八條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選舉區内ニ住所ヲ有スル者

三 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムル者

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス

第九條中「年限」ヲ「期間」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行為ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選舉權ヲ有セス

前項ノ役員トハ發起人、取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

第十八條中「生年月日」ヲ「生年月日」ニ改ム

第三十四條中「投票簿ニ捺印シ」ヲ「捺印」ニ改ム

第四十二條 投票管理員者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ町村ノ投票區又ハ郡ト合セテ選舉區ヲ爲ス市ノ投票區ニ於テハ投票ノ翌日迄ニ、其ノ他ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函、投票録及選舉人名簿ヲ選舉長ニ送致スヘシ

第四十三條中「開票」ヲ「選舉會ニ改ム

第四十四條中「選舉長ニ」ヲ「選舉長ヲ經テ地方長官ニ」ニ改ム

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理員ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第六章 選舉會

第五十一條 選舉會ハ選舉長ノ屬スル郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ選舉長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第五十二條 選舉長ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第五十三條 地方長官ハ各選舉區内ニ於ケル選舉人中ヨリ三名以上七名以下ノ選舉立會人ヲ選任シ選舉會ノ期日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選舉會ニ參會セシムヘシ

選舉立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十四條 選舉長ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日選舉會ヲ開キ選舉立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條中「開票管理員」ヲ「選舉長」ニ改ム

第五十六條 選舉立會人ハ其ノ選舉會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 投票ノ效力ハ選舉立會人ノ意見ヲ聽キ選舉長之ヲ決定スヘシ

第五十八條ニ左ノ二號及一項ヲ加フ

六 被選舉人ノ氏名ヲ自書セザルモノ

七 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第七號ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十八條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十九條中「開票管理員」ヲ「選舉長」ニ改ム

第六十條 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル頗未ヲ記載シ選舉立會人ト共ニ署名シ投票録ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十一條 削除

第六十二條中「開票所」ヲ「選舉會」ニ改ム

第六十三條中「開票所」ヲ「選舉會」ニ改ム

第七章 開票

第六十四條 削除

第六十五條 削除

第六十六條 削除

第六十七條 削除

第六十八條 削除

第六十九條 削除

第七十條第二項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡モ亦同シキトキハ選舉會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタルトキ其ノ當選人第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル者ナル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ其ノ規定ノ適用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ第五十四條第五十五條第五十七條乃至第五十九條ノ規定ヲ適用セス

第七十一條 當選人定マタルトキハ選舉長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名、得票數及選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數其ノ他選舉ノ頗未ヲ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セザルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

第七十三條 第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十四條 左ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定ム得ルトキ又ハ左ニ掲クル其ノ他ノ事由ニ依リ若ハ第七十八條第四項ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ

一 當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セザルトキ

二 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ

三 選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ當選人ナキニ至リ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セザルニ至リタルトキ

四 當選人選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタルトキ
選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依リ選舉ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第七十八條 議員ニ關員ヲ生シタルトキハ內務大臣ハ地方長官ニ其ノ補闕ノ手續ヲ爲スヘキ旨ヲ命スヘシ
地方長官ハ第七十四條ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキテ外前項ノ規定ニ依リ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選舉ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル議員關員トナリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ通知スヘシ

選舉長ハ前項但書ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ第七十條第四項及第五項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ
補闕選舉ノ期日ハ地方長官豫メ之ヲ告示スヘシ
第七十四條第二項ノ規定ハ補闕選舉ニ之ヲ準用ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ
當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條ニ左ノ一項ヲ加ヘ之ヲ第一項トス
選舉訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ內務大臣ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ

第八十六條中「十圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム
第八十七條 左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品、手形其ノ他ノ財產上ノ利益又ハ公私ノ職務ノ供與若ハ其ノ供與ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ

二 議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハズ應接待若ハ其ノ應接待ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ

三 議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人ニ對シ投票所ニ往復スル爲メノ車馬ノ類ノ供給旅費休泊料ノ類ノ代辦若ハ其ノ供給代辦ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供給代辦ノ申込ヲ爲シタルトキ

四 議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ選舉人若ハ選舉運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

五 議員候補者若ハ選舉運動者カ投票ヲ爲サシメサル目的ヲ以テ又ハ選舉運動者カ議員候補者ノ爲ニ投票ヲ爲サシメル目的ヲ以テ第一號乃至第三號ノ供與應接待供給代辦若ハ其ノ約束ヲ爲シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込若ハ前號ノ誘導ヲ爲シタルトキ

六 議員候補者又ハ選舉運動者カ議員候補者ヲシテ議員候補者タルコトヲ止メシメ又ハ選舉運動者ヲシテ選舉運動ヲ止メシメル目的ヲ以テ其ノ者ニ對シ第一號ノ供與其ノ供與ノ約束若ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ者若ハ其ノ者ニ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者又ハ選舉運動者ヲ威逼シタルトキ

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮」ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス「二年以下ノ禁錮」又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス「二改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

九 勸誘ヲ爲シタルトキ
前項ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第八十八條 選舉ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 選舉人議員候補者又ハ選舉運動者ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ之ヲ誘引シタルトキ

二 選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者ノ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐偽ノ方法ヲ以テ投票若ハ選舉運動ヲ妨ケ、爲サシメ若ハ止メシメタルトキ

三 選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者又ハ選舉運動者ヲ威逼シタルトキ

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮」ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス「二年以下ノ禁錮」又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス「二改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第九十條中「開票所」ヲ「選舉會場」ニ「一月以上一年以下ノ輕禁錮」ニ處シ又ハ百圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮」又ハ二百圓以下ノ罰金」ニ「投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮」又ハ五百圓以下ノ罰金」ニ「改ム

第九十一條中「暴行」ヲ「暴行若ハ脅迫」ニ「四月以上四年以下ノ輕禁錮」ヲ「四年以下ノ禁錮」ニ改メ「開票管理者」ノ「開票所」及第二項ヲ削リ

第九十二條 多衆集合シテ第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一 首魁ハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス
三 附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八十八條第一號又ハ前條ノ罰ヲ犯ス爲多衆集合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受ケタルコト三回以上ニ及ブモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第九十三條中「選舉人、議員候補者及選舉運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮」又ハ五百圓以上二百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮」又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十四條中「開票所」ヲ削リ「前條ノ例ニ依リ」等ヲ加フ「三年以下ノ禁錮」又ハ五百圓以下ノ罰金」ニ處ス
第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮」ニ處シ又ハ五百圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「六月以下ノ禁錮」又ハ百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十六條 演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テ選舉人拘ラス第八十七條第八十八條第九十條乃至前條ノ罪ヲ犯サシメル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス
第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮」ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス「二年以下ノ禁錮」又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ處ス「二改ム

第九十八條 選舉人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者又ハ投票ヲ偽造シ若ハ其ノ數ヲ増減シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

官吏又ハ吏員其ノ職權ヲ濫用シ選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ノ表示ヲ強要シタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條中「開票所」ヲ「選舉會場」ニ「一月以上一年以下ノ輕禁錮」ニ處シ又ハ百圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮」又ハ二百圓以下ノ罰金」ニ「投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮」又ハ五百圓以下ノ罰金」ニ「改ム

選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者
前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百
圓以下ノ罰金ニ處ス
第九十九條中「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十
圓以下ノ罰金」ニ改ム
第一百條中「選舉ニ關スル犯罪ニ依リ」ヲ「本章ニ掲グル
罪ヲ犯シ」ニ改ム
第一百二條 本章ニ掲グル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ
刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五
年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其
ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因
ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及
其ノ後五年間選舉權及被選舉權ヲ有セス禁錮以上
ノ刑ニ處セラレタルモノニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執
行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ
前項ノ規定ハ第十一條第三號ノ規定ニ該當スル者
ニハ之ヲ適用セス

第一百六條 郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關ス
ル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘ
キ者ノ管轄區域ニ郡長ニ關スル規定ハ島司北海道
廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ニ郡役所ニ關ス
ル規定ハ島司北海道廳支廳其ノ他郡役所ニ準スヘ
キモノニ之ヲ適用ス
市制第六條ノ市又ハ沖繩縣若ハ北海道ノ區ニ於テ
ハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ市長ニ關スル規定ハ
區長ニ市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス
町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル
規定ハ町村ニ準スヘキモノニ町村長ニ關スル規定ハ
町村長ニ準スヘキ者ニ町村役場ニ關スル規定ハ町
村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス
第一百七條中「開票管理者」ヲ削ル
第一百八條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十
六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ
懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラ
レタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ
タル者ト看做ス

第一百二條 明治十三年第三十六號布告刑法第二
編第四章第九節ハ衆議院議員ノ選舉ニ關シテハ之
ヲ適用セス
第一百十三條 本法ハ東京府小笠原島並北海道廳根
室支廳管内占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當
分ノ内之ヲ施行セス

別表
選舉區
東京府 議員數
第一區 麹町區 一人

第一區 麹町區 一人

第二區	麻布區	一人
第三區	赤坂區	一人
第四區	芝橋區	一人
第五區	日本橋區	一人
第六區	本所區	一人
第七區	淺草區	二人
第八區	神田區	三人
第九區	下谷區	一人
第十區	本郷區	一人
第十一區	小石川區	一人
第十二區	牛込區	一人
第十三區	八王子市	一人
第十四區	豐多摩區	一人
第十五區	荏原區	三人
第十六區	伊豆七島區	一人
第十七區	北豐島區	二人
第十八區	南足立區	一人
第十九區	南葛飾區	一人
第二十區	南多摩區	一人
第二十一區	西多摩區	二人
第二十二區	北多摩區	二人
第二十三區	上京區	二人
第二十四區	下京區	二人
第二十五區	愛宕區	一人
第二十六區	葛野區	一人
第二十七區	乙訓區	一人
第二十八區	紀伊區	一人
第二十九區	宇治區	一人
第三十區	久喜區	一人
第三十一區	綴喜區	一人
第三十二區	相模區	一人
第三十三區	南桑田區	一人
第三十四區	北桑田區	一人
第三十五區	船井區	一人
第三十六區	天田區	一人
第三十七區	何鹿區	一人
第三十八區	加賀區	一人
第三十九區	與謝區	一人
第四十區	中野區	一人
第四十一區	竹野區	一人
第四十二區	熊野區	一人

第一府區	西區	三人
第二府區	東區	三人
第三府區	北區	三人
第四府區	南區	三人
第五府區	堺區	一人
第六府區	西成區	二人
第七府區	東成區	二人
第八府區	三島區	二人
第九府區	豐能區	一人
第十府區	北河內區	一人
第十一府區	中河內區	一人
第十二府區	南河內區	一人
第十三府區	泉北區	一人
第十四府區	泉南區	一人
第十五府區	神奈川縣	一人
第十六府區	橫濱市	三人
第十七府區	橫須賀市	一人
第十八府區	久良岐區	一人
第十九府區	橋本區	一人
第二十府區	都筑區	一人
第二十一府區	三浦區	一人
第二十二府區	鎌倉區	一人
第二十三府區	高座區	二人
第二十四府區	愛甲區	一人
第二十五府區	津久井區	一人
第二十六府區	中井區	一人
第二十七府區	足柄上區	一人
第二十八府區	足柄下區	一人
第二十九府區	神戶市	三人
第三十府區	姫路市	一人
第三十一府區	尼崎市	一人
第三十二府區	武庫區	一人
第三十三府區	川邊區	一人
第三十四府區	有馬區	一人
第三十五府區	多紀區	一人
第三十六府區	氷上區	一人
第三十七府區	明石區	一人
第三十八府區	美濃區	一人
第三十九府區	加古區	一人
第四十府區	印南區	一人

新										長									
第十區	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第十縣	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區
南魚沼郡	北魚沼郡	刈羽郡	三島郡	古志郡	南蒲原郡	中蒲原郡	東蒲原郡	岩船郡	北蒲原郡	西蒲原郡	高田市	長岡市	新潟市	新潟縣	對馬郡	壹岐郡	南松浦郡	北松浦郡	北高來郡
一	一	一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
千										群									
第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第十縣	第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區
安房郡	君津郡	市原郡	夷隅郡	長生郡	山武郡	海城郡	香取郡	東葛飾郡	印旛郡	千葉郡	多野郡	北甘樂郡	勢多郡	利根郡	佐波郡	碓氷郡	吾妻郡	群馬郡	邑樂郡
一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
三										奈									
第三區	第二區	第一區	重縣	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第十縣	第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區
宇治山田市	四日市市	津市	吉野郡	宇智郡	高市郡	南葛城郡	北葛城郡	宇陀郡	磯城郡	生駒郡	山邊郡	添上郡	奈良郡	那須郡	鹽谷郡	足利郡	安蘇郡	上都賀郡	下都賀郡
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
三										奈									
第三區	第二區	第一區	重縣	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	第十縣	第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區
宇治山田市	四日市市	津市	吉野郡	宇智郡	高市郡	南葛城郡	北葛城郡	宇陀郡	磯城郡	生駒郡	山邊郡	添上郡	奈良郡	那須郡	鹽谷郡	足利郡	安蘇郡	上都賀郡	下都賀郡
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[illegible]

青		巖														福																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第

廣												岡						
第十二區	第十一區	第十區	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	山縣區	第六區	第五區				
蘆甲神比雙世御豐賀高山安佐安福尾吳廣	品奴石婆三羅調田茂田縣佐伯藝山道島	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡		
一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		

香				德				和歌山				山				
第四區	第三區	第二區	第一區	川縣區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	島縣區	第十三區	口縣區			
木大一小香九高	田川豆川龜松	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

福				高				愛				
第十一區	第十區	第九區	第八區	第七區	第六區	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	媛縣區	第五區
朝筑嘉鞍遠宗槽糸早大八若小門久福	倉紫穗手賀像屋島良牟田幡松倉司留岡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

大										佐										熊																					
第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	分縣	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	賀縣	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	本縣	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區	第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區	
三井郡	浮羽郡	三潞郡	八女郡	山門郡	三池郡	金救郡	田川郡	京都郡	築上郡	大分市	大分市	北海部郡	南海部郡	直野郡	玖珠郡	日田郡	西國東郡	東國東郡	下毛郡	宇佐郡	速見郡	佐賀市	佐賀市	神埼郡	三養基郡	小島郡	杵島郡	藤津郡	東松浦郡	西松浦郡	熊本市	熊本市	玉名郡	鹿本郡	菊池郡	阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	宇土郡		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二

宮										鹿兒島縣										沖繩縣										北海道廳														
第六區	第七區	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	第八區	第九區	第十區	第十一區	第十二區	第十三區	第十四區	第十五區	第十六區	第十七區	第十八區	第十九區	第二十區	第二十一區	第二十二區	第二十三區	第二十四區	第二十五區	第二十六區	第二十七區	第二十八區	第二十九區	第三十區	第三十一區	第三十二區	第三十三區	第三十四區	第三十五區	第三十六區	第三十七區	第三十八區	第三十九區	第四十區			
八代郡	華北郡	球磨郡	天草郡	宮崎郡	兒湯郡	南那珂郡	北諸縣郡	西諸縣郡	東諸縣郡	東白杵郡	西白杵郡	鹿兒島市	鹿兒島郡	揖宿郡	川邊郡	日置郡	薩摩郡	出水郡	熊毛郡	肝局郡	伊佐郡	始良郡	大島郡	那霸郡	宮古郡	八重山郡	首里郡	中頭郡	國頭郡	小嶺郡	旭川郡	室蘭郡	札幌支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内	空知支廳管内		
二	二	一	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

○國務大臣(床次竹二郎君) 諸君、現行衆議院議員選舉法ハ、實施後十餘年ニナリ、其選舉ノ度數ヲ重スルコト七回以上ニ及ンデ居リマス、其實跡ニ徴シマスニ、當初改正ノ趣旨ヲ貫徹スルニ於テ、甚ダ遺憾ナル點ガ多ク、今度アラレテ、懸案トシテ從來屢、此議場ニモ現レタ次第デアリマスガ、今日マデ未ダ適當ノ改正ヲ見ルニ至ラヌノハ、御互ニ遺憾トスル所デアリマス、仍テ此度政府ハ今日ノ時勢ニ鑑ミマシテ、立憲政治ノ運用ヲ全クセンガ爲メ、茲ニ改正案ヲ提出シテ次デアリマス、今此ニ其改正ノ要目ヲ説明致シマス、第一ハ選舉權擴張デアリマス、現行選舉法ニ於テハ、直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者ヲ以テ選舉資格トシテアリマス、此度ハ此納稅額ヲ直接國稅年額三圓ヲ納ムルコトヲ以テ選舉資格ト致シタノデアリマス、此結果、今日ノ有權者ニ比較致シマスレバ、約倍數ノ選舉權者ヲ得ル譯デアリマス、尙ホ選舉人名簿ニ登錄セラレタ者ハ、其以後納稅資格ヲ失フコトニナリマシテモ、從來ト異ナリマシテ、其名簿ノ有効期間内ハ投票權ヲ有スルコトニ致シマシタ、ソレガ一點デアリマス、次ニハ大選區區制ヲ改メテ、小選舉區制ト致シマシタ、一人一區ノ處ガ二十九年三二人ノ一區ノ處ガ六十人、三人一區ノ處ガ十一人トナリマシタ、成ベク一人一區ノ制度ヲ貫徹シタイ積リデアリマシタガ、議員ノ配置上、已ムコトヲ得ズ二人一區若クハ三人一區

本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス
本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

(國務大臣床次竹二郎君登壇)
(拍手起ル)

第八區	留萌支廳管内	二
第九區	上川支廳管内	二
第十區	宗谷支廳管内	二
第十一區	網走支廳管内	二
第十二區	根室支廳管内	二
第十三區	釧路支廳管内	二
第十四區	河西支廳管内	二
第十五區	浦河支廳管内	一
第十六區	室蘭支廳管内	一
第十七區	函館支廳管内	一
第十八區	檜山支廳管内	二

成程大選舉區デアリマスケレドモ、其實際ニ於テハ議員候補ニ立ツ者ハ各ノ根據地ヲ擁シ、所謂私設ノ選舉區ヲ設ケテ、此選舉場裡ニ立ツト云フコトハ實際デアリマス、議論ノ善惡ハ措イテ、此事實ハ即チ我國ノ選舉區制度ナルモノガ、小選舉區タラザルベカラズト云フコトヲ、事實ニ於テ證明致シテ居ルモノデアリマス（拍手起ル）殊ニ大選舉區タルガ爲メニ、吾ニハソレノ私設選舉區ヲ設ケルモ、單ニソレハ私設ノ繩張タルニ過ギザルガ爲メニ、全縣下ヲ擾亂シテ、前申ス如ク同ジ味方デアリナガラ、投票ノ奪ヒ合フシテ注意シナケレバナラス事柄ト考ヘタルデアリマス、殊ニ小選舉區ニ致シマスレバ、實際ニ於テ無競争ノ選舉區ノ多ク出ルコトハ事實デアリマス、此爲メニ一方ニ於テハ選舉ノ取締ニ十分ノ注意ヲ致スコトガ出來、隨ツテ選舉ノ公平モ之ニ依ツテ保ツコトガ出來ルト考ヘルノデアリマス、尙ホモ小選舉區デアレバ、地方的議員ガ出ルト云フ非難モアリマス、併ナガラ一方カラ考ヘマスレバ、却テ之ガ爲メニ候補者ノ地盤ヲ鞏固ニスルコトハ疑ナイコトデアリマス、選舉人ハ被選舉人ノ人物政見ニ付テ、ヨリ多ク密接ニ知ルコトガ出來ル利益ガアルト思ヒマス、即チ選舉人ノ投票ニ關スル自覺心ヲ起サシメ、政治思想ノ發達ヲ促スコトハ、大選舉區ヨリハ優テ居ルト考ヘマス、尙ホ幾多ノ理由ヲ述ベマスレバ有リマセウガ、兎モ角此小選舉區制度ナルモノハ明治四十五年ニ於テ一遍本院ヲ通過シテ制度デアリマス、今日ニ於テ益、其必要アリト考ヘルノデアリマス、次ニ區制ヲ改メマシタ結果、自然別表ノ上ニ大ナル改正ヲ施サナケレバナリマセヌ、此別表ノ改正ニ就キマシテハ、茲ニ詳シク説明ヲ申上ゲテ置ク必要ガアルト考ヘマス、此別表ノ改正ニ就キマシテハ人口十三万ニ付テ議員一人ノ割合ヲ以テ、先ヅ府縣ニ對スル配當數ヲ定メマシテ、更ニ人口ノ郡ノ行政區劃、地勢交通等ヲ標準ト致シマシテ、成ベク一選舉區一人ノ方針ヲ採ツノデアリマス、其已ムヲ得ザルモノヲ、一區二人若クハ三人ト致シマシテ而シテ選舉ニ對スル議員ノ配當ニ就テハ、出來得ル限り人口十三万ヲ以テ中心ト致シマシテ、之ヲ配當シタルデアリマス、二人區三人區ノ處ニ在リマシテモ、議員一人當リノ人口ハ、又成ルベク十三万ニ近カラシメンコトヲ期シタルデアリマス、其結果大體十萬ヨリ十八萬ノ程度ニ止メテ、彼此權衡ヲ得セシムルヤウニ致シマシタ、斯ノ如ク致シマシテ唯人口十九萬臺ノモノ五區ヲ生ジマシタ、九萬臺ノモノ十二區ヲ設ケルニ至リマシタ、是等ハ何レモ地形、行取區劃、交通上、已ムヲ得ザルニ出デタ譯デアリマス、斯ノ如ク選舉區ノ區劃、議員配當ニ就キマシテハ、前申ス如ク人口十三万ト云フ一ツノ要件ト、郡ハ行政區劃ト云フモノト、地形、交通、是等標準ヲ出來得ル限り嚴守センコトヲ期シタルデアリマス、何等此間ニ感情ヲ加ヘザランコトヲ期シマシタ、何等此間ニ手加減ヲ致サヌコトニ努メタルデアリマス（ノウ／＼ト呼フ者アリ拍手起ル）御議論ハ固ヨリアリマセウ、併ナガラ私トシテハ最モ公平ニ

之ヲ決定シテ積リテアリマス(拍手起ル)素ヨリ公平ナリ立場
自分ハヤタ積リテアリマスガ、必ズシモ皆様ノ御氣ニ召ス
ト云フコトハ到底出来ナイコトデアリマス、御氣ニ召シタ方
ハ默シテ居ラレシ、御氣ニ入ラヌ方ハ甚ダ不公平ナル遺方
ト仰シ申上ゲタ人口、郡ノ行政區劃、地勢、交通、此等ノ
血モ何モ無イ所ノ數字ト條件トヲ基礎トシテ割出シタノ
アリマスニ依テ、ドウゾ此別表ノ改正案ニ就キマシテハ、諸
君ニ於ケレマシテモ、申上ゲルマデモナイ、甚ダ失禮ナ事デ
アリマスガ、感情手加減等無クシテ、公平ニ御審査下サ
レバ洵ニ仕合デアリマス(拍手起ル)以上改正要綱ノ大體
ノ代表ヲ確實ニシ、選舉民ノ政治的觀念ヲ鞏固ニシ、吾
政黨ノ便利ヲ圖リ、以テ憲政ノ運用ヲ完ウシタイト考ヘル
次第デアリマス、ドウカ宜シク御審議ヲ願ヒマス

〔拍手起ル〕

○議長(大岡育造君) 是ヨリ質疑ノ通告ガアリマスカラ、
其順序ニ依テ許可致シマス、本日ハ總理大臣ガ出席スル
用意ヲ致シテ居リマシタガ、少シク熱ヲ感ジマシタ爲メニ、
出席ガ出来サウデアリマスカラ、是モ併セテ申シテ置キマ
ス——齋藤隆夫君

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起ル〕

○齋藤隆夫君 選舉法改正案政府提出ノ理由ハ只今
謹ンデ拜聴致シマシタ、遠慮ナク申セバ、今一層進ミタル
理義アリ根柢アル説明ヲ聽ク能ハザリシコトヲ遺憾ト致シ
マス、而シテ本案ノ内容ニ就キマシテハ、大小共ニ幾多ノ
疑點ヲ懷イテ居リマスルガ、其等ノ事ハ一切委員會ニ譲リ
マシテ、本日ハ極メテ大體ニ就テ二三政府ノ御意見ヲ承
テ置キタイ事ガアリマス、先ツ第一ハ選舉權ノ擴張ニ關ス
ル事デアリマス……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席ニ著ク〕

○齋藤隆夫君 御承知ノ如ク我國ノ選舉法ハ明治二十
三年ニ始メテ施行セラレマシテ以來、十年ニシテ選舉權ヲ
擴張致シ、當時ノ納稅資格十五圓ヲ改メテ十圓トシタノ
デアリマス、爾來約二十年、選舉權擴張ノ時期ハ業ニ已ニ
後レテ居ルノデアル、加フルニ近時内外ノ形勢ハ急ニ益、
選舉權ノ大擴張ヲ要求致シテ居リマス、此際ニ當リマシテ
政府タルモノ須ラク國論ノ嚮フ所ヲ察シテ、時代ノ要求ニ
應ズルガ爲メニ、最善ノ考慮ヲ費サネバナラヌコトハ當然デ
アリマス、固ヨリ近時國內ニ於テ諸々タル所ノ普通選舉斷
行論ナルモノニ就キマシテハ、本員ト雖モ別ニ卑見ヲ懷イテ
居リマスルガ、是ハ今日述ベキ場合デハナイ、假令假ニ制
限選舉權ヲ保持シタルニ付キマシテモ、今日ハ此制度ノ下ニ
於テ最モ擴張セラレタル方法ヲ按出スベキ時デハナイカ、
語ヲ換ヘテ言フナラバ、今日ハ一躍シテ普通選舉ニ進ムカ
或ハ暫ク停マデ、最モ公平ナ最モ擴張セラレタル制限選

舉ヲバ取ルカ、是ヨリ外ニ政治上ノ論點ハ無イデアリマス
然ルニ此原案ヲ見マスト云フト、政府ハ此點ニ付テ深キ
考慮ヲ費シタル形迹ヲ認ムルコトガ出来ナイノデアル、此擴
張方法ニ依リマスト、全國ニ於テ人口百名ニ付テ、有權
者ハ五人ニ分許リノ計算ニナラナシ、今日ノ時代ニ於
テ、斯ル擴張ヲ以テ時代ノ要求ニ應ズルコトガ出来ルト思
フテ居ルニ至ラバ、抑、大ナル間違デハナイカ、殊ニ此擴張
方法ヲ見マスト云フト、從來ノ直接國稅十圓ヲ改メテ三
圓ト爲シタト云フニ過ギナイ、事柄ハ頗ル簡單デアリマス、
併ナガラ今日ノ場合ニ於テ、斯カル簡單ナル方法ヲ以テ理
論及實際ノ要求ニ應ズルコトガ出来マスカ元來政府ハ納
稅者ニ向テ選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、如何ナル理由ニ
基クモノデアルト考ヘテ居ラレハ、如何ナル理由ニ
基クモノ對シテ報酬トシテ選舉權ヲ與ヘルデアルト云フガ如キ、
斯カル間違タ考ハ懷イテ居ラレハアラウト思フ、即チ
一般ノ上ヨリ見マシテ、此階級ガ有シテ居ル所ノ政治能力
及選舉能力、之ヲ標準トシテ選舉權ヲ與ヘルデアルト云
フヨリ外ニ、今日理窟ノ立方ハ無イデアリマス、果シテ然
ラバ假令納稅階級ニ屬セズト雖モ、他ノ階級ニ於テ是ト同
等ナル所ノ、若クハ是ヨリ以上ノ能力アリト認ムベキ階級
ガ茲ニ現存シテ居ルナラバ、此階級ニ向テ選舉權ヲ與ヘル
ト云フコトハ、是亦理論ノ命ズル所デハナイカ、而シテ其階
級トハ如何ナル所ノ所謂階級デアリマス、國民黨及憲政會ノ提
案ノ中ニ現ハレテ居ル所ノ階級階級デアリマス、政府ハ何
ガ故ニ此階級階級ヲ取除イタカ、唯今床次内相ノ說明ニ
依リマスト云フト、全國ニ於テ此階級ニ屬スル者ガ五十
三萬アル、其中ニ於テ十五萬人ハ納稅ノ資格ガアル、併ナ
ガラ殘リノ三十八萬中、二十萬ハマダ二十五歳ノ年齢ニ
達シテ居ラヌト云フコトデアリマス、是ハ追ヒト其
年齡ニ達スベキ者デアル、殘リノ十八萬人、之ニ選舉權ヲ
與ヘルト云フコトハ、是ハ看過スルハザラザラ所ノ大問題
ノデアリマス、殊ニ此擴張法、即チ直接國稅一點張ニナリ
マスト、其結果如何ナルコトニ相成ルカト云フト、郡部ト市
部トノ間ニ於キマシテ、非常ニ不權衡ノ現象ヲ來スノデア
ル御承知ノ如ク今日直接國稅ト云ヘバ、地租、所得稅及
營業稅ニ限ラレテ居ルノデアリマス、此中デ所得稅ハ十圓
五十錢以下ノ者ハナイ、營業稅ハ極メテ少數ノ者ガ七八
圓ヲ納メルコトハアリマス、是等ノ者モ洵ニ其數ハ
少ナイノデアル、三圓、五圓ノ納稅ヲ致スル者ハ多クハ村
ノ住民ニ限ラレテ居リマシテ、市街地ニ於テハ極メテ少數
ナノデアリマス、ソレ故ニ此方法ニ依リ擴張案ハ、詰マリ村
落ニ厚クシテ、市街地ニ甚ダ薄イ結果ヲ惹起スルノデア
ル(ノウ)ト呼フ者アリ(ノウ)ト言ハレラナラバ、統計
ノ示ス所ヲ御覽ナサイ、統計ノ示ス所ニ依ル(ノウ)ト
呼フ者アリ、此擴張方法ニ依リ、全國ヲ通ジテ郡部ニ於
テ百人ニ付テ五人六分ノ有權者トナリ、市部ニ於テハ百
人ニ付テ僅カ三人二分ニシカラナイノデアリマス、是ハ政

府ガ出シタ所ノ人口統計ヲ見レバ、直チニ分ル所ノ事實デ
アル、斯カル……(取違ヘテ)ト呼フ者アリ、決シテ取違ヘ
テ居リマセヌ(郡部ハ十三萬タリ)「質疑ハ簡單ニシロ」市
ハ非常ニ幸福ヲ受ケテ居ルコトヲ知ラナイカト呼フ者アリ
「決シテ此統計ハ間違デ居ラナイト云フコトヲバ、私ハ甚
ニ責任ヲ負ウテ聲明シテ置キマス、斯カル(簡明ニシロ)基
礎ガ違フ」ト呼フ者アリ、偏頗ナル所ハ、斯カル片輪ノ擴張
ト云フモノハ、世界立憲國始マデ以來、何レノ國ニ於テモ
其例ガ無イデアリマス(ノウ)ト呼フ者アリ、殊ニ斯カル
結果ト云フモノハ、憲政運用ノ上ヨリ見テモ、決シテ看
過スベカラザル所ノ大事實デアル(シンナコトハナイヨ)ト呼
フ者アリ、恐ラク此點ニ就キマシテハ、政黨改派ノ區別ナク
市民ヲ代表セラレル所ノ諸君ハ、必ズヤ默シテ居ラレナイデ
アラウト思ヒマス(ノウ)ト呼フ者アリ、然ルニ若シ吾
ノ主張ノ如ク、其他ノ智識階級ニ向テ選舉權ヲ與
ヘルト云フコトニナリマス、此階級ニ屬スル所ノ者ハ、
村落ニ少ナクシテ市街地ニ多イデアリマス、勿論ソレガ十
分ナル方法トハ申サレマセヌガ、此一事ニ依テ此不權衡
ヲ調和スル所ノ、確カニ一ノ調和ヲ得ナルコトハ爭ハレナイ
事柄デアリマス、然ルニ政府ハ何ガ故ニ斯カル片輪ノ擴張
案ヲ出シ、國家ノ爲メニ有益ナル分子タル智識階級ヲバ
此選舉權擴張ヨリ排斥シタノデアルカ、此點ニ關スル床次
内相ノ說明ハ甚ダ徹底ヲ缺イテ居リマスニ依テ、更ニ一歩
ヲ進メタル說明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、次ニ選舉區
制ノ變更ニ關スル事デアリマス、現在ハ大選舉區制ヲ改
メテ小選舉區トナスト云フコトハ、政友會多年ノ主張デア
リマス、政友會ヲ取除キタル各黨各派ハ、之ニ就テ張デ
主張ナキニ拘ハラズ、政友會ノ獨リノ多年主張シテ居
ルノデアル、此點ニ就キマシテハ何レ後日ノ機會ニ於
テ議論ヲ交ヘル時ガアラウト思フ、又此ニ提出セラレマ
シタル所ノ別表ノ改正、議員ノ配當、是ハ頗ル不自然
頗ル不公平ノモノデアリマス(ノウ)ト呼フ者アリ、
大選舉區ニ於ケル地理的、歴史的、及ビ自然的ノ結合ヲバ
全ク打破シテ、機械的ニ……(ノウ)ト呼フ者アリ、而モ
一黨本位ニ組立テラレテ居ルト云フコトハ、顯著ナル所ノ
事實デアル(ノウ)ト呼フ者アリ(拍手起ル)此點ニ就
キマシテモ、他日逐一其事實ヲ指摘シ、逐一之ヲ證明ス
ル機會ハ必ズ來ルニ相違ナイ、(色眼鏡ヲ取レ)ト呼フ者
アリ、併ナガラ是等ノ事アリト致シマシテ、此際政府ニ向
テ質シテ置キタイ事ハ、此選舉區制ノ變更セントスル所ノ
理由デアリマス、二十年來傳リ來リ、其間國民ノ前ニ經
驗セラレ、國民ノ中ヨリモ何等不平ノ聲ヲ聞カザル所ノ此
ノ制度ヲ(弊害ガアタ)ト呼フ者アリ、根本ヨリ打破シテ、
更ニ新シキ制度ヲバ打立テントスルニ就テハ、萬已ムヲ得ザ
ル所ノ堂々タル理由ガナクテハナラヌノデアル、然ルニ内務
大臣ノ述ベラレタル所ハ抑、何事デアルカ、大人物ガ出ルカ
ト思フナラバ左様デハナイ、運動費ガ掛カル、補缺選舉ニ
困ル、其他何ト云ヒ彼ト云ヒ、悉ク淺薄皮相ナル所ノ枝葉

〔澤山々々〕「到レリ盡セリ」後ハ委員會ト呼フ者アリ

〔齋藤隆夫君〕議長々々ト連呼シ委員會デアレト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) マダ三人ノ通告者モアリマス、尙ホ委員會ニモ移サレマスカラ、一通リ通告者ノ發言ヲ許シタイト思ヒマス、時間ヲ……

〔齋藤隆夫君〕唯今内務大臣ハ……ト呼ヒ委員會ニシロ發言ハ得テ居ナイデヤナイカト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 委員會ハ委員會本會ハ本會デアリマス、唯今許可シテ呼フ

○議長(大岡育造君) 發言ヲ許可シテ居リマセズ、一巡済マシテ後ニ致シマス

〔ヒヤ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 尙ホ今後三人ノ質疑ノ通告者ガアリマス、時間ハ既ニ切迫ヲ致シテ居リマスカラ、時間ヲ延長シテ此通告者ノ質疑ノ終ルマデ進行シタイト思ヒマス

〔異議ナシ〕委員選舉モト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 委員選舉マデ込メテ置キマス〔齋藤隆夫君〕通告者ノ質疑ノ済ンダ後マデ發言ヲ留保シテ置キマスト呼フ

○議長(大岡育造君) 野村嘉六君

〔拍手起ル〕「オヤ」ト呼フ者アリ

○野村嘉六君 昨ハ大體ニ就キマシテ極ク簡單ニ質問スルノデアリマス、第一ハ、現行衆議院議員選舉法ハ、丁度本則ガ百三條アルノデアリマス、今回改正ヲサルベキ條文ハ、其中ノ六十三條マデ改正サル、コトニナルノデアリマス、ソレデアリマスカラシテ、隨分大キイ改正ト申サナケレバナラヌ、サウ致シマシテ此改正案ノ條文ヲ見マスルト、細カイ事ハ委員會デ申シマスガ、大體ニ於キマシテ言葉ノ改マツテ居ル點ガアルノデアリマス、ソレハ從來現行法ニ於キマシテ、選舉ニ關シマシタ言葉デ、開票管理者、ソレカラ開票立會人ト云フ言葉ガ諸所ニ使ハレテ居ルノデアリマス、今回之ヲ總テ改正サレマシテ、サウシテ開票管理者ト云フ文字ニ代フルニ選舉長、開票立會人ト云フ文字ニ代フルニ選舉立會人(委員會)宜イデハナイカト呼フ者アリ、斯ノ如キ規定ニナツノデアリマス、所ガ斯ノ如キ改正ハ宜シウニザイマスガ、其法文ノ書方ニ於キマシテハ、第五十五條ニハ開票管理者ヲ選舉長ニ、開票立會人ヲ選舉立會人ト改ムトノ文體ヲ記載シタルニ拘ラズ、同じク改正案ノ第五十七條、第六十條ノ如キハ、全部ノ改正ニナツテ居ル、ソレカラ申シマシテ、更ニ第五十九條第九十條第九十一條ニナリマス

ルト、矢張第五十五條ノヤウナ文例ヲ使テアルノデアリマス、諸所ニ記載シタル此文例デアリマスカラシテ、是ハ何カ特別ノ理由デモアルノデアリマセウカ、一應何デ置キタイノデアリマス、私ハ斯ノ如キ事ハ法文ノ體裁上甚ダ宜シクナイ、ソレデアリマスカラシテ、何カ特殊ノ理由ガアルカ御聞キヲ致シタイノデアリマス、但シ斯ク申上ゲルノハ、是ハ新聞ノ改正案ノ草案ニ依ツタノデアリマシテ、重大ナル此議案ヲ漸ク此ニ出テ初メテ受取ツタヤウナ次第デアリマスカラ、若シ新聞ノ記事ガ誤ラデ居タナラバ、私ハ此點ハ取消スノデアリマス、是ガ第一デアリマス、第二點ハ今回提案サレタノハ、即チ直接國稅三圖以上ト云フコトニナツタノデアリマス、此直接國稅三圖以上トナリマシタニ付テ、現行法ヨリ進ムル點ハ、現行法ハ地租ニ付テハ一箇年以上十圓以上納ムル者トシテアルノハ、今度ハ地租モ其他ノ直接稅モ併セテ一箇年以上三圓以上納ムル者ト云フ所ノ改正ニナツタノデアリマス、此點ニ就キマシテハ、現行法ヨリ一般ノ進歩ヲシテ居リマスガ、私ハ國民ノ負擔ノ點カラ申シマシタナラバ、獨リ此直接稅ノミナラズ、間接稅モ同様國家ノ稅ヲ負擔スルノデアリマスナラシテ、間接稅ヲ取除カレトハ、是ハ如何ナル御趣意デアルカ、直接稅ヲ負擔スル者ノミガ國家ニ必要ナル參政權ヲ得ナケレバナラヌト云フ理由ハ何所ニアルカ、折角此二箇年ト云フコトヲ一箇年マデモ減縮サレタ以上ハ、進ンデ間接稅ヲモ御入レニナツタ方ガ宜イデハナイカ、私ハ政府ニ此點ニ對スル御考慮ヲ伺フノデアリマス、第三點ハ、先程内務大臣ハ三圖ト云フコトニシタノハ、府縣會ノ選舉資格ガ三圖ニナツテ居ルソレデアルカラシテ此標準ニ基イタノデアルト云フ御一言ガアツタノデアリマス、サウシテ此衆議院議員選舉法ヲ改正サル、理由ト致シマシテハ、時勢ニ順應シタ所謂改正デアルト云フ所ノ御趣意デアツタ、私ハ若シモ時勢ニ順應シタ所ノ改正ナラバ、獨リ衆議院議員ノ選舉ニ對シテノミナラズ、地方ノ自治體タル府縣制ニ對シテモ改正スル必要ガナイカ(問題外ト呼フ者アリ)從來ノ例カラ申シマスルト、此衆議院議員選舉ノ納稅資格改正ノ場合ニハ、斯ノ如キハ矢張之ニ引續イタ所ノ自治制ノ納稅資格ヲ改正サル、所ノ慣例ニナツテ居ル、此點ニ對シテ當局ハ如何ナル御考ガアルカ、此點ヲ伺フノデアリマス、第四點ト致シマシテハ、現在ノ衆議院議員選舉法ノ第十二條ニハ、華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セスト云フコトガアル、華族デアリマシテモ家族ハ差支ナイ、所ガ近時新聞ヲ見マスルト、華族ノ戸主ニシテ矢張被選舉權ノ資格ヲ有スル方ガ宜シト云フ一ノ議論ガ出テ居ルヤウデアリマス、此案ガ若シ此衆議院ヲ通過シテ貴族院ヘ廻ッテ、萬一貴族院カラ今日世界デ言フテ居ルヤウナ、華族ノ戸主ニモ

被選舉權ヲ與ヘルト云フヤウナ所ノ修正、或ハ改正ガ出タナラバ、當局ハ之ニ御同意ナサル御考デアルカドウカ、此事ハ此現行法、即チ是ハ明治三十三年ニ出來テ居ル法律デアリマスガ、此改正ノ時ニモ委員會ニ於テ華族ノ戸主ニモ被選舉權ヲ與ヘベキモノナリト云フ所ノ議論ガ、當時星亨君ノ委員長ノ下デ議論サレテ居ルノデアリマス、過去ノ歴史ハ今申上ゲルヤウナ次第デアリマスガ、兩院ヲ通過スル必要上、萬一貴族院デ此問題ガ起ツテ、修正案デモ出タナラバ、當局ハ御同意ナサル考デアルカドウデアルカ、一言何デ置キタイ、此他ニ對スル質問、唯今齋藤君カラ質問サレマシタカラ、重複ヲ重ネル虞ガアリマスカラシテ、本員ノ質問ハ之ヲ以テ終リトスルノデアリマス(拍手スル者ノアリ)

○議長(大岡育造君) 内務大臣

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 野村君ニ御答致シマス、第一ノ御尋ハ開票區ニ關シタ事デアリマスガ、今度ノ改正案デハ小選舉區ニ致シマシタ爲メニ、開票區ニ關スル規定ハ總テ削除致シマシタ、ソレデ尙ホ御尋ノ事ハ文字ノ事ノヤウデシタガ、大體開票區ニ關スル事ハ全部削リタノデアリマスカラ、ソレ以外ノ所ハ委員會デ御答申上ゲマス、ソレカラ間接稅ヲ何故入レナツタカト云フコトデアリマスガ、是ハ間接稅モ計算デ表ハスコトノ出來ルノモアリマセウケレドモ、多クハ酒ノ稅トカ煙草ノ稅トカ云々デ、ドウモ計算上茲ニ取ル譯ニ參リマセヌ、ソレカラ府縣會議員ノ選舉資格ヲ下ゲル意思ハナイカト、斯ウ云フ御尋ノヤウニ思ヒマスガ、唯今ノ所デハ未ダ左様ナ考ハ持ツテ居リマセヌ、ソレカラ次ニ華族ニ選舉權ヲ與ヘルカト云フコトデアリマシタガ、ソレハ私ハ與ヘヌ方ガ宜シト云フ――現行法ノ儘ノ方ガ宜シト云フ考デアリマスカラ、隨ツレニ關聯シタ御答ハ、自然御答スル必要ガ無イト思ヒマス

○議長(大岡育造君) 今井嘉幸君

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君 晩クナリマシタカラ簡單ニ一言ダケ質問致シマス(贊成ト呼フ者アリ)先程カラ議場ノ有様ヲ見テ居ルト、洵ニ感慨ニ堪ヘナイモノガアル、議場ノ内外ニ於テ、ヨクモ空氣ノ變タモノデアルト思フノデアル、僅カ一圓トカ二圓トカ、一厘トカ二厘トカ云フヤウナ細カイ爭ヲシテ居ル、是ハ歐羅巴諸國ニ於テ、一世紀モ二世紀モ以前ニヤツタ事デアル、然ルニ一度門戸ノ外ヘ出タナラバドウデアリマスガ、世ノ中ハ普通選舉ヲ叫ンデ居ルデハアリマセヌカ、唯今床次君ノ御御里カラ、私ノ登ラウト思フ時ニ「ボーイ」ガ斯ウ云フ電報ヲ持ッテ來タ、鹿兒島普通選舉期成同盟會ノ普通選舉ノ爲ニ御奮勵ヲ望ムト云フコトヲ言ッテ來テ

居ル、彼ノ鹿兒島マデ斯ウ云フヤウナコトデ、普通選舉ノ爲メニ叫ンデ居ル、然ルニ此議場ニ於テ僅ニ一圓トカ二圓トカ云フヤウナ細カイ問題ニ就テ、十八世紀カ十九世紀以前ニヤツ問題ニ就テ爭ヲシテ居ル、先程ノ内務大臣ノ御答辯ハ、此議場ノ一部分ノ人ニ對シテノ御説明ニナルカモ知レマセケレドモ、少クトモ吾々普通選舉論者ニハ其説明ガ足ラナイ、殊ニ此議院以外ノ大多數ノ國民ト云フモノハ、斯ノ如キ説明デハ到底満足スルコトハ出來ナイ、願クハ此世ノ中ニ騷イデ居ル所ノ普通選舉ナルモノニ對シテ、如何ナル御考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ、モウ一言御説明ヲ望ム譯デアリマス、之ニ付キマシテ一二伺ヒタイ事ガアルノデアリマスガ、先づ第一ニ普通選舉其物ニ對シテ、如何ナル御考ヲ持テ居ラル、カ、是ハ政府ガ將來我國ニ對シテ政治ヲヤル所ノ御方針ニ於テモ、非常ニ影響ガアル、又民間ニ非常ニ騷イデ居ル人ノ心理狀態ニ對シテモ、非常ニ影響ヲ及ボスモノデアリマス、寺内内閣ノ時代ニ於キマシテハ、私ノ想フニハ普通選舉ト云フモノハ、我日本ノ國體ニ反シテ居リハシナイカト云フヤウナ、間違タ考ヲ持テ居タヤウニ見エ、又固陋ナル人ニナルト耶蘇信者ニ對スルガ如ク、西洋デハ良イカモ知レヌガ、日本デハ宜シクナイト云フヤウナ、斯ノ間違タ考ヲ持テ居ル、又社會主義者ニ對スルガ如ク、一種ノ危險思想ヲ持テ居ルヤウニ見エ、タノデアアルガ、此現原内閣ノ諸公ハ、斯ウ云フヤウナ御考ヲ決シテ持テ居ナイト思ヒマスガ、ソコノ所ヲ先づ御尋シタイノデアアル、今マデ寺内内閣ガヤツ所ノ此普通選舉論者ニ對スル取締ト云フモノハ、非常ニ酷烈ナモノデアッデ、頑迷ナモノデアッタノデアアル、所ガ此政府ニナリマシテ、普通選舉論者ニ對スル取扱ハ稍、寛大ナ取扱ヲシテ居ル、流石ハ床次式トシテ、是ハ賞揚スル次第デアリマスガ、矢張將來モ斯ウ云フ御考ヲ以テ進マル、コトヲ希望スルノデアアルガ、先づ第一ニ普通選舉ニ對シテドウ云フ御考ヲ持テ居ルカ、絶對的ニ良イモノデアアルカ、惡イモノデアアルカ、日本ニ適用ノ出來ルモノデアアルカ適用ノ出來ナイモノデアアルカト云フ、其根本ノ問題ニ就テ一ツ御尋ヲ致シマス、ソレカラ假リニ此普通選舉ト云フモノガ良イト假定致シマシテモ、ソレハ日本ノ今日ノ狀態ニ於テハ、早過ギルト云フ御考デアアルノカドウカ、若シ良イト云フナラバ、惡イト云フナラバソレマデ、惡イト云フナラバドウ云フ點ガ惡イカ、絶對的ニ惡イト云フナラバ惡イ其點ヲ承リタイ、良イト云フナラバ何故早ク行ハナイカ、即チソレヲヤラナイト云フノハ尙早ダ、尙早デアルト云フナラバ、其理由ヲ一ツ伺ヒタイノデアアル、是ハ恐ラク日本ノ文明ノ程度ト云フモノガ、未ダ此ニ至ラナイト云フ御考ヨリ外、多ク其理由ヲ見ナイノデアアル、所ガ普通選舉ト云フモノハ、

歐羅巴諸國ニ於テハ一等國二等國位ノモノデハナイ、三等國四等國ト云フヤウナ劣等ノ下級ニ屬スル、我國カラ見レバ甚ダ失禮ナ申シ條デアアルガ、遂ニ下ニ位シテ居ル文化ノ程度ノ諸國デモ皆ナ普通選舉ヲヤテ居ル、例ヘバ勃利利杯デモヤテ居ル、唯、行ハナイノハ土耳其古トカ支那トカ云フヤウナ、領事裁判ヲ行テ居ル國バカリデアアル、若シ普通選舉ガ日本ニ於テ行ヘナイト云フナラバ、領事裁判權ヲモウ一遍元ヘ戻シタラ宜イ、サウ云フヤウニ歐羅巴デハ三等國四等國デモ行テ居ル、巴爾幹半島ノ、日本ト條約モシナイヤウナ、云フ國ヨリモ劣テ居ルト考ヘルカ、ソレデナケレバ理由ガ成立タナイ、又斯ウ云フ考カラシテ、普通選舉ガ早過ギルト云フコトガアルカモ知レヌ、ソレハ成程良イ事カモ知レヌ、文化ノ程度モソレニ達シテ居ルガ、ハ一足飛ニ飛上ルト危險デアアル、恰モ梯子段ヲ飛上ルガ如ク見テ、普通選舉ヲ尙早ト考ヘテ居ルカモ知レヌ、所ガ普通選舉ヲ行タ國ハ、英國以外ハ何處デモ一足飛ニ飛シテ居ル、普通選舉ハ十九世紀ノ半カラ行ハレテ、二十世紀ノ初ニ一時一歐羅巴諸國ハ普通選舉ニナッタノデアアルガ、何處デモ皆ナ一足飛ニ飛シテ、何レノ國ト雖モ傷ツタ國ハ無イノデアアル、然ルニ我日本國ノミ之ヲ飛シテ傷ツクト思フカ、サウ云フ風ナ情ナイ御考ヲ持テ居ルカ、ソレカラ最モ奇怪千萬ナルハ、此普通選舉ナルモノハ、明治四十四年政友會内閣トモ稱スベキ時ノ議會ニ於テ提案セラレテ、大多數デ通過シタ所ノ榮譽アル歴史ヲ持テ居ル、是ハ政友會ノ第一次内閣トモ稱スベキ時デアッタノデアアル、然ルニ今日ハ尙早ト言フ、今ヨリ十年前以前ニソレガ早過ギズシテ、十年ノ後ニ於テ早過ギルト云フ其理由ハ何所ニ在ルカ、是非常ナ矛盾デアアル、世ノ中ニ變説改論ト稱スルモノガアルガ、恐ラク是ハ變説改論デアリマス、マイ、政友會ノ首腦タル所ノ西園寺侯ガ去ラレ、松田君逝カレテ、之ニ代テ原敬君其他ノ諸公ガナラレタ、人ガ變タノ變説改論ニ非ズシテ、變人改論トモ名ヲ付ケルベキモノデアナイカト思フ、人トシテ變人改論ハ結構ナ事デアアルカ知ラナイガ、黨トシテハ實ニ節操ノ無イモノ、不面目千萬ナモノデナカラウカト私ハ思フノデアリマス、(ヒヤ)「ト呼フ者アリ」ソレカラ強チ政友會ノミヲ責メルノデアリマセヌガ、今日世ノ中ニ叫バレテ居ル所ノ普通選舉ノ人民ノ聲ニ對シテ、私ハ政友會ノミナラズ、其他ノ諸公ノ態度ガ、非常ニ冷淡デアルト云フコトヲ悲シムノデアアル、是ハ國民黨ニ於テハ一番初ニ出サレタ、國民黨諸公ニ對シテハ、幾分恕スベキ所ガアル、斯ウ云フ騷ギニナラナカッタ時デアアルカラ、成程先見ノ明ガ無イト申セバ幾分力想スベキ所デアル、去リナガラ世ノ中ノ氣運ガ斯ウ云フ風ニ變テ來タ、何モ之ヲ撤回スルニ

差支ナイ、何モ躊躇スルコトハナイ、其點ニ於テ六人組ノ御態度ハ實ニ見上ゲタモノデ、黨ノ面目ハ之ニ依テ幾分維持サレタ、是ハ感謝シテ宜カラウト思フ、ソレカラ憲政會ノ案ハ、是ハ普通選舉ト云フモノガ段々威シニ叫バレテ、非常ニ世ノ中ノ氣運ガ分テ來タニ拘ラズ、マダ此案ニ就テ躊躇セラレテ、サウシテ今日ノヤウナ案ヲ出サレト云フコトハ、實ニ時勢ヲ見ル所ノ明ノ無イコトニ驚クノデアリマス、所ガ政府モ今日出サレタ案ニ至テ、尙ホ更ニ驚クベキモノガアルノデ、世ノ中ノ有様ト云フモノハ非常ニ變テ居ル、其有様ハ百モ御承知デアリナガラ、此時勢ニ逆行スルコトノ甚シイ、斯ウ云フ不徹底ナ案ヲ出サレト云フコトハ、實ニ民意ヲ無視シタ所ノモノト私ハ思フノデアリマスガ、斯ウ云フヤウナ結果ヲ何時マデモ續ケテ置イタナラバ、是ハ容易ナラザル結果ニナリマス、人ハ食物ノ無イ時ニハ其爲メニ暴動ヲ起スト云フ、サウ云フ實例ヲ持テ居ル、或ハ權利ノ要求デアッテモ長ク之ヲ持續シタラサウ云フコトガ無イト限ラヌ、羅馬ノ政治家「グラカス」ハ「求ムルニ對シテ與ヘザレバ奪取レ」ト云フコトヲ言タ、羅馬ノ歴史ハ明ニ之ヲ證明シテ居ル、此氣運ヲ何時マデモ抛ッデ置イタナラバ、サウ云フコトニナツテ來ルカ知レヌ、議院ガ暴民ノ爲メニ包圍サレテ、諸君ガ彼等ニ權利ヲ奪ハレナケレバナラヌト云フヤウナ、機會ガアルカモ知レヌト云フコトヲ御承知デアリマスガ、如何デアリマスカ

〔無禮ナ奴ダ怪シカラシ〕「無禮ナ事ヲ言フナ」ト呼フ者アリ

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 今井君ニ御答致シマスガ、普通選舉ニ就テハ如何ニ考ヘテ居ルカ、全體普通選舉ト申シタ所ガ、今日唱ヘラレテ居ル普通選舉ハ、一種ノ制限選舉ダト私ハ考ヘマスガ(然リ)「ト呼フ者アリ」今井君ノ仰シタルハ、絶對ニ普通選舉デハナイダラダラト解シマスガナドウデス、ソレデヤ私ハ今井君ノ御話ハ、何デモ構ハヌ、平等ニ普通選舉ヲヤルト云フ御尋デアリナイト解釋シテ御答致シマス、サウスレバ矢張是ハ一種ノ制限選舉デアリマスカラ、今度十國ヲ三國ニ下ゲ、又時アッデ是ガ二國ニナリ、若クハ又ソレ以外ニ選舉權ヲ擴張スルコトニナレバ、追ヘ何所マデノ程度カ知ラヌガ、極ク制限ヲ付ケナイ普通選舉マデハ可ナリ時節ガアリマセウ、今ノ所デアリハ三國ヲ以テ適當ナリト考ヘテ居ル、總テ此選舉權杯ノ制度ハ、時勢ニ應ジテ作ルベキモノデアリ、又各國ノ普通選舉ノ如キモ、各、ソレト「來歴ガアッテ出來テ居ルカト存ジマス、我國ニ於テハ現在ノ提案ヲ以テ、最モ時勢ニ相當ノ案ダト考ヘテ居リマス(ヒヤ)「

○議長(大岡育造君) 暫ク御待ヲ願ヒマス、通告ハモウ

一人アリマシタガ、取消サレマシタカラ、此際齋藤隆夫君ニ發言ヲ許シマス

○齋藤隆夫君 此席ヨリ申シマス、最前本員ノ質問ニ對シマシテ内務大臣ノ御答辯ハ、全ク方角違デアリマス、本員ノ質問ニ對シテハ、何等答フル所ナク、本員ノ質問セザル所ニ就テ、無益ノ言論ヲ弄サレタト云フコトニ歸著シテ居ルノデアリマス、本員第一ノ質問ハ、直接國稅一點張テ行クト、假令十圓ヲ三圓ニ下ゲタ所デ、郡部ニ厚クシテ市部ニ甚薄イ、即チ片輪ノ擴張ニナルノデアル、統計ノ市所ニ依レバ、此擴張方法ニ依レバ、郡部ニ於テ百人ニ付テ五人六分、市部ニ於テ百人ニ付テ三人二分ニナルノデアル、斯ル片輪ノ擴張ト云フモノハ、公平ナル選舉權ヲ擴張スル所以デハナシ、殊ニ文化ノ程度ヨリ推シテ見テモ、文明ノ進歩ハ大體ニ於テ市街ヨリ郡部ニ及ブノガ至當ノ順序デアリ、又中央ニ於テモ地方ニ於テモ、政治上ノ中心勢力ト云フモノハ、寧ロ市街地ニ在ルノデアリマス、ソレ故ニ選舉權ヲ擴張スルニ當リマシテモ、何所デモ絕對公平ニヤラネバナラヌハ當リ前デアリガ、若シ萬一ムヲ得ザル場合ニ於テハ、郡部ニ厚キヨリカ、寧ロ市街地ニ厚シク云フモノハ、ソレト呼フ者アリ、實社會ノ實狀ニ適合シテ居ルモノトハ、斯ル反比例、而モ其反比例タルヲ尋常ニ樣ノモノトハナシ、非常ニ驚クベキ反比例ノ結果ヲ來スコトハ、甚ダ宜クナシ、(ノウ)ト呼フ者アリ、ソレ故ニ何カ他ノ擴張方法ニ就テ十分考慮サレタコトガアルカ、此點ニ就テ智識階級ヲ混入スルコトモ、確ニ其一ノ方法デアリ、然レトモ、此有益ナル智識階級ヲ入レナカッタハ、ドウデアリカト云フコト、及最近床次君ノ説ニ依レバ、若シ此階級ヲ入レルト云フコトニナレバ、此智識階級ニ屬セザル者ニ於テ、相當智識能力アル者ノガアル、是等ニ對シテ、不公平ノ結果ヲ來シテハ、カスト云フコトデアラ、所ガ小ナル不公平ノ結果ヲ來シテハ、此階級ヲバ混入セザル、大ナル不公平ノ結果ヲ來スコトヲ看過シテ居ルノデアリカ、無論選舉權ト云フモノハ、或ル階級ニ依テ決定ムベキモノデアリ、財産上ノ資格ニ於テモ、馬鹿モアレバ馬鹿巧モアル、財産ヲ持テ居ラヌ者デモ、亦巧クナ者モアレバ馬鹿巧モアル、斯様ナ事ヲ逐一試驗シテ選舉權ヲ決メルコトハ出來ナイ、財産階級、智識階級、其他或階級ヲ標準トシテ與ヘルモノデアリマス、各人各個ニ就テ見レバ、不公平ノ結果ヲ來スコトガアルカ、制限選舉ニ於テハ、已メテ得ナイ智識アリマス、唯、智識階級ニ屬セザル者ノ中ニ於テ、幾ラカ智識アル者ガアルカラ、ソレニ對シテハ不公平ト云フコト、此一事ヲ以テ、此大切ナル智識階級ヲ取除ケルト就テ更ニ徹底シタル理由ヲ求ム、次ニ大選舉區制變更ニ關スル事デアリマス、之ニ就テモ不明瞭デアルト本員ハ斷言致シマシタケレドモ、其事ハ後日或ル機會ニ於テ、逐一事實ヲ指摘シテ甚ダ多イコトヲ證明致シマス、其點ニ就テ問フタデナイ、大選舉區制變更ニ關スル理由ガ、最前述ヘラレタ

所ノ全部ノ理由デアリカ、一部ノ理由カト云フコトヲ確メテラ、是ガ全部ノ理由デアテ、他ニ理由ガ無イト云フコトヲ承リマシタニ依テ、此事ハ本員ハ内務大臣ノ言トシテ質問ヲ取テ置キマス、次ニ第三ノ點ニ就テハ、是ハ更ニ委員會ニ於キマシテ、其等ノ點ニ就テ御辯明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今齋藤君ノ御尋ノ事ハ、郡市不權衡ト云フコトニ付テ、御心配デアリガ、十圓ノ稅ヲ三圓ニ下ゲテ、既ニ多少ノ不權衡ガ起テ居ル、更ニソレヲ二圓マデ下ゲレバ尙更不權衡ニナル、何故カト云ヘバ稅ガ下ル程、多ク地租ヲ納ムル人ガ其資格ニ當ザリマス、ソレデアリマスカラ有權者ハ益、郡部ニ多クナルノデアリマス(分タカ)ト呼フ者アリ、ソレカラ幾分智識階級ヲ加ヘレバ、緩和スルカノ如ク見エノデアリマス、併シ私ノ申シタノハ十八萬デアツテ、十八萬ノ智識階級者ノ中デ、獨立ノ生計ヲ營ム者ト云フモノヲ取レバ、其以外ノ者ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ト云フ標準ガ取レルカ知ラヌガ、更ニ是ガ減テ來セウ、僅カ十萬カラノ者ガ加テ、幾分ノ緩和ニナリマセウガ、ソレガ矢張大體カラ申セバ、郡部ノ人ガ多カラウト私ハ考ヘテ居ル、ソレカラ其次ニ智識階級ヲ取ラト云フコトハ、誠ニ小ナル不公平デアリ、其小ナル不公平ヲスベク智識階級ヲ取ラト云フコトヲ、何故ニ敢テスルカト云フ御話ノヤウデアリマスガ、是ハ大ニ考ガ違ヒマス、貴方ノ言ハレル智識階級ノ人ヲ全部取ツテ幾アラリマス、中學卒業以上ノ者ガ五十萬、此五十萬人ノ人ニ劣ラザル、寧ロソレ以上ニ全國ニ澤山ノ人居リマス、是等ノ人ヲ律スルニ、唯、卒業證書ヲ持テ居ルカ否ヤト云フコトヲ以テ判斷スルコトハ、大ナル不公平ト考ヘノデアリマス

○議長(大岡有造君) 今井嘉幸君——混雜ノ虞ガアリマスカラ、御登壇ヲ希望致シマス

○法學博士今井嘉幸君 今床次内務大臣ガ御尋ニナリマシタノデ、私ガ答フベキ地位ニナリマシタ、ソレニ附加ヘテ疑問ガ起テ來タ譯デアリマス、普通選舉モ矢張制限シテ居ルカラ制限デアリ、制限選舉デアリ、政府其他ノ方面カラ出シテ居ルノモ制限ヲ加ヘテ居ルカラ制限デアリ、制限ニ變リハナイデアリカト云フ御話デアリマシタガ、併シ普通選舉ト云フモノハ、唯、文字ニ拘泥シテハイケヌ、國民皆兵ト云フコトデモ、何モ子供ヤ女杯ヲ兵ニ取ルコトデアリマセヌ、ソレデモ國民皆兵デアリ、ソレト同ジク普通選舉ト云フテモ、誰ニモ彼ニモ與ヘルノデナシ、普通選舉ト制限選舉ト關係ハ、普通選舉ハ全體ノ者ニ與ヘルト云フコトヲ原則トシテ、ソレニ對シテ例外ヲ加ヘルノガ普通選舉デアリ、制限選舉ハ全體ニ與ヘルヲ原則トシテ、幾分ニ與ヘルノガ制限選舉デアリ、其爲メニ同ジク制限スルケレドモ、非常ナ差ガ起テ來ル、普通選舉ノ國ニ於テハ、國民全體ノ少クトモ二十「パーセント」前後ト云フモノガ、必ズ選舉權ヲ有スルコトニナル、百人ノ内二十人ハ選舉權ヲ有スル、制限選舉ハ標準ガ違フカラ、大概十「パーセント」以下デアリマス、サウ云

フコトニナル、普通選舉ヲ行ヘバ日本ト雖モ千萬カ千五百萬ト云フコトニナツテ、二十「パーセント」前後ニナル、所ガ今政府其他ノ諸黨カラ出サレテ居ル案ハ、五「パーセント」内外デアリ、其間ニハ非常ナ差ガアル、是ハ標準ガ違フカラサウ云フ差ガ起ル、所ガ世界ノ中デ多クハ二十「パーセント」近イモノニナツテ居ルノニ、日本ダケガ——一等國ト稱シテ居ル日本ダケガ、五「パーセント」位デ浸リニ爭フシテ居ルハ怪シカラス話デアリナカト思フ、斯ウ云フ譯デアリマスカラ、此點ノ御説明ヲ願ヒタイ、議會ノ中ノ空氣ト外ノ空氣ハ、ストーブノ加減ガ非常ニ違フ、議會ノ裡ハ桃源ノ夢ニ酔フテ居ルガ、世ノ中デハ非常ニ覺メテ居ル、尙ハ選舉法ノ改正ヲ今年ヤデモ、來年カラ行フモノデナシ、次ニ選舉法ヲ改テヤル、其間ニ考慮ヲ要スル、斯ウ云フ時ニ考慮ヲ用ヒテ貴ヒタイ、強チ之ヲ本年通スト云フヤウナコトヲ突張ラナイヤウニ希望スルノデアリマス

○國務大臣(床次竹二郎君) 今井君ニ御答致シマスガ、今私ハ言葉答メマスノデアリマセヌガ、普通選舉ニハ女杯ハ無イト仰シヤタガ、矢張時代ノ進歩デサウバカリハ行カスト思フ、今ノ戰デ女モ同ジク此軍事ニ加ッテ廉ヲ以テ、段々英國邊デモ選舉權ヲ與ヘラレテ居ル、是ハ何デモナイ事デアリマスガ、詰マリ私ノ言フノハ、貴方ノ言葉尻ヲ答メル趣意デハナイノデ、普通選舉ト申シテモ、時代ニ依テ其廣狹ニ幾分ノ差ガアルト私ハ思フノデアリマス、ソコ今デハ貴方ノ御考ニナツテ居ルヤウナ普通選舉論ハ、私ハ今持ッテ居リマセヌ、斯ウ云フコトヲ單純ニ御答シマシテソレ以上スドウモ私ガ御答致シテモ、却テ御満足デナカラウト思ヒマスカラ、是デ止メテ置キマス

○議長(大岡有造君) 委員選舉ノ事ヲ御諮リ致シマス

○岩崎勳君 本案ハ高木益太郎君外三名提出、衆議院議員選舉法中改正法律案外一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡有造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ——御異議ガ無イト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、本日ハ散會

午後六時二十九分散會

衆議院議事速記第十六號正誤

頁 段 行 誤 正
二一七 下 一六 送ゲテ 送ゲテ